

令和 4 年度 大学機関別認証評価  
自 己 点 檢 評 価 書  
[日本高等教育評価機構]

令和 4(2022)年 6 月  
松本歯科大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 ······	1
II. 沿革と現況 ······ ······ ······ ······ ······ ······	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 ······ ······ ······	5
基準 1 使命・目的等 ······ ······ ······ ······ ······	5
基準 2 学生 ······ ······ ······ ······ ······	1 5
基準 3 教育課程 ······ ······ ······ ······ ······	3 9
基準 4 教員・職員 ······ ······ ······ ······ ······	5 4
基準 5 経営・管理と財務 ······ ······ ······ ······	6 5
基準 6 内部質保証 ······ ······ ······ ······ ······	8 4
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価 ······ ······ ······	8 9
基準 A 研究活動 ······ ······ ······ ······ ······	8 9
V. 特記事項 ······ ······ ······ ······ ······ ······	9 2
1 姉妹校を中心とした国際交流 ······ ······ ······	9 2
VI. 法令等の遵守状況一覧 ······ ······ ······ ······ ······	9 4
VII. エビデンス集一覧 ······ ······ ······ ······ ······	1 0 5



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の基本理念

- ・松本歯科大学は、創立者 矢ヶ崎康先生によって 1972 年に設立され、また、本学の建学の精神は、創立者によって「建学の理念」として次のように掲げられている。

**建学の理念**

佐久間象山、福沢諭吉両先生の学訓に従い  
国手的精神に立脚し  
教育と研究の有機的結合を強固にして大学の本質を常に究め  
近代民主主義の本源的価値観と世界観を確立し  
人間の尊厳を認識せしめつつ民主主義的人格を陶冶し  
深遠な真理を追求しつつ科学的思想昂揚の完璧を期するにある  
過去より未来を通じて現代の世界史的位置を認識せしめ  
偉大な人類の業績を讃えると共に  
未来への方法と科学的展望を確立せしめる  
教学一致の不断の研鑽と遠大な理想に基づき  
輝ける高雅な環境の醸成につとめ  
自治の尊厳を守り  
芸術を尊び高度の情操を育成せしめる

- ・この理念は、佐久間象山先生と福沢諭吉先生の学訓に従うもので、「大学の教育と研究と運営の精神の源泉」として位置付けられ、本学のすべての活動の精神的な柱として脈々と受け継がれている。
- ・佐久間象山先生と福沢諭吉先生の理念である学問探究の精神や自由・平等の精神は、建学の理念のみならず、本学の校歌にも謳われ、教職員や学生に歌い継がれている。その一節には「いざや探らん世界のありかを、いざや究めん無限の法則を」と真理を求める精神が謳われている。また、民主主義的精神が「自由の響き、自由の守り、自由の榮光」として謳い込まれ、建学の理念が具体的に表現されている。

### 2. 本学の使命・目的

- ・本学の使命（「松本歯科大学学則」第 1 条）は、建学の理念に基づき、専門の学術を教授研究するとともに、豊かな教養と高い人格を備えた有為な人材を育成し、国民の保健、医療、福祉に貢献するばかりでなく、社会の発展や国際文化の向上を図ることも目指している。
- ・従って、本学の使命は、単に歯科医学に精通したプロフェッショナルを育成することに留まらず、芸術を愛し、国家的視点に立って思考・行動できる人間の育成を目指している。
- ・建学の理念を具現化するために、教育目標（「松本歯科大学学則」第 4 条）を学則第 1 条に基づいて制定している。特に全人的教育を目標とし、「良き歯科医師となる前に

良き人間たれ」 いう簡潔な教育方針を掲げている。

### 3. 大学の個性・特色

- ・佐久間象山先生と福沢諭吉先生はともに「実学教育」を重視した。歯科医学はまさに実学であり、本学は歯科医師の養成に特化した単科大学として設立された。
- ・本学の教育や研究の基本的精神はまさに建学の理念であり、教育目標で示された「良き歯科医師となる前に良き人間たれ」という指針が、全人的教育を目標とした本学の特色を端的に表している。
- ・建学の精神を具現化するために、初年次に設けられた導入教育は本学の特色のひとつである。単に歯科医療を担う職業人を育成することに留まらず、実証科学を基盤とした医療人を教育するために、自然科学のみならず国際文化論を学び、更に「学ぶ姿勢」を考える教育や体験学習あるいは地域に根ざしたカリキュラムを実施している。
- ・本学には「歯学部」と「大学院歯学独立研究科」が設置されている。本学の研究科は、わが国の歯科医学教育機関では唯一の独立研究科で、特定の講座を基盤とするものではなく、先端的・学際的分野を対象としたもので、きわめて特色あるシステムである。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

1972年 1月 29日	学校法人松本歯科大学設置認可
1972年 1月 29日	松本歯科大学設置認可
1972年 2月 18日	本館竣工
1972年 4月 1日	松本歯科大学開学
1972年 4月 28日	桔梗ヶ原学生ハイツ（男子）竣工
1972年 6月 24日	松本歯科大学病院開設許可
1972年 6月 26日	松本歯科大学病院開設
1973年 3月 31日	桔梗ヶ原学生ハイツ（女子 1～3）竣工
1974年 4月 28日	体育館竣工
1975年 8月 30日	実習館竣工
1976年 2月 4日	歯科衛生士養成所指定
1976年 7月 31日	講義館竣工
1977年 3月 9日	専修学校松本歯科大学衛生学院設置認可
1977年 4月 1日	専修学校松本歯科大学衛生学院開校
1977年 4月 9日	歯科技工士養成所指定、専修学校松本歯科大学衛生学院に歯科技工士科を開設
1977年 12月 1日	本部館竣工
1989年 11月 1日	総合歯科医学研究所・生体材料開発部門を開設
1991年 10月 1日	総合歯科医学研究所に顎・口腔形態機能研究部門を併設
2002年 4月 1日	総合歯科医学研究所を3部門（硬組織疾患制御再建学部門、顎口腔機能制御学部門、健康増進口腔科学部門）に改組
2002年 12月 10日	創立 30 年記念棟竣工
2002年 12月 19日	松本歯科大学大学院設置認可
2003年 4月 1日	松本歯科大学大学院歯学独立研究科開校
2003年 4月 15日	ハイテクセンター竣工
2006年 3月 31日	専修学校松本歯科大学衛生学院歯科技工士科閉科
2006年 4月 6日	CAMPUS INN（学生寮）第1期工事竣工
2007年 4月 6日	CAMPUS INN（学生寮）第2期工事竣工
2008年 4月 15日	松本歯科大学新病院開院
2010年 4月 1日	専修学校松本歯科大学衛生学院 3 年生課程に移行
2017年 2月 28日	専修学校松本歯科大学衛生学院職業実践専門課程 認定

## 松本歯科大学

### 2. 本学の現況

・大学名：松本歯科大学

・所在地：長野県塩尻市広丘郷原 1780 番地

・学部構成：松本歯科大学      歯学部歯学科  
    大学院歯学独立研究科

・学生数、教員数、職員数

#### ○学生数

(2022年5月1日現在)

学部・学科	開設年度	入学定員	収容定員	学生数
歯学部歯学科	1972年	96人	672人	491人
大学院歯学独立研究科	2003年	18人	72人	50人

#### ○職員数

(2022年5月1日現在)

教育職員	156人
医療職員	180人
事務職員等	60人
技術職員	21人

### III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の設定

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

###### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 【事実の説明】

###### (歯学部)

・松本歯科大学は、1972 年に設立され、2022 年に創立 50 周年を迎えた。本学の建学の理念は、「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色」で説明したように、「大学の教育と研究と運営の精神の源泉」として明確な位置を占めている。

・創立者 矢ヶ崎康先生が本学広報紙「Campus Today」に連載した内容を永く後世へ遺し、学内外に広く示すために 2011 年に刊行された書籍『視点』に、本学の建学の理念の原点といえる創立者の教育、社会、歴史などに対する考え方が具体的に示されている。

・この建学の理念を具現化し、本学の使命を達成するために「松本歯科大学学則」第 4 条に教育目標を掲げている。

・教育目標を達成するために必要な 3 つのポリシー、すなわち「アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）」及び「ディプロマ・ポリシー（卒業認定に関する方針）」を制定している。

###### (大学院)

・わが国の歯科医学教育機関では唯一の独立研究科である大学院は、研究者養成に留まらず、口腔生命科学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的に掲げている。

・以上の教育目標を達成するために必要な 3 つのポリシー、「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」及び「ディプロマ・ポリシー」を制定している。

###### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-1】大学ホームページ（大学概要／建学の理念・教育目標）

【資料 1-1-2】書籍「視点」

【資料 1-1-3】大学ホームページ（歯学部：理念とポリシーのページ、大学院：大学院案内・3 つのポリシーのページ）

【資料 1-1-4】 MATSUMOTO DENTAL UNIVERSITY (2022) (大学案内)

【資料 F-2】と同じ

【資料 1-1-5】 松本歯科大学学則 【資料 F-3】①と同じ

【自己評価】

- ・大学の「使命・目的・教育目的」を具体的に明文化している。

**1-1-② 簡潔な文章化**

【事実の説明】

(歯学部)

- ・本学では、建学の理念を実現すべく、「良き歯科医師となる前に良き人間たれ」という教育方針を簡潔に定めている。
- ・大学の使命・目的として「松本歯科大学学則」第1条において、「松本歯科大学は、建学の理念に基づき、専門の学術を教授研究するとともに、豊かな教養と高い人格を備えた有為な人材を育成し、もって国民の保健、医療、福祉に貢献しつつ、社会の発展と国際文化の向上を図ることを目的とする」と簡潔に記載されている。
- ・本学の使命を達成するために「松本歯科大学学則」第4条（表1-1-1）に教育目標を掲げている。

表 1-1-1 「松本歯科大学学則」第4条

(教育目標)
第4条 本学は第1条に基づき、建学の理念を具現化し人間教育全体を教育目標とし、人間としての倫理に基づき先ず「良き歯科医師となる前に良き人間たれ」という教育方針をモットーとし、学生が将来歯科医師として社会に貢献し、歯科医学の発展に寄与することができるよう人材育成を行う。
2 教育目標達成のため、アドミッションポリシー、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを別に定める。

(大学院)

- ・大学院は建学の理念に基づいて設置され、「創造性豊かな優れた研究者を養成するとともに、社会環境に柔軟に対応できる豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療職業人を養成する」ことを目的とすることが簡潔に明示されている（「松本歯科大学大学院学則」第5条）。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-6】 松本歯科大学学則 【資料 F-3】①と同じ

【資料 1-1-7】 松本歯科大学大学院学則 【資料 F-3】②と同じ

【自己評価】

- ・大学の使命・目的及び教育目的が明確かつ簡潔に定められている。

1-1-③ 個性・特色の明示

【事実の説明】

(歯学部)

- ・本学では、建学の理念を具現化し、全人的な人間教育を目標として「良き歯科医師となる前に良き人間たれ」という簡潔な教育方針を掲げて、プロフェッショナル教育の柱としている。

(大学院)

- ・大学院は、いわゆる講座制の縦型研究組織の壁を撤廃し、各研究領域がゆるやかに結合した学際的な研究の推進を可能にしている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-8】松本歯科大学学則 【資料 F-3】①と同じ

【資料 1-1-9】MATSUMOTO DENTAL UNIVERSITY (2022) (大学案内)

【資料 F-2】と同じ

【自己評価】

- ・大学の使命・目的及び教育目的に、本学の個性・特色である人間教育や教養教育を重視した内容を明示している。

1-1-④ 変化への対応

【事実の説明】

- ・建学の理念には「過去より未来を通じての現代の世界史的位置を認識せしめ、偉大な人類の業績を讃えると共に、未来への方法と科学的展望を確立せしめる」とあり、変化に対して柔軟に対応することが理念として謳われている。

- ・歯科医学教育の社会的要請に応え、大学の使命・目的及び教育目的を遂行するため、歯学部においては、2013 年度に 3 つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を制定した。さらに、大学院において、2015 年度に 3 つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を新たに制定した。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-10】大学ホームページ（大学概要／建学の理念・教育目標）

【資料 1-1-1】と同じ

【資料 1-1-11】大学ホームページ（歯学部：理念とポリシーのページ、大学院：大学院案内・3 つのポリシーのページ） 【資料 1-1-3】と同じ

【自己評価】

- ・本学の使命・目的及び教育目的は、社会の変化に十分に対応している。

### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学の使命・目的及び教育目的の根源にあたる「建学の理念」を堅持しつつ本学の特色を生かした教育を行う。常に時代の要請に即応した教育目的を 3 つのポリシーの改善によって実現していく。
  - ・FD(Faculty Development)を継続的に実施し、3 つのポリシーや教育目的の改善や明確化に引き続き努める。
  - ・建学の理念を堅持しつつ、社会的要請に敏感に応えるためには、教育目的の改善や向上に努める必要がある。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 3 つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

#### 【事実の説明】

- ・「松本歯科大学学則」及び本学の使命・目的を具体的に示す「教育目標」（「松本歯科大学学則」第 4 条）を「職員イントラネット」に掲載して本学役員及び全教職員に周知を図っている。
- ・歯学部および大学院における 3 つのポリシーの策定には FD、カリキュラム委員会、教授会、大学院歯学独立研究科委員会に加え、学事評議会や理事会でも審議され、広く役員や教職員の理解と支持を得ている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-1】松本歯科大学学則 【資料 F-3】①と同じ

【資料 1-2-2】職員イントラネット「建学の理念」、「目的及び教育目標」

#### 【自己評価】

- ・本学の使命・目的及び教育目的の策定には教職員のみならず役員も関わり、広く理解と支持が得られている。

### 1-2-② 学内外への周知

### 【事実の説明】

- ・創立者 矢ヶ崎康先生が本学広報紙「Campus Today」に連載した内容をまとめた 2011 年発行の『視点』は、本学の建学の理念の原点であり、建学の理念を理解するための書として教職員に配付している。
- ・建学の理念に基づく本学の教育方針及び 3 つのポリシーは本学ホームページ、学生募集要項及び大学案内に掲載している。
- ・一日体験入学では、参加者に教授による学校紹介で建学の理念及び教育目標を紹介し周知に努めている。
- ・海外の学生に対しては、本学の英文ホームページに建学の理念を掲載し、また中国語、韓国語の大学案内を作成して本学の使命・目的及び教育目標の周知を図っている。
- ・学内では、学生に対しては新年度のオリエンテーションや授業で周知し、学生・教職員に配付するシラバス、「学生イントラネット」及び「職員イントラネット」に本学の教育目標を掲載して周知に努めている。

### 【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 1-2-3】書籍「視点」 【資料 1-1-2】と同じ
- 【資料 1-2-4】大学ホームページ（歯学部：理念とポリシーのページ、大学院：大学院案内・3 つのポリシーのページ） 【資料 1-1-3】と同じ
- 【資料 1-2-5】学生募集要項 【資料 F-4】①②③④⑤と同じ
- 【資料 1-2-6】大学ホームページ（School Philosophy のページ）
- 【資料 1-2-7】中国語の大学案内
- 【資料 1-2-8】韓国語の大学案内
- 【資料 1-2-9】授業大要（シラバス） 【資料 F-5】①②③④⑤⑥と同じ
- 【資料 1-2-10】学生イントラネット（目的及び教育目標ページ）
- 【資料 1-2-11】職員イントラネット「建学の理念」、「目的及び教育目標」  
【資料 1-2-2】と同じ

### 【自己評価】

- ・建学の理念に基づく本学の特色を生かした教育の実現のため、学生及び教職員に対し、また、本学の受験志望者とその父母等に対し、本学の使命・目的及び教育目的を広く知らしめるよう努めている。

## 1-2-③ 中長期的な計画への反映

### 【事実の説明】

- ・本学の教育面における最も重要な中長期的な計画は、学部学生の学力向上と歯科医師国家試験合格率の改善であり、これに沿って各年度の事業計画が立案・公表されている。歯学部第 4 学年進級試験としても活用している CBT の得点率（平均）は、この 10 年で飛躍的にアップしており、全国平均を大きく超えた。また、歯科医師国家試験新卒合格率および合格者数もアップし、2021 年度（第 115 回）の新卒合格率は 90.4% であり、全国第 2 位である。直近 3 年間の平均合格率は 91.8% である。

- ・2014年、理事長主導で中期的なアクションプラン（表1-2-1）を掲げ、これを教職員や父母間で共有し、プラン実現のための教育改革を実施した。

表1-2-1 松本歯科大学アクションプラン

2014年3月13日開催のFD「松本歯科大学ディプロマ・ポリシーと2014年度学生教育について」において、矢ヶ崎雅 理事長が本学の中期的な目標を以下のように掲げた。
● 2015年 現役国家試験合格率下位5番以上（12位以上）
● 2018年 現役国家試験合格率上位2/3以上（6～11位）
● 2021年 現役国家試験合格率上位1/3以上（1～5位）

- ・なお実績は2015年度4位、2016年度4位、2017年度7位、2020年度2位、2021年度2位、となっており、目標を達成している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料1-2-12】事業計画 【資料F-6】と同じ

【自己評価】

- ・本学の使命・目的及び教育目的は、中期的な松本歯科大学アクションプランに反映されている。

**1-2-④ 3つのポリシーへの反映**

【事実の説明】

- ・本学の目的および教育目標について、歯学部および大学院において制定したアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに反映させている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料1-2-13】大学ホームページ（大学概要／建学の理念・教育目標）

【資料1-1-1】と同じ

【資料1-2-14】大学ホームページ（歯学部：理念とポリシーのページ、大学院：大学院案内・3つのポリシーのページ） 【資料1-1-3】と同じ

【自己評価】

- ・本学の使命・目的及び教育目標は適切にアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに反映されている。

**1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性**

【事実の説明】

- ・本学は、「松本歯科大学学則」第1条の目的を達成するため、歯学部（学則第3条）、

## 松本歯科大学

附属病院（学則第 65 条）、図書館（学則第 66 条）、総合歯科医学研究所（学則第 67 条）及び大学院歯学独立研究科（学則第 68 条）を設置している（図 1-2-1）。また、各教育研究組織の概要は表 1-2-2 に示すとおりである。

・歯学部は、16 講座（基礎 8 講座・臨床 8 講座）・6 教養科目からなる教育組織で構成されている（表 1-2-3）。また、2007 年から歯学部に「教育学習支援センター」を新設した（2018 年に学習支援委員会に改組）。

図 1-2-1 松本歯科大学機構図

(2022 年 5 月 1 日現在)

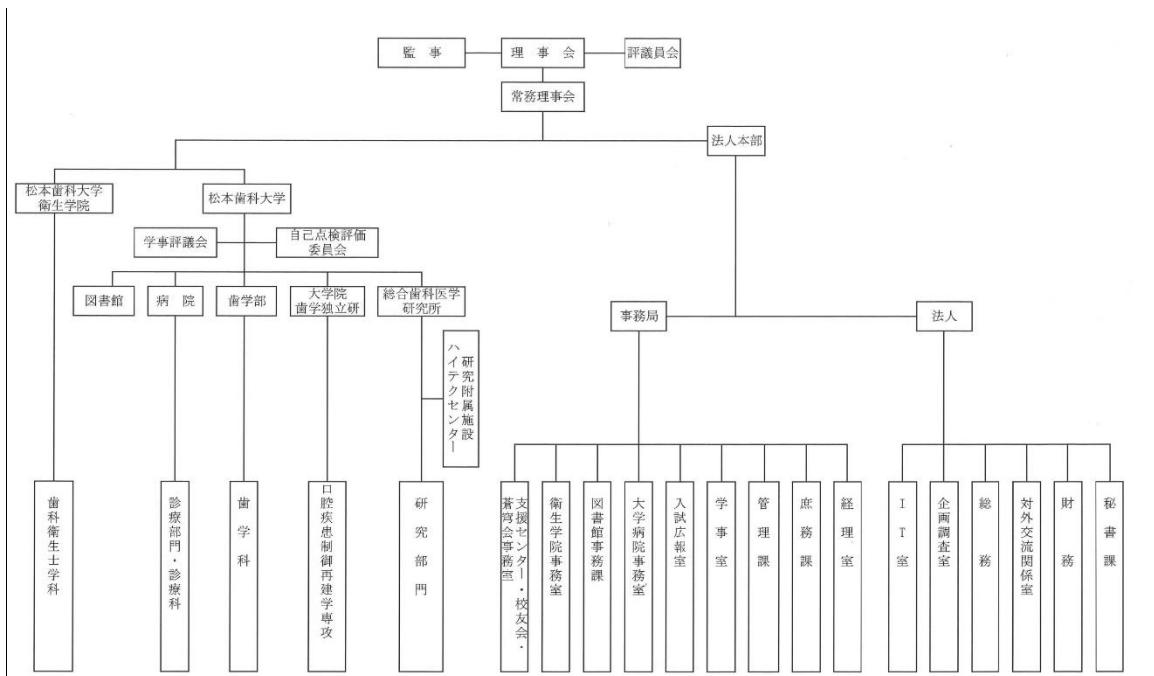


表 1-2-2 各教育研究組織の概要

(2022 年 5 月 1 日現在)

教育研究組織	組織の長 審議機関	規 模	
歯学部	・歯学部長 歯学部教授会	収容定員数	672 人
		基礎講座数	8 講座
		臨床講座数	8 講座
		教養科目数	6 科目
		学習支援委員会	
大学院歯学独立研究科	・研究科長 研究科委員会	収容定員数	72 人
		講座数	3 講座
附属病院	・病院長 病院長会議 歯科診療会議 医科診療会議	診療科数	歯科 11 科 医科 4 科
		病床数	31 床
		チエア一数	108 台
		部門数	3 部門
総合歯科医学研究所	・研究所長 運営委員会	ハイテクセンター(附属施設)	
		蔵書数	13.9 万冊
図書館	・図書館長		

	図書委員会	閲覧室等席数	198 席
--	-------	--------	-------

表 1-2-3 松本歯科大学歯学部講座及び教養科目構成

教養科目	基礎講座	臨床講座
化学	解剖学講座	歯科保存学講座
生物学	生理学講座	歯科補綴学講座
言語表現（英語）	生化学講座	口腔顎顔面外科学講座
情報リテラシー	微生物学講座	歯科矯正学講座
環境学・	病理学講座	歯科放射線学講座
国際文化学	薬理学講座	小児歯科学講座
体育	理工学講座	地域連携歯科学講座
	公衆衛生学講座	歯科麻酔学講座

- 附属病院である松本歯科大学病院は、2008 年 4 月、総合診療科や専門外来に加え、新たに医科を併設した新病院としてリニューアルした。また、2016 年には、摂食嚥下機能リハビリテーションセンターが開設され、医科歯科連携が強化された。
- 本学の図書館は 1,894 m<sup>2</sup> の施設内に 198 席を備え、図書約 13.9 万冊に加え多数の定期刊行物や電子ジャーナルなどの資料を有している。
- 総合歯科医学研究所は、研究指導教員 47 人、研究指導補助教員 12 人の 59 人で、硬組織疾患制御再建学部門、顎口腔機能制御学部門及び健康増進口腔科学部門の 3 研究部門から成る。各部門は、教授、准教授、講師の研究スタッフから構成され、大学院歯学独立研究科の基盤組織となっている。
- 大学院は学部講座の縦型の研究組織の壁を撤廃することで、各研究領域がゆるやかに結合し、学際的な研究の推進を可能にする 3 部門から成る組織形態である。
- 各教育研究組織は表 1-2-4 の審議機関・規程により、それぞれの役割・機能を通じて、相互に緊密な連携を保持しながら本学の教育目的の実現に向け一体となり教育研究を行っている。

表 1-2-4 各教育研究組織の審議機関及び関連規程

組織	組織の長	審議機関	主な関連規程
歯学部	歯学部長	歯学部教授会	歯学部教授会規程
総合歯科医学研究所	研究所長	運営委員会	総合歯科医学研究所規程
大学院	研究科長	研究科委員会	歯学独立研究科委員会規程
附属病院	病院長	病院長会議 歯科診療会議 医科診療会議	病院規程
図書館	図書館長	図書委員会	図書館規程

- 本学を構成する組織である歯学部、総合歯科医学研究所、大学院、図書館、附属病院は、各自に教授会、運営委員会、研究科委員会、病院長会議及び図書委員会などの組織を有し、各組織の独立性が担保されている。

- ・教授会は、「松本歯科大学歯学部教授会規程」第2条により歯学部の専任教授で構成されているため、各組織間の相互連携が円滑に保たれている。
- ・学長以下各組織の責任者で構成された学事評議会が設置されているので、全学的な諸問題に関する協議や調整が容易であり、各組織が適切な関係を保持している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

- 【資料1-2-15】松本歯科大学学則 【資料F-3】①と同じ
- 【資料1-2-16】松本歯科大学歯学部教授会規程
- 【資料1-2-17】松本歯科大学総合歯科医学研究所規程
- 【資料1-2-18】松本歯科大学大学院歯学独立研究科委員会規程
- 【資料1-2-19】松本歯科大学病院規程
- 【資料1-2-20】松本歯科大学図書館規程
- 【資料1-2-21】松本歯科大学学事評議会規程

#### 【自己評価】

- ・本学の使命・目的及び教育目標を達成するために必要な教育研究組織が適切に整備されている。

#### （3）1-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・建学の理念、教育目標及び教育方針の関係について、学生が理解しやすいような説明を行う。建学の理念に基づく特色ある教育の実現のため、在学生とその父母、教職員及び受験生とその父母などあらゆる関係者に対して、引き続き種々の行事や媒体を利用して本学の建学の理念を周知し、理解を得る努力を継続する。
- ・授業評価アンケートなどを利用して在学生の理解度を調査し、オリエンテーションの実施方法、授業内容及び周知方法等の改善策をカリキュラム委員会が中心に検討する。
- ・本学の使命・目的及び教育目標を教職員が理解し、理念を共有するために、3つのポリシーについて、継続的にFD研修会で取り上げて、カリキュラム委員会主導で改善する。
- ・本学の使命や目的の対外発信を強化するため、ホームページ、学生募集要項、大学パンフレット以外の媒体としてSNSの利用を開始したが、更にその活用方法を入試広報担当が検討する。
- ・引き続き、適切な教員組織の維持・向上を図る。
- ・中長期的な松本歯科大学の将来計画を立案する。

#### [基準1の自己評価]

- ・本学の建学の理念に基づく特色を生かした教育の実現のため、使命・目的及び教育目的は明確かつ具体的であり、個性・特色を明示した適切なものである。
- ・学内外の社会的変化にも柔軟かつ的確に対応し、役員・教職員の理解と支持を得ながら、教育目的が3つのポリシーに反映され、これらを実践する教育研究組織の構成

も適切で、中期的目標を達成するための体制が整備されている。

## 基準 2. 学生

### 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

#### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 【事実の説明】

##### (歯学部)

・「建学の理念」に基づく「教育目標」を学則第 4 条に規定し、この「教育目標」を達成するためのアドミッション・ポリシーを表 2-1-1 のように定め、学生募集要項に明記し、本学ホームページでも公開している。

表 2-1-1 松本歯科大学アドミッション・ポリシー

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1. 歯科医師になろうとする強い意志を持っている。       |
| 2. 歯科医学を習得するために必要な基礎的な学力を備えている。 |
| 3. 生命科学を学ぼうとする意欲を備えている。         |
| 4. 相手を理解し、自分の意思を適確に伝えることができる。   |
| 5. 諸問題を抽出・理解し、自分の考えをまとめることができる。 |
| 6. 国際的視野で思考し社会に貢献しようと考えている。     |

・受験者や保護者に本学が求める学生像、教育体系を理解してもらうために、一日体験入学を通してアドミッション・ポリシーの周知に努めている。

・高等学校に対しては、長野県内・高校連絡懇談会を通じて、入試制度、学生の動向について説明し、アドミッション・ポリシーの周知を図っている。

##### (大学院)

・大学院のアドミッション・ポリシーは、表 2-1-2 のように定め、学生募集要項に明記し、本学ホームページでも公開している。

・募集要項には、「松本歯科大学大学院は、世界に向かって開かれたまったく新しい研究・教育機関であり、『創造性豊かな優れた研究者を養成するとともに、社会環境に柔軟に対応できる豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療職業人を養成する』ことを目的とする」と具体的に明示している。

・「大学院設置基準」第 14 条特例（昼夜開講制）による社会人特別選抜の実施により、社会人が在職のまま教育を受けることを可能とした。幅広い分野から創造性豊かな学生を受け入れるため、入学者選抜試験制度として一般選抜、社会人特別選抜および外国人留学生特別選抜の 3 つの制度を採用している。入学者選抜試験制度も募集要項に

記載している。

表 2-1-2 松本歯科大学大学院アドミッション・ポリシー

松本歯科大学大学院は、口腔生命科学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とし、創造性豊かな優れた研究者を養成するとともに、社会環境に柔軟に対応できる豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療職業人を養成するために、幅広い分野から創造性豊かな次のような学生を受け入れる。

- ・歯科医学・歯科医療の発展に使命感を持っている人材
- ・高度な研究・医療を推進できる能力・技能を開発し、口腔生命科学の進歩に貢献しようとしている人材
- ・すでに社会に出ていたり開業医や病院などの勤務医及び歯科医療関連企業に在籍している研究者で、高度な歯科医学研究・教育及び臨床を学び社会に貢献しようとしている人材

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-1-1】松本歯科大学学則 【資料 F-3】①と同じ

【資料 2-1-2】学生募集要項 【資料 F-4】①②③④⑤⑥と同じ

【自己評価】

- ・歯学部・大学院とも入学者の受け入れ方針を明確に定めており、かつ周知に努めている。

**2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証**

【事実の説明】

(歯学部)

・本学では「良き歯科医師たる前に良き人間たれ」という教育方針のもと「歯科医師になろうとする強い意志を持っている人」をアドミッション・ポリシーに掲げ、入学者を受け入れている。これらの要件を満たす志願者を受け入れるために、総合型選抜、学校推薦型選抜（公募制）、一般選抜、共通テスト利用選抜、学校推薦型選抜（指定校）、校友子女選抜、留学生選抜、編入学選抜試験を実施し、学力検査のみに偏ることなく、小論文、面接および調査書等の資料をもとに総合的に判定している。また、総合型選抜、学校推薦型選抜（公募制）、学校推薦型選抜（指定校）、校友子女選抜、留学生選抜においては基礎的な日本語力、英語力あるいは思考力、分析力などを測るために教養検査を行っている。これらの入試のために「入学者選抜試験委員（以下「入試委員会」）を組織し、本学教員が入試問題を作成し、入学者選抜を公正、公平かつ円滑に実施している。入試委員会のもとには「入学試験出題採点実施委員」と「入学試験面接実施委員」が置かれ、小論文は5名で、面接は2名で評価して公平性を保っている。また、合否の判定は、入試委員会で入学者選抜基準により審議し、教授会に報告している。

(大学院)

・大学院歯学独立研究科では研究者養成に留まらず、高度専門職業人の養成を目的に掲げ、幅広い人材を受け入れる。また、「大学院設置基準」第14条特例（昼夜開講制）による社会人特別選抜の実施により、社会人が在職のまま教育を受けることを可能とした。幅広い分野から創造性豊かな学生を受け入れるために、入学者選抜試験制度については、一般選抜、社会人特別選抜及び外国人留学生特別選抜の3つの制度を採用し、入学者受け入れの方針に沿った対応をしている。また、2013年度より外国人留学生がスムーズに入学できるように秋季入学制度も取り入れた。募集要項とシラバスは英文化されており、外国人留学生にも対応できるように工夫した。

・大学院の入学者選抜に係る事項を審議するため、研究科入学者選抜試験委員会が設置されている。大学院担当教員の中から9人が委員として選出されているほか、委員以外では事務局長が出席している。委員会に係る事務は、学事室（大学院担当）が行っている。入学者選抜試験制度は、社会人及び外国人留学生にも対応している。入学者は研究科入学者選抜試験委員会が行う試験を経て研究科委員会にて審議され入学が許可される。なお、広く優秀な人材を受け入れるために、入学予定者が募集人員に満たない場合は、追加募集を行うことが募集要項に明記されている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料2-1-3】松本歯科大学歯学部入学者選抜試験委員会規程

【資料2-1-4】2022年度大学院歯学独立研究科学生募集要項（英文）

【資料F-4】⑥と同じ

【資料2-1-5】授業大要（シラバス）（大学院歯学独立研究科）（英文）

【資料F-5】⑦と同じ

【自己評価】

・歯学部・大学院とも多様な区分の入学試験を実施することにより、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れ方法を工夫し、実施している。

**2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持**

【事実の説明】

（歯学部）

・日本私立歯科大学協会の入学定員削減策により募集人員を2013年度に96人、2021年度から入学定員を96人としている。本学の収容定員は672人（第1、2学年96人、第3～6学年120人）であり、在籍学生数は491人である。進路変更、学力不足、経済的理由による退学者は存在するものの、6年間の学生納付金の減額、特待生制度の導入により経済的理由による退学者は減少傾向にある。2009年度から大学入試センター試験（現共通テスト）利用入試の成績を加味した特待生制度を導入して、大幅な学生納付金の免除を行い、優秀な学生の確保に努めている。2017年度までは募集人員である96人の新入生を確保できたが、2018、2019、2021、2022年度は確保できていない。また、国際的視野を有した歯科医師を育成するために、本学では外国人留学生や

編入生を積極的に受入れており、台湾、韓国、中国からの留学生が増加しており、留学生は36.0%を占めている。

・過去5年間における収容定員に対する在籍者の比率は、表2-1-3のとおりであり、近年充足率は安定している。

表2-1-3 在籍学生数の経年変化（過去5年間）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
収容定員	720	720	720	696	672
在籍学生数	576	544	564	546	491
充足率	80%	76%	78%	78%	73%

#### （大学院）

・大学院歯学独立研究科の入学定員は18人で、収容定員は72人である。学生数の推移であるが、2018年度48人、2019年度46人、2020年度40人、2021年度42人、2022年度50人であり、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。なお、2022年の入学者（春期）は15人で募集人員（18人）に満たなかった。

#### 【エビデンス集（データ編）】

【表2-1】学部、学科別在籍者数（過去5年間）

【表2-2】研究科、専攻別在籍者数（過去3年間）

#### 【自己評価】

・歯学部、大学院とも入学定員に対する受入れ状況は適正であり、入学定員に沿った適切な学生受入数を維持している。

#### （3）2-1の改善・向上方策（将来計画）

##### （歯学部）

・本学の入学者選抜方法はさまざまな角度から入学志望者を評価するものであり、歯科医師になろうという強い意志を持っている学生を受入れるには適している。しかしながら、従来のAO入試の入学者の中には、学力が不十分な学生も見受けられた。そのため、総合型選抜、学校推薦型選抜（公募制）、学校推薦型選抜（指定校）、校友子女選抜、留学生選抜においては、入学志望者の基礎的な学修能力を判断するために教養考査を導入している。これにより、小論文、面接、調査書に加えて、多方面から適性を評価することができ、基礎的な学力を有する入学者を確保している。今後、これらの入試の合格者の成績が入学後にどのように推移していくかについて追跡を行う。

・総合型選抜、学校推薦型選抜（公募制）、学校推薦型選抜（指定校）、校友子女選抜の合格者には入学前教育として理数系科目のDVD講義の受講を促しており、入学者からは1年次の科目を受講するにあたり、「受講して良かった」という評価を得ている。その効果については、入学後の成績推移をもとに検証する。また、外国人留学生については、入学後の日本語演習クラスを能力別に編成するとともに、早期に入国しても

らい入学前に日本語能力を向上させるカリキュラムも導入している。

(大学院)

・大学院学生受け入れについて、大学院募集要項を大学院ホームページで紹介し、幅広い分野から創造性豊かな学生を受け入れるよう努める。大学院ホームページで、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）を明記し、一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜について、また昼夜開講制について詳しく説明する。また、秋季入学制度の実施についてもその内容を詳細に紹介する。大学院ホームページを英文化し、入学者受入れの方針を英文で紹介し、外国人留学生の獲得にも努める。

・現在の大学院担当教員は59人（研究指導教員の資格を有する教員は47人）で大学院生に対する研究指導体制は整っているが、教育環境改善委員会と研究プロジェクト推進委員会の活動を強化し、更に研究指導体制を整える。また、英語での授業を増やすなど留学生の受け入れ体制を強化する。広く優秀な人材を受け入れるために、入学予定者が募集人員に満たない場合は、追加募集を行うことが募集要項に明記されている。そのような場合速やかに対応して、追加募集を行うように努め、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持する。

## 2-2 学修支援

**2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備**

**2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実**

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備**

【事実の説明】

(歯学部)

・学修支援に直接的に関わる学務委員会、カリキュラム委員会、臨床実習運営委員会は教員と職員による構成であり、本学の学修支援に関する方針・計画・実施体制を協議し運営している。また、本学で行われている Weekly Test 等は教員と職員の協力をもとに実施されている。すなわち、Daily Test、Weekly Test、総合講義試験問題の取りまとめ、印刷、記録、成績管理は学事室職員が担当している。卒業試験、進級試験のブラッシュアップ、印刷、記録、CBT や国家試験の公募問題の取りまとめなどにおいても職員がサポートしており、教員の負担軽減に極めて重要な役割を担っている。

・共用試験においては、医療系大学間共用試験実施評価機構との事務手続き、試験当日の受付およびサイトマネジャーを学事室職員と IT 担当者が行っており、共用試験実施評価機構のモニターからも教員と職員の連携体制に高い評価を得ている。OSCE 実施においては教員と職員が協力して運営し、模擬患者や採点集計係に多くの職員の協力を得ている。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 2-2-1】松本歯科大学歯学部学務委員会規程
- 【資料 2-2-2】松本歯科大学歯学部カリキュラム委員会内規
- 【資料 2-2-3】松本歯科大学臨床実習運営委員会規程

【自己評価】

教員と職員が協働して、学修支援体制を整備・運営して、学生の学修支援の充実を図っている。

**2-2-② TA 等の活用をはじめとする学修支援の充実**

【事実の説明】

(歯学部)

- ・2016 年に「松本歯科大学障がい学生学修支援規程」および 2017 年に「松本歯科大学障がいのある学生への学修支援に関する基本方針」を定めて、入学から卒業までの間、その能力および障がいの程度に応じた適切な学修および学生生活の支援を行っている。2018 年度には聴覚に障がいを有する学生が入学し、遠隔サポートと手話通訳による学修支援により順調に進級している。
- ・オフィスアワー制度はすべての授業科目において最低週 1 回設定し、その詳細は担当者、教授内容、一般目標、行動目標、教育方略、評価方法とともにシラバスに明記し、学修支援や授業支援にあたっている。
- ・教員の教育活動を支援することを目的にした TA は、大学院学生を対象に「松本歯科大学ティーチング・アシstant規程」により制度化されている。TA 制度は、2016 年度 3 件、2017 年度 5 件、2018 年度 8 件、2019 年度 4 件、2020 年度 1 件、2021 年度 3 件、2022 年 5 月 1 日現在で 1 件の大学院生の採用があり、主に基礎系実習や臨床系基礎実習における教育活動を支援している。TA 制度は、教員の教育活動を支援するのみならず、大学院学生に指導者としてのトレーニングの機会を与えるためもので、大学院学生の経済的な支援策として着実に定着してきている。
- ・休学者、退学者及び留年者への対策として、クラス主任および補佐が学生の出席状況、Weekly Test の結果を閲覧して、常に学生の状況を把握しながら個別指導を行っている。また、前期の定期試験後には成績が優れない学生を対象に、学年主任および補佐が三者面談を行い、ご父母にも学修状況を理解してもらっている。なお、2020 年度から 2021 年度は新型コロナウイルス感染症対策により三者面談を行うことはできなかつたため、ご父母への対応は電話やメールにより行った。

(大学院)

- ・大学院学生を対象に、「松本歯科大学ティーチング・アシstant規程」「松本歯科大学リサーチ・アシstant規程」により制度化されている。大学院学生に対する経済的な支援策の一環であるが、これをとおして学部教育の充実にも貢献する。研究科委員会も積極的にこの制度の利用を推進している。

【エビデンス集（データ編）】

【表 2-3】 学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 2-2-4】松本歯科大学障がい学生修学支援規程
- 【資料 2-2-5】松本歯科大学障がいのある学生への修学支援に関する基本方針
- 【資料 2-2-6】授業大要（シラバス） 【資料 F-5】①②③④⑤⑥と同じ
- 【資料 2-2-7】松本歯科大学ティーチング・アシスタント規程
- 【資料 2-2-8】松本歯科大学リサーチ・アシスタント規程

【自己評価】

- ・歯学部では、教員と職員の協働ならびに TA 等の活用により、学修支援および授業支援の充実を図っている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

（歯学部）

- ・学生の学修状況を把握し、改善するためには教員と職員の協働体制が不可欠である。そのために、各種委員会は教員と職員が構成員となって、学修支援に関する方針・計画・実施体制を協議し、運営している。今後も、現体制を維持しつつ改良を加えて、学生教育における問題点を共有して教員と職員の協働が実効性を持つよう学修支援体制を整えていく。
- ・TA の活用については、大学院生が増えれば、TA の採用数も増加し、学修支援や授業支援の充実につながるため、大学院の入学定員を充足するように研究科委員会とも協働で取り組む。

（大学院）

- ・研究科委員会も積極的に TA 制度の利用を推進しているが、より多くの大学院学生がこの制度を利用して学部教育に貢献するように、大学院運営委員会を中心にその方策を検討する。

### 2-3 キャリア支援

#### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

##### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

##### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【事実の説明】

（歯学部）

- ・学生は歯科医師を目標として入学しているため、本学の教育目標は明確で、初年次から学修支援や進学相談等のキャリア教育が実施され、卒後の臨床研修と大学院における専門教育に移行している。初年次の「入門歯科医学」「入門歯科医学実習」において

では臨床歯科医学などの入門講義に留まらず学外の保健福祉施設見学を行い、多様な歯科医師像を描くことができるよう配慮されている。救急蘇生法など多岐にわたる実習も導入し、歯科医師になる心構えを醸成している。5年次には臨床実習と臨床講義、6年次では総合講義を行い、歯科医師になるための最終段階であるキャリア教育を実施している。

・「診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。(歯科医師法第16条の2)」と臨床研修が義務化されているため、国家試験合格者は研修医として歯科医療に従事する。臨床施設の紹介等の情報提供、臨床研修医制度に基づくマッチング登録支援は学事室が担当し、研修施設を見学する機会も用意されている。

・毎年6月に6学年と臨床研修医との合同で、臨床研修医制度に基づくマッチング登録の説明会、講座への入局説明会及び大学院入学説明会を開催している。就職や大学院進学を含めた進路の指導・助言は学年主任や主任補佐が担当し、三者面談時には学生・教員・父母とともに進路指導を含めた学修生活全般の相談を実施している。また、本学の同窓会組織（松本歯科大学校友会）の支部組織を通じても臨床研修終了後の就職相談や開業相談に応じる体制がある。

(大学院)

・大学院歯学独立研究科の目的は、「松本歯科大学大学院学則」第5条に「歯学独立研究科は、創造性豊かな優れた研究者を養成するとともに、社会環境に柔軟に適応できる豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療職業人を養成することを目的とする。」と規定し、シラバスおよび松本歯科大学ホームページの大学院案内に公表されている。また、「大学院設置基準」第14条特例（昼夜開講制）による社会人特別選抜の実施により、社会人が在職のまま教育を受けることを可能とするなど、社会に広く門戸を開き、幅広い人材の育成を目指している。本大学院では、キャリアガイダンスの整備の一環として、博士（臨床歯学）の学位を設け学際的知識と高度専門技術を修得した歯科医師の養成を可能としている。2007年度から高度臨床実習科目を設定し、主指導教員を中心に認定医・指導医・専門医等の資格取得に向けた指導が可能となっている。また、博士（学術）の学位を設け幅広い人材の育成を目指している。

・就職、進学に係る相談は、指導教員をはじめ学生相談室、学事室（大学院担当）で対応しているが、専門的に対応する窓口はなく、組織的な取り組みは行っていない。また、キャリア教育のための組織的な支援体制は、整備されていない。

【エビデンス集（データ編）】

【表2-4】就職相談室等の状況

【表2-5】就職の状況（過去3年間）

【表2-6】卒業後の進路先の状況（前年度実績）

【自己評価】

・歯学部・大学院とも、教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導体制を整備している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

(歯学部)

・初年次における「入門歯科医学」「入門歯科医学実習」は歯科医師として社会貢献するための動機付けになり、社会情勢を踏まえながら授業内容の充実を図る。また、5年次の臨床実習は参加型臨床実習を基本とし、2020年度には歯学系臨床能力試験（一斉技能試験・臨床実地試験）トライアルを実施し、2021年度には本格実施を行った。

・卒後研修のためマッチングは研修施設により選考試験が多様であり、早めの研修施設決定と情報提供ができるようにする。また、臨床研修においては複合型研修施設を確保できるように校友会を通じて広報活動を行う。

(大学院)

・学生のニーズや社会的需要に基づいた教育目的や教育課程の編成とともに就職・進学について、今後も恒常的に検証していく。就職、進学に係る相談は、指導教員をはじめ学生相談室、学事室で対応しているが、不十分であるため、社会的・職業的自立に関して指導する新しくキャリアガイダンス委員会を組織する。また、国際化も継続的に推し進めているが、外国人留学生のキャリアガイダンスについてはまだ手を着けていない。外国人留学生一人一人に対応した社会的・職業的自立に関する指導をキャリアガイダンス委員会にて検討して実践する。

## 2-4 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

〈学生サービス、厚生補導のための組織〉

(歯学部)

・学生サービスと厚生補導は学事室が生活、住居、健康面および課外活動全般にわたる厚生補導を担い、学生部長、学年主任・主任補佐、補佐教員が担当学生の相談に応じている。また、学生生活に関する諸問題は、学年会議、学務委員会を経て教授会で協議され、適切に指導・支援されている。学生に対する情報提供や連絡は学生インターネットに掲示し、緊急性のある通知や個人通知はスマートフォン等へのメール配信システムを利用し、利便性を高めている。

・学生の生活・健康管理（学生食堂の運営に関する事項を含む）及び学生生活の利便性を図るために、入学時、ICチップを導入した学生証を交付し、授業受講時の出席確認、図書館の本の貸し出し、学生食堂の利用などに活用している。健康の維持・増進のた

め、提携業者が計 5 つの食堂施設（学生食堂、レストラン、カフェテリア、中華レストラン、コーヒーショップ）を運営している。特に学生食堂は休日も利用可能で、メニューを学生インターネットに掲載して利便性を図るとともに規則正しい健康的な学生生活にも寄与している。また、学生寮である CAMPUS INN は快適な居住空間、修学学習に適した環境を提供しており、CAMPUS INN 管理運営委員会を中心に事務手続き等の管理運営及び入居者の教育生活指導、支援を行っている。

・留学生に対するサポート：留学生に対するサポートは、事務職員2人と学事室の教員1人および各学年の学年主任・主任補佐・補助教員・科目担当教員が協力して担っている。そこでは留学生に必要な諸手続きのサポート、在留期間更新手続きの失念を防ぐための在留状況の把握、在留手続きに入国管理局へ出向く手間を省くための申請取次資格の取得、日本語能力テストによる日本語能力の把握、学修サポート計画の立案、日本語初級者への補習授業を行うなどきめ細かなサポート体制が取られている。

(大学院)

・大学院では、学生サービス、厚生補導のための組織として教育環境改善委員会を設置し、学事室（大学院担当）とともに担当している。留学生に対するサポートは学事室（大学院担当）が担う。

〈奨学金など学生に対する経済的な支援〉

(歯学部)

・奨学金など学生に対する経済的な支援は松本歯科大学が独自に行っている奨学金制度と日本学生支援機構奨学金などがあり、学事室が担当して学生インターネットに情報を掲載して周知し、修学状況などを参考に、規程に沿って厳正に候補者を選定している。

・「松本歯科大学歯学部奨学金」は経済的理由のため修学が困難な歯学部学生に修学資金を貸与し、優秀な人材を育成することを目的としている。学業・人物ともに優れ健康であると認められる者であって、経済的な理由により、修学が著しく困難であると認められる者について、選考のうえ、年 60 万円の範囲において奨学金を貸与している。奨学金の貸与期間は、採用年度限りとし、当該年度の奨学金総額に応じ年度毎に決定する（エビデンス集（データ編）表 2-7）。給付型の奨学金としては、「松本歯科大学特待生制度（入学時特待生）」「松本歯科大学特待生制度（特待生 1 種）」により入学試験の成績に基づいて学生を選考し、「松本歯科大学学業特待生制度」では前年度学業成績および人物がともに優れ、他の学生の模範となりえると認められた学生を選考して、授業料に対する経済的支援を行っている。また、「歯学部学生共済制度」で、学資負担者が死亡、被災した場合の学費の減免、学生の疾病傷害、奨学金の貸与および課外活動に対する援助など幅広い支援策が用意されている。

・日本学生支援機構奨学金は経済的理由のため修学が困難である優れた学生に対する日本学生支援機構の奨学金貸与制度である。学力基準・家計の収入などの基準により、第一種（無利子）と第二種（有利子）の2種類がある。貸与月額は3万円から16万円まであり、本学の推薦により貸与される。

・日本学生支援機構や森田育英会奨学金などの奨学金にも厳正に候補者を選考のうえ

推薦している。

(大学院)

- ・学生に対する経済的な支援策については次の制度（表2-4-1）があり、申込み手続きは教育環境改善委員会および学事室（大学院担当）において担当している。
- ・2017年度から優秀な学生に対し経済的支援を行い、研究活動を支援するとともに、本学の優れた教員として社会に貢献する人材を育成することを目的に松本歯科大学大学院奨学金制度を設け、支給対象学生数12人に対して年30万円を貸与している。

表2-4-1 大学院学生への経済的支援策

【本学の制度】	【学外の制度】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院奨学金制度</li> <li>・ティーチング・アシスタント制度</li> <li>・リサーチ・アシスタント制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本学生支援機構奨学生制度</li> <li>・森田育英会奨学生制度</li> <li>・その他（都道府県及び各種団体等の奨学制度）</li> </ul>

〈学生の課外活動への支援〉

(歯学部)

- ・学生の課外活動を円滑に行うために文化連絡協議会と体育連絡協議会が設置され、これらを統括する上部組織として合同総会がある。学長、学部長、教務部長および学生部長が協議会の顧問を務め、学事室が事務処理、練習場の調整などを全面的に支援している。また、教授あるいは准教授がすべての団体の部長として活動を支援し、遠征などにも引率するなど安全面・健康面に配慮している。共用試験などでカリキュラムが過密になる中、全日本歯科学生総合体育大会に参加可能な年間計画を策定するよう配慮している。なお、課外活動関連の意見は各団体の部長や学生の団体を通して伝えられ、適切に処理されている。
- ・課外活動に対する経済的支援は歯学部学生共済規程に則って行われており、2019年度には総額553万円が支給された。なお、2020年、2021年度はコロナウイルス感染症対策のため課外活動を禁止したため、全日本歯科学生総合体育大会連盟費2020年度24万円、2021年度24万円を支援した（エビデンス集（データ編）表2-8）。また、大学祭や体育祭など文化連絡協議会と体育連絡協議会の合同総会で企画された行事にも支援を行っている。
- ・課外活動に供する施設は各種体育施設や部室および音楽部練習室などで、用具の更新や補充も定期的に行われている。体育館は通常8:30～20:00（休日は9:00～17:00）まで開館している。部活以外にも学生が個人的に利用して健康増進に寄与している。

(大学院)

- ・大学院学生が学外の学会等へ出席する際には、学生の主指導教員に支給される大学院研究費の中から、交通費等を使用できる仕組みとなっている。

〈学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談等〉

(歯学部)

・学生の心身に関する健康相談、生活相談として学生相談室を設け、学生部長を相談室長として、学年主任、学事室職員、保健師、カウンセラーを含めた14名で運営している。カウンセリングを必要とする学生には、週1日カウンセラー（臨床心理士、公認心理師）が対応し、心的支援を行っている。また、「学校保健安全法」に基づき、学生の健康保持増進、疾病予防、急病、けがの救急処置などの健康管理のために保健室を設置し、週5日8:30～17:30に開室している。本学には附属病院に内科があるため、保健室と連携して学生の健康上の問題に迅速に対応できている。なお、全学生が学生教育研究災害傷害保険に加入している。

(大学院)

- ・全学生を対象にした健康診断を毎年度義務づけている。受診できない学生には健康診断書の提出を求めている。学生に対する心的支援や生活相談を行うため、学生相談室の設置とオフィスアワー制度を導入している。年間に 5～6 件程度の相談が学事室（大学院担当）に寄せられている。主な内容は、学費について、研究テーマの変更について、指導教員の変更についてなどであり、主に研究科運営委員会で対応している。
- ・教育研究活動中の災害および通学中の事故に対し必要な給付を行うため、全学生が学生教育研究災害傷害保険に加入している。

【エビデンス集（データ編）】

【表 2-7】大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）

【表 2-8】学生の課外活動への支援状況（前年度実績）

【表 2-9】学生相談室、医務室等の状況

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-4-1】松本歯科大学歯学部奨学金規程

【資料 2-4-2】松本歯科大学歯学部学生共済規程

【資料 2-4-3】松本歯科大学歯学部学資負担者の死亡等に対する援助に関する細則

【資料 2-4-4】松本歯科大学歯学部学生の傷害、疾病に対する援助に関する細則

【資料 2-4-5】松本歯科大学大学院奨学金規程

【資料 2-4-6】松本歯科大学歯学部体育連絡協議会規程

【資料 2-4-7】松本歯科大学歯学部体育連絡協議会クラブ細則

【資料 2-4-8】松本歯科大学歯学部文化連絡協議会規程

【資料 2-4-9】松本歯科大学歯学部文化連絡協議会クラブ細則

【自己評価】

- ・学部・大学院とも、学生生活の安定のために適切に支援している。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

(歯学部)

- ・学生生活の支援をするために、学年末のアンケートに学生生活満足度調査を加えて

改善資料として活用する。また、学生と学年主任との意見交換を行い、学生サービスの改善に役立てる。

- ・学生サービスや厚生補導は充実しているが、経済的に困窮する学生に対しては本学の特待生制度、奨学金貸与制度、及び日本学生支援機構の奨学金制度の適切な運用に努める。
- ・健全な学生生活のため、可能な限り課外活動を支援する。
- ・学生相談体制を充実する。そのためにも FD によって教職員のカウンセリングスキルの向上に努める。
- ・カウンセリングの開設日、時間については、今後の利用者の状況を見ながら変更等判断をしていく。

#### (大学院)

- ・主指導教員および教育環境改善委員会が連携し、助言していく体制を整備する。学生相談・学習研究支援体制を強化するために、FDを引き続き開催する。また、今後は相談記録を作成し、相談内容等の把握に努める。健康診断については、入学時や新年度開始時に全員が受診するよう指導を徹底している。学生を代表する組織については、オリエンテーションなどで代表を決めて意見の集約をするように働きかける。
- ・大学院の授業料は他大学院に比して高いわけではないが、今後は本学独自の分割納入制度や貸与制度を検討する。就職に対する相談・助言体制については、就職希望者に対し主指導教員および教育環境改善委員会が連携し助言していく体制を整備する。キャリア教育については、認定医・指導医・専門医等の資格取得に向けた指導体制の充実や、ポストドクター制度の本格的な導入について検討する。

## 2-5 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

##### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

##### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### 【事実の説明】

- ・本学は松本平と呼ばれる丘陵地の一角に立地し、塩尻駅から 3km、長野道塩尻 IC から 4km、信州まつもと空港から 7km の位置にある。
- ・キャンパスには、本部館と本館を中心として、講義館・実習館・体育館・図書会館・大学病院・創立 30 年記念棟・ハイテクセンター・CAMPUS INN(学生寮)があり、周囲に野球場、陸上競技場等を配置している（表 2-5-1、図 2-5-1）。

表 2-5-1 各建物と施設・設備概要

建物等	施設・設備の概要	
本館	東棟	教授室、医局、研究室、教室、中央スタジオ
	西棟	学生ラウンジ、衛生学院
	北棟	講堂、臨床実習室、臨床研修室、多目的室、病院ラウンジ
講義館	大・中・小講義室、LL 教室、教授室	
実習館	実習室などの実習施設、実験室などの研究施設 総合歯科医学研究所・大学院	
ハイテクセンター	実験動物施設、電子顕微鏡施設、実験室	
図書会館	図書館（自習室）	
	学生ホール、大小会議室、音楽演習室、中国料理レストラン	
創立 30 年記念棟	大小会議室・会見室、カフェテリア、フレンチレストラン	
CAMPUS INN（学生寮）	新入生棟、2~6 年棟、セミナー室、チューター室、カフェ・ミニコンビニ	
大学病院	歯科診療部、医科診療部、健診センター、健康づくりセンター	
体育施設	体育館	25m 競泳プール、B ジム(バスケットコートほか)、スカッシュコート
	野球場	1 面（外野天然芝）
	陸上競技場	全天候型 400m トラック、ゴルフ練習場併設

- ・キャンパス内の建物は機能的に配置され、学生及び教職員が容易に移動できるよう、屋外の通路は各建物を結んでいる。
- ・校地の面積は 130,716 m<sup>2</sup>、校舎の面積は 50,765 m<sup>2</sup>、収容定員は 672 人であり、大学設置基準に定める校地面積 11,158 m<sup>2</sup>・校舎面積 17,200 m<sup>2</sup>（校舎：11,200 m<sup>2</sup>、病院 6,000 m<sup>2</sup>）を満たしている。
- ・学生及び職員の一人ひとりが、本学の教育・研究・診療環境のもとでより高い水準の知識と技術を修得できるよう、各校舎内の講義室・実習室・研究室及び大学病院には、充実した実習設備・分析機器・診療機器を導入し、最新の教育・研究テーマに対応できる環境を整えている。

図 2-5-1 松本歯科大学 CAMPUS MAP



### 本館

- ・本館は東棟、西棟、北棟の3棟で構成されており、東・西棟は歯学部各講座の教授室、医局、研究室をはじめ、臨床予備実習室、大講義室、示説室、学事室、衛生学院、中央スタジオ、学生ラウンジなどがある。また、北棟は講堂、臨床実習室、臨床研修室、多目的室、インストラクター室、売店、病院ラウンジなどがある。
- ・学生ラウンジは開放感溢れる明るい雰囲気で各施設へのアプローチがしやすい場所にあり、食事や休憩そして自習や課外活動の打ち合わせなど、学生たちが気軽に利用できる快適なスペースとなっている。また、可動式パーテーションも備え、展示発表など多目的ホールとしても利用している。

### 講義館

- ・講義館は、大講義室、語学授業やゼミナールに活用度の高い小講義室など講義のための教室を主にした建物である。各階のロビーは、学生同士あるいは学生と教員との交流を深める人間的なふれあいの空間として積極的に活用されている。

### 実習館

- ・実習館には、基礎系講座の教授室、医局、研究室、講義室、実習実験室、基礎実習室があり、本学歯科医学教育の基本を担う実習センターとして重要な役割を果たして

いる。

### 総合歯科医学研究所

・総合歯科医学研究所の主な施設は、実習館内にあり、本学の「建学の理念」の具現化の一つとして 1989 年に開設、2001 年規模拡大を経て、2002 年 4 月には硬組織疾患制御再建学部門、顎口腔機能制御学部門、健康増進口腔科学部門の 3 部門に改組された。総合歯科医学研究所は翌 2003 年 4 月に開設された大学院歯学独立研究科の基盤組織であり、松本歯科大学の研究所として、歯学部、大学院、大学病院と密接な連携をとりながら、実験室（8 室）等で活発な研究活動を行っている。また、大学院歯学独立研究科の教育・実験施設としても活用されている。世界に誇れる研究業績を上げ、ハイテクリサーチ型研究所を目指す。

### ハイテクセンター

・2003 年 4 月総合歯科医学研究所の付属施設として最新の設備を揃えて竣工したハイテクセンターは、歯学部・総合歯科医学研究所・大学院の共通研究施設であり、松本歯科大学全体の研究活動をサポートし、各種電子顕微鏡（透過型電子顕微鏡、X 線マイクロアナライザー、走査型電子顕微鏡、分析型電子顕微鏡）を中心としたハイテク機器を設置している。また、遺伝子操作も可能な動物実験施設（地上 3 階＝動物舎）、その関連実験室などを併設し充実した研究環境になっている。

### 図書会館

・図書会館は 1985 年 3 月に竣工し、約半分のスペースが図書館となっている。図書館のほか演習室・セミナー室・学生ホール・大小会議室・音楽演習室などがある。また、2004 年 4 月には 1 階に北京料理を主力とした中国料理レストラン（特別室 1 室・ホール 70 席）をオープンした。

### 体育施設

・体育館は、25m 競泳プール（公益財団法人日本水泳連盟公認）やスカッシュコート・エクササイズジムなどを設置している。本学のユニークな体育カリキュラムに対応しているばかりでなく、6 年間にわたる厳しい勉学を支える体力づくりと健康管理に欠かすことのできない施設となっている。  
・このほかの体育施設として陸上競技場・野球場・ゴルフ練習場などがあり、学生、職員、地域住民をはじめ小・中・高の地元の学校等が利用している。

### 創立 30 年記念棟

・創立 30 年記念棟は 2003 年 1 月に竣工し、1 階にはカフェテリア（336 席）、2 階にはカフェテリア（146 席）とレストラン（特別室ほか 40 席）がある。カフェテリアは、幅広いレパートリーの中から好きなメニューを自由に選べる方式をとっており、レストランはフルサービスとなっている。3 階には大・小会議室、会見室などがある。

### CAMPUS INN（学生寮）

- ・CAMPUS INN は、初年次教育支援体制の一環として 2006 年に広大なキャンパスの東側に新設された学生寮である。新入生棟 168 室、2~6 学年棟 200 室があり、部屋は、プライバシーを尊重した快適なワンルームで、家具や家電製品が備え付けられており、掃除やリネン交換サービスの提供がされている。
- ・施設内には講義やミーティングなど多目的に使用できる大教室（150 人収容）をはじめ、少人数のグループ単位で勉強できるチューター室（15 人収容）6 室を設置、ミニ・コンビニショップも完備している。

### 大学病院

- ・1972 年に本学の附属病院として開設し、2008 年 4 月に新病院を開院した。新病院は建設延べ面積 14,812 m<sup>2</sup>、地上 4 階・地下 1 階建てである。
- ・診療は歯科診療部、医科診療部があり、歯科診療部は初診室（総合診断科・総合診療科）、保存科（保存修復・歯内療法・歯周病）、補綴科、口腔外科、口腔インプラントセンター、歯科麻酔科、歯科放射線科、地域連携歯科、矯正歯科、小児歯科、口腔健康管理科があり、チェアユニット 108 台を備えている。
- ・医科診療部は内科、耳鼻いんこう科、整形外科を開設している。
- ・診療時間は、平日が午前 9 時から午後 5 時まで、土曜日が午前 9 時から 12 時まで、内科、耳鼻いんこう科、整形外科は土曜日が休診となっている。また、サテライトクリニックとして、2020 年 4 月より二條皮ふ科クリニックを開設している。
- ・病床数は 31 床あり、歯科については顎口腔領域の炎症、外傷、腫瘍等に対する入院治療、小児・心身障害者・有病高齢者等に対し入院による集中歯科治療を行い、摂食嚥下機能リハビリテーションセンター、健診センター・健康づくりセンターも開設している
- ・健診センターは、医科と歯科の連携に基づく総合的な健康診査を行う医科・歯科総合健康ドックを行っている。すなわち、医科の一般的なドックの内容に加え、歯科検診として、「歯周病」、「かみ合わせ」「あごの関節」などの診査を行い、全身的な健康生活ができるよう、健康状態の把握と病気の早期発見を目的としている。
- ・健康づくりセンターは、医師、看護師、管理栄養士、スポーツトレーナーらが連携して、健康づくりの実践と疾病予防を指導している。また、特定保健指導により生活習慣病予防を推進している。

### <施設・設備の安全性>

- ・安全衛生管理規程、防火管理規程、保安規程等により、施設設備ごとの安全・衛生の確保のために必要な事項が規定され、安全衛生委員会が中心となって安全確保の体制をとっている。
- ・病院については、医療安全管理委員会規程、麻薬取扱規程、医療ガス安全管理委員会規程、感染性廃棄物管理規程、院内感染防止対策委員会規程等により安全・衛生の確保のために必要な事項が規定されている。
- ・建物・建物付帯設備等の自主点検・法定点検・保守点検を定期的に実施し、改善を

施すことにより、常に安全性を確保している。

・開学当初からの施設設備の中にはかなり老朽化が進んでいるものがあるため、各部署からの改修・改善の要望も汲み入れながら施設設備の耐震・改修・更新などを行っている。具体的には、建物の外装については、本館・図書会館・講義館・実習館・本部館と逐次改修を行い一巡している。

#### 【エビデンス集（データ編）】

【表 2-10】附属施設の概要（図書館除く）

#### 【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 2-5-1】学校法人松本歯科大学安全衛生管理規程
- 【資料 2-5-2】学校法人松本歯科大学防火・防災管理規程
- 【資料 2-5-3】学校法人松本歯科大学保安規程
- 【資料 2-5-4】松本歯科大学病院医療安全管理委員会及び医療安全管理室規程
- 【資料 2-5-5】松本歯科大学病院麻薬取扱規程
- 【資料 2-5-6】松本歯科大学病院医療ガス安全・管理委員会規程
- 【資料 2-5-7】松本歯科大学病院感染性廃棄物管理規程
- 【資料 2-5-8】松本歯科大学病院院内感染防止対策委員会内規

#### 【自己評価】

・教育研究目的を達成するための、校地、校舎等の学修環境は整備され、適切に運営・管理されている。

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### 【事実の説明】

##### 〈快適な学修環境の整備〉

・本館、実習館、講義館、図書会館には、講義、実習の間に休憩や談話ができるよう、ラウンジ、ロビーを設置（合計 1,766 m<sup>2</sup>）し、多くの学生が、自習の場、共同学修の場として有効に活用している。

・実習館は、本学歯科医学教育の基本を担う学舎であり、我が国有数の実習センターとして、歯科医学教育における重要な役割を果たしている。実習室では、AV 機器を導入し、教授の示説を学生個々のディスプレイに映し出し、マンツーマン教育の効果を最大限に発揮している。

・CAMPUS INN は、すべて個室で各部屋には家電や家具を備え付けているほか、高速インターネット回線も設置している。また、清掃サービスやリネン交換サービスなども行っているため、親元を離れて生活する学生にとっては快適な生活の場となっている。

##### 〈図書館〉

・図書館は図書会館内の 1 階と 2 階にあり、全体面積 1,894 m<sup>2</sup>、閲覧スペース 652 m<sup>2</sup>、書庫スペース 820 m<sup>2</sup>である。座席数は個人閲覧室・セミナー室、自習室を含め 198 の

座席を備えている。図書館内の利用者用コンピュータは検索用 7 台、館内貸出用ノートパソコン 2 台がある。図書館は教育目標である「人間としての倫理に基づき先ず『良き歯科医師となる前に良き人間たれ』という教育方針」に基づき、教室、実習室、大学病院などで得られた知識をさらに深め、新たな知を探求する「場」として十全に機能するよう努めている。

- ・2021 年度末現在の蔵書数は 139,958 冊、所蔵雑誌タイトルは 2,289 タイトル、視聴覚資料は 2,373 点を数える。また、電子ジャーナルはサイエンスダイレクト、EBSCOhost、メディカルオンライン等を含めて 8,178 種類のジャーナルにアクセス可能である。

- ・図書館利用状況は、2021 年度の入館者数 12,862 人、貸出冊数 3,866 冊、相互貸借は依頼 65 件、受付 60 件となっている。

- ・開館時間は、2022 年度は平日 8 時 30 分から 18 時 00 分、土・日曜・祝日は閉館している。併設する自習室は平日の 8 時 30 分から 21 時 00 分まで開室しており、学生が自主学修できるよう配慮している。

- ・館内のセミナー室や AVR ミーティングルームは、オープンセミナーなどの授業でも活用され、アクティブラーニングの場としての一端を担っている。

#### 〈IT 施設の整備〉

- ・新入生は、ノートパソコンを携帯し、講義での活用、学内インターネットでの自己学修やテスト結果・出欠状況・掲示・呼出し等の確認、趣味に活用している。学生によるノートパソコン使用の利便性を図るため、本館、講義館、実習館、図書館、創立 30 年記念棟、CAMPUS INN 内の主な教室やロビー、ラウンジは光ケーブルで結んだ無線 LAN を配備しており、また、いつでも学生が学外から自由に学内インターネットに接続可能な環境が整っている。

- ・共用試験 (CBT) では CAMPUS INN の大教室(150 人収容)を使用し、コンピュータをレンタルして実施している。

#### 【自己評価】

- ・教育研究目的を達成するために実習室および図書館、IT 設備は、適切な運営・管理のもとで有効に活用されている。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

#### 【事実の説明】

##### 〈施設・設備の利便性〉

- ・講義館、実習館には車椅子のためのスロープが設置されている。実習館にはエレベーターがあるが、講義館（2 階建て）にはエレベーターが設置されておらず、1 階から 2 階への車椅子での移動が困難である。

- ・病院の施設に関しては、新病院の完成によってバリアフリー化が実現され、各階には身障者用トイレも設置した。また、患者と医療スタッフの動線が交錯しないような診療室の設計、電子カルテや電子予約システム、自動支払機の導入など、患者への利便性も向上した。

- ・図書館入口には、スロープが設置されている。また、エレベーターが設置されており、1階から2階への車椅子での移動が可能である。

【自己評価】

- ・バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性には配慮しているが、さらに利便性を高める必要がある。

**2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理**

【事実の説明】

(歯学部)

- ・本学の入学定員は2021年度から96人としている。収容定員672人に対する2022年5月1日現在の在籍学生数は491人である。

・第1学年は73人であり、多くの講義は学年全体を1クラスとして行っている。言語表現(英語)、基礎化学については2または3クラスに分けて授業を行い、少人数制での教育効果を上げている。また、オープンセミナーはProblem Based Learning(PBL)を目的とした5から15人程度の少人数制セミナーであり、前期8科目、後期8科目を開講し、自主的な学修態度の育成を図っている。

・第2学年は95人であり、講義は学年全体を1クラスとして行っている。「化学実験」、「生物学実験」、「解剖学実習」、「生理学・口腔生理学実習」、「組織学・口腔組織学実習」、「生化学・口腔生化学実習」は2クラスに分けて行っている。

・第3学年は75人であり、講義は学年全体を1クラスとして行っている。

・第4学年は82人であり、講義、基礎実習とも学年全体を1クラスとして行っている。

・第5学年は66人であり、臨床講義は学年全体を1クラスとして行っているが、臨床実習は少人数の班を編成して、課題に応じて参加型臨床実習、シミュレーション実習、チュートリアル形式の教育を実施している。

・第6学年は100人で、総合講義および総合講義演習は学年全体を1クラスとして行っている。総合講義には毎回オフィスアワーが組まれており、学生の希望に応じて少人数の補習授業が行われる。

(大学院)

・大学院歯学独立研究科の入学定員は18人で、収容定員は72人である。2022年度の在学生は50人で大学院担当教員は59人(研究指導教員の資格を有する教員は47人)である。

【エビデンス集(データ編)】

【表2-1】学部、学科別在籍者数(過去5年間)

【表2-2】研究科、専攻別在籍者数(過去3年間)

【自己評価】

- ・授業を行う学生数を適切に管理している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・建物の老朽化に伴って耐震補強、バリアフリーを含めた内装、建物付帯設備等の改修・更新計画を立案していく。体育館および実習館の耐震工事は 2018 年 11 月～2019 年 3 月に実施した。老朽化した教育研究用設備についても検討を加え適切に更新を進めていく。
- ・今後も財政面を考慮しつつ教育・研究の充実を目指し、高度な研究環境の整備に努めしていく。また、年月の経過に伴い、当初想定されなかった修繕等が発生することも考えられ、適切かつ迅速な対応を行う。
- ・図書館については、図書委員会を中心に、財政面を考慮しつつ、より効果的・効率的な資料選択や図書館ホームページを活用してより一層情報提供していかなければならない。研究者の具体的な利用実態の詳細は直接図書館の統計数字には表れないが、専門書の蓄積、学術雑誌（電子ジャーナルを含む）の収集は今後も継続する。蔵書のこれまでの累積によって書架スペースが手狭になり、今後も書架の確保及び所蔵資料の整理をしていく。

**2-6 学生の意見・要望への対応**

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**
- (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

【事実の説明】

(歯学部)

- ・学修支援に関する学生の意見・要望は授業評価アンケートおよび学生生活に関する満足度調査により把握している。また、学事室職員や学年主任・主任補佐教員、学生相談員が学生の意見を個別に汲み上げている。得られた意見・要望は学務委員会で審議され、学修支援の改善に役立てている。

(大学院)

- ・授業、研究指導および教育環境等のアンケートを実施し、学生生活の充実度等の調査を行っている。アンケートの項目については、学生生活の充実度に関する項目のほか、学生の窓口となる学事室（大学院担当）に対する要望等も調査している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-6-1】授業評価アンケート

【資料 2-6-2】学生生活に関する満足度調査

【資料 2-6-3】研究指導及び教育環境のアンケート

【自己評価】

- ・学修支援に関する学生の意見・要望を把握・分析し、検討結果を学修支援の改善に役立てている。

**2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

【事実の説明】

- ・心身に関する健康相談については学生相談室と保健室があり、学生の意見・要望は相談時に学生から得ており、学務委員会で分析し、学生生活の支援体制改善に役立てている。
- ・経済的支援については、経済的理由のため修学が困難な歯学部学生に修学資金を貸与・給付する「松本歯科大学歯学部奨学金」「松本歯科大学特待生制度（入学時特待）」「松本歯科大学特待生制度（特待生1種）」「松本歯科大学学業特待生制度」等がある。
- ・その他の学生生活に関する学生の意見・要望は歯学部学生相談室の教員および学事室職員が受け、学務委員会で分析し、教授会の議を経て学生生活の支援体制改善に役立てている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-6-4】授業評価アンケート 【資料 2-6-1】と同じ

【資料 2-6-5】研究指導及び教育環境のアンケート 【資料 2-6-3】と同じ

【自己評価】

- ・心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望を把握し、分析・検討結果を学生生活の改善に活用している。

**2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

【事実の説明】

(歯学部)

- ・学修環境に関する学生の意見・要望は学生生活に関する満足度調査により把握している。また、学事室職員や学年主任・主任補佐教員、学生相談員が個別に意見を汲み上げ、得られた意見・要望を学務委員会・教授会で審議し、学修環境の改善に役立てている。
- ・課外活動に関する意見・要望は各部の顧問を通じて、文化連絡協議会・体育連絡協議会が意見を集約し、学務委員会・教授会で審議され、学修環境の改善に役立てている。

(大学院)

- ・学生の意見を汲み上げるシステムとして、授業、研究指導および教育環境等のアン

ケートを実施し、学生生活の充実度等の調査を行っている。アンケートの項目については、学生生活の充実度に関する項目のほか、学生の窓口となる学事室(大学院担当)に対する要望等も調査している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-6-6】学生生活に関する満足度調査 【資料 2-6-2】と同じ

【資料 2-6-7】研究指導及び教育環境のアンケート 【資料 2-6-3】と同じ

【自己評価】

- ・学修環境に関する学生の意見・要望を把握し、分析・検討結果を学生生活の改善に活用している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生の意見・要望は授業評価アンケート、学生生活に関する満足度調査、学生相談員により把握しており、今後もこの体制を維持する。
- ・カウンセラーによる相談窓口は、多様化する学生の受け皿の一つとなっており、現状では週1日の開設で十分に対応できているが、今後学生の要望をみながら、開設日、時間については検討する。

【基準 2 の自己評価】

- ・学生受入については、建学の理念を具現化すべく、アドミッション・ポリシーを制定し、学内外への周知に努めている。本学は、このポリシーに沿った多様な入試制度を行っており、適切な学生受入数を維持している。
- ・学生の学修支援を図るためには教員と職員の協働体制が不可欠であり、各種委員会は教員と職員が構成員となって、学修支援に関する方針・計画・実施体制を協議し運営している。また、大学院生の定員を充足することは、研究の発展とともに、TAとして学修支援に携わる人材の確保に繋がり、将来のスタッフ育成にも重要である。そのためにも研究科委員会とも協働で大学院生の確保、育成に取り組む。
- ・本学は歯科医師を目指す学生を育成する教育機関であり、初年次の「入門歯科医学」「入門歯科医学実習」など歯科医師になる心構えの醸成や病院におけるクリニカルクーラークシップを通じ、キャリア支援の教育を行っている。また、5年次の臨床実習は歯科医師としての知識・技能・態度を学ぶ場であり、社会に貢献できる歯科医師を育成するための指導・評価体制を構築している。
- ・教員、職員が協働して学生サービス、厚生補導、課外活動などの学生生活をサポートしている。また、経済的支援の必要な学生には本学独自の奨学金制度を運用している。
- ・学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などには主に学生相談員が対応するが、構成員として保健師とカウンセラーに加わってもらうことにより、学生が相談しやすい環境を構築できている。
- ・本学は校地面積 130,716 m<sup>2</sup>という広大なキャンパスを誇り、適切な環境で学生が学

修できる環境を維持・整備して教育にあたっている。今後、耐震補強、バリアフリーを含めた内装、建物付帯設備等の改修など学修環境の整備に努めていく。

・学生の意見・要望は授業評価アンケート、学生生活に関する満足度調査、学生相談員により把握し、改善資料として活用し、学務委員会で審議して学修環境の改善に役立てている。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

###### 【事実の説明】

###### (歯学部)

- ・本学は豊かな人間性を有した歯科医師を育成するために、学位授与方針をディプロマ・ポリシーとして、表 3-1-1 のように定めて明確化している。
- ・ディプロマ・ポリシーは本学ホームページに公開するとともに、年度初めの学年ごとのオリエンテーションにおいて、学生に説明して周知を図っている。

表 3-1-1 松本歯科大学ディプロマ・ポリシー

- |  |
|--|
| 1. 歯科医師としての倫理感を身につける。                      |
| 2. 歯科医師として自己研鑽する態度を身につける。                  |
| 3. 歯科医師として必要な基礎的知識を身につける。                  |
| 4. 歯科医師として必要な基本的技能を身につける。                  |
| 5. 歯科医学の問題を自然・社会・人文科学的方法を統合して解決する能力を身につける。 |
| 6. 歯科医師として国際的視野に基づいて社会貢献する態度を身につける。        |

###### (大学院)

- ・大学院の学位授与方針をディプロマ・ポリシーとして表 3-1-2 のように定めて明確化し本学ホームページ等で周知している。

表 3-1-2 松本歯科大学大学院ディプロマ・ポリシー

大学院歯学独立研究科では、所定の期間在学し、研究科が定める授業科目について 30 単位以上を修得、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格し、又は、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された次の者に博士の学位を授与する。学位の名称は、博士（歯学）、新技術・新材料を用いた症例や特徴のある症例をまとめた場合においては博士（臨床歯学）、歯学の連携領域においては博士（学術）とする。
---

- ・創造性豊かな優れた研究能力を有している者
- ・社会環境に柔軟に対応できる豊富な学際的知識と専門技術を修得している者

- ・口腔生命科学の進歩に貢献できる研究者又は歯科医療職業人

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-1】大学ホームページ（歯学部：理念とポリシーのページ、大学院：大学院案内・3つのポリシーのページ） 【資料 1-1-3】と同じ

【自己評価】

- ・歯学部・大学院ともに教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを明確に定めており、教職員及び学生に周知しているとともに、本学ホームページを通じて外部にも発信している。

**3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**

【事実の説明】

（歯学部）

- ・単位認定の計算法の基準は、「講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする。」「実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする。」と、学則第 8 条第 2 項に明記している。
- ・各授業科目は、定期試験を除いて 15 週にわたる期間を単位として行うこととしている。
- ・授業を行った全科目について定期試験を行うことを原則としているが、授業科目によっては試験以外の方法でその成績を評価することができる（学則第 31 条）。
- ・いずれの授業科目においても、特別な事由がある場合を除き、授業時間数の 5 分の 4 以上出席しなければ当該科目の受験資格を失うと、学則第 32 条に受験資格を明記している。
- ・成績の評価については、「S (100~90 点)、A (89~80 点)、B (79~70 点)、C (69 ~65 点)、D (64 点以下) の 5 段階として、S、A、B、C を合格とし D を不合格」と学則第 35 条に明記している。また、S を 4 点、A を 3 点、B を 2 点、C を 1 点、D を 0 点として、グレード・ポイント・アベレージ（GPA：履修科目の成績平均値）制度による評価を定め、学生の学修意欲の向上及び適切な修学指導に役立てている。
- ・各授業科目における成績評価の基準はシラバスに明記しており、授業担当者による成績提出、学事室によるチェック、授業担当者の再確認という流れで行っている。
- ・本学の履修科目は一部の選択科目を除きすべて必修科目で構成されているため、履修登録単位数に上限設定はない。進級については学年ごとに学則第 8 条で履修すべき科目と単位数が規定され、シラバスにも明記されている。1 年次は 30 単位、2 年次は 35 単位、3 年次は 34 単位、4 年次は 40 単位、5 年次は 44 単位、6 年次は 41 単位である。
- ・本学では 2008 年度から 2 年次、3 年次、4 年次、2018 年度から 5 年次の進級判定に、全科目を総合的に評価する進級試験を学年末に行っている（学則第 39 条）。2 年

次、3年次、5年次は進級試験が65点以上を合格として進級判定を行っている。また、進級試験の受験資格として、全科目の成績評価が合格の者としている。なお、4年次では共用試験を進級試験とし、CBTによる基本的知識、問題解決能力の評価とOSCEによる基本的技能と基本的態度を評価しており、2020年度から4年次のCBTの合格基準を75点以上かつIRT標準スコアが520以上にした。2021年度から5年次の進級判定に臨床実地試験、一斉技能試験に合格することを加えた。1年次では進級試験を行っていないが、進級判定は「全科目の成績評価が合格の者を進級とし、不合格科目が1科目以内の者は審議の対象」としている。

- ・卒業は学則第42条に基づき「卒業試験に合格したものは卒業と認定し、学士（歯学）が与えられる」と規定され、学則第8条に従ってすべての単位を修得したものが卒業試験の受験資格がある。卒業判定の基準は、必修問題が正答率80%以上、一般問題と臨床実地問題がそれぞれ正答率65%以上、一般問題と臨床実地問題の合計の正答率70%以上の者を合格としている。

- ・これらの進級と卒業の関わる基準は「進級・卒業の手引き」に明記されており、学生およびご父母に周知している。

#### （大学院）

- ・松本歯科大学大学院の修了要件については「松本歯科大学大学院学則」第38条に「本大学院の修了要件は、研究科に4年以上在学し、研究科が定める授業科目について30単位以上を修得、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。」と定めている。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、研究科に3年以上在学すれば足りるものとする。」と規定している。

- ・研究を促進させるため、研究テーマ発表会（2年次）、中間発表会（3年次）および研究科発表会（3年次または4年次）の3回の発表会を義務づけている。このほか、学位論文審査申請者を除く全員に「研究経過報告書」の提出を毎年義務づけ、研究の計画的な逐行をサポートしている。

- ・授業の成績評価については「大学院学則」第13条に規定されているとおり、A（100～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）の4段階とし、A、B、Cを合格、Dを不合格として、レポート、口頭試問、筆記試験などのシラバスに示された評価方法により適切に行っている。しかし、大学院生に対する個別の評価は、各指導教員の判断に任せるために、統一した基準を設定することが困難である。講義レポートの記載に関して、自ら調べて作成し、他者のレポートを写すような不正を行わないよう厳しく指導している。

- ・学位論文の審査委員を選考する際は、学位申請者の主指導教員および論文共著者を審査委員にせず客観的評価を担保している。また、学位論文審査および最終試験には研究科共通のチェックシートを用いて点数化（60点以上を合格とする）しており、修了認定の基準を明確にしている。最終的には、研究科委員会で合否判定を行う。以上のように、厳正な授業の成績評価、3回の発表会、毎年の研究経過報告書の提出、そして厳正な学位論文審査を行うことで、大学院の修了要件の認定を厳正に適用している。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 3-1-2】松本歯科大学学則 【資料 F-3】①と同じ
- 【資料 3-1-3】松本歯科大学歯学部 GPA 制度に関する規程
- 【資料 3-1-4】授業大要（シラバス） 【資料 F-5】①②③④⑤⑥と同じ
- 【資料 3-1-5】松本歯科大学歯学部 2022 年度版 進級・卒業の手引き
- 【資料 3-1-6】松本歯科大学大学院学則 【資料 F-3】②と同じ

【自己評価】

- ・歯学部・大学院ともにディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定しており、教職員、学生およびご父母に周知している。

**3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**

【事実の説明】

（歯学部）

- ・3-1-②に記載した単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準に基づいて、学務委員会で審議し、教授会に報告している。

【自己評価】

- ・歯学部・大学院とも、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準を明確にし、厳正に適用している。

（3）3-1 の改善・向上方策（将来計画）

（歯学部）

- ・進級判定と共に試験結果、卒業判定と国家試験合格との相関について追跡評価し、分析結果をもとに、それぞれの基準の見直し・改訂について検討する。また、各科目における単位認定及び成績評価の基準についても検証し、FD を通じて教員に周知する。（大学院）

- ・大学院講義については①講義内容充実度、②基礎的知識理解度、③教員の熱意などについてアンケートを行い、教育目標の達成度を評価するとともに講義の改善に努めている。

- ・研究については毎年度「研究経過報告書」として提出を義務づけており、研究の進捗状況を教員に配布、公表し研究に遅滞の無いように取り組んでいる。また、学位論文の審査委員のチェックシートによる評価は研究科運営委員会で掌握している。これら大学院講義評価、大学院教員評価、学位論文評価、最終試験が厳正に行われているかを、研究科カリキュラム委員会と教育環境改善委員会が詳細に検証する。その結果を、大学院ホームページで公表する。

**3-2 教育課程及び教授方法**

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

(歯学部)

- ・教育課程の編成方針及び具体的な編成については、カリキュラム委員会が中心に策定し、学務委員会で審議し、教授会に報告している。
- ・本学は豊かな人間性を有した歯科医師を育成するために、教育課程の編成方針をカリキュラム・ポリシーとして、表 3-2-1 のように定めて明確化している。
- ・カリキュラム・ポリシーは本学ホームページに公開するとともに、入学式時にご父母に説明し、各学年のオリエンテーションにおいて、学生に周知を図っている。

表 3-2-1 松本歯科大学カリキュラム・ポリシー

1. ディプロマ・ポリシーを達成するために 6 年一貫の弾力的なカリキュラム編成を行う。
2. 歯科医師として具備すべき、教養、倫理観を育成するために人文科学系科目、社会科学系科目を設置する。
3. 歯科医学の基礎及び臨床科目の理解に必要な知識を育成するために、自然科学系科目を設置する。
4. 歯科医学を勉学する動機づけのために早期体験型科目を設置する。
5. 国際的視野で社会貢献するために必要な外国語能力やコミュニケーション能力を養成する科目を設置する。
6. 歯科医療の専門知識と技能を養成するために専門基礎科目及び専門臨床科目を設置する。
7. 歯科医師として必要な知識・技能・態度を修得するために、診療参加型臨床実習を行う。

(大学院)

- ・大学院の教育課程の編成方針をカリキュラム・ポリシーとして表 3-2-2 のように定めて明確化し本学ホームページ等で周知している。

表 3-2-2 松本歯科大学大学院カリキュラム・ポリシー

歯科医学の中心的課題である硬組織、顎口腔機能、口腔健康に関する研究を通じて、研究推進能力の涵養と共に、高い倫理性と自ら問題を解決する能力を備えた国際的に通用する人材を育成するため、基礎・臨床混在型カリキュラムを編成する。

- ・硬組織疾患制御再建学講座、顎口腔機能制御学講座及び健康増進口腔科学講座の3講座によるオムニバス方式の授業科目を設置する。(専攻共通科目)
- ・研究者としての基礎的知識を与え専門性を高めることを目的とした科目を開設する。(コア科目)
- ・関連研究領域に関する幅広い知識の吸収を目的とした科目を開設する。(関連研究科目)
- ・研究成果を論文として作成する能力の確立を目的とした科目を開設する。(高年次専門科目)

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-1】大学ホームページ（歯学部：理念とポリシーのページ、大学院：大学院案内・3つのポリシーのページ） 【資料 1-1-3】と同じ

#### 【自己評価】

・歯学部・大学院ともに教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを明確に定めており、教職員、学生、ご父母に周知しているとともに、本学ホームページを通じて外部にも発信している。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 【事実の説明】

##### (歯学部)

- ・カリキュラム・ポリシーの「1. ディプロマ・ポリシーを達成するために 6 年一貫の弾力的なカリキュラム編成を行う。」と定めており、これはディプロマ・ポリシーすべての項目を踏まえて制定されている。
- ・カリキュラム・ポリシーの「2. 歯科医師として具備すべき、教養、倫理観を育成するため人文科学系科目、社会科学系科目を設置する。」はディプロマ・ポリシーの「1. 歯科医師としての倫理感を身につける。」と「5. 歯科医学の問題を自然・社会・人文科学的方法を統合して解決する能力を身につける。」に対応するものである。
- ・カリキュラム・ポリシーの「3. 歯科医学の基礎及び臨床科目の理解に必要な知識を育成するために、自然科学系科目を設置する。」は「5. 歯科医学の問題を自然・社会・人文科学的方法を統合して解決する能力を身につける。」に対応するものである。
- ・カリキュラム・ポリシーの「4. 歯科医学を勉学する動機づけのために早期体験型科目を設置する。」は「2. 歯科医師として自己研鑽する態度を身につける。」に対応するものである。
- ・カリキュラム・ポリシーの「5. 国際的視野で社会貢献するために必要な外国語能力やコミュニケーション能力を養成する科目を設置する。」は「6. 歯科医師として国際的視野に基づいて社会貢献する態度を身につける。」に対応するものである。
- ・カリキュラム・ポリシーの「6. 歯科医療の専門知識と技能を養成するために専門基

基礎科目及び専門臨床科目を設置する。」は「3. 歯科医師として必要な基礎的知識を身につける。」に対応するものである。

・カリキュラム・ポリシーの「7. 歯科医師として必要な知識・技能・態度を修得するために、診療参加型臨床実習を行う。」は「4. 歯科医師として必要な基本的技能を身につける。」に対応するものである。

・以上のように本学歯学部のカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを踏まえて制定されており、両者の一貫性が確保されている。

#### 【自己評価】

・歯学部・大学院ともにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 【事実の説明】

##### (歯学部)

・松本歯科大学学則第4条に定められた教育目標を達成するために6年間の教育課程を編成し、教養教育、基礎歯科医学、臨床歯科医学が経時的に円滑かつ効率的に移行できるようにカリキュラム委員会を中心に体系的な教育課程を作成している。これはカリキュラム・ポリシーの「1. ディプロマ・ポリシーを達成するために6年一貫の弾力的なカリキュラム編成を行う。」に沿ったものである。

・1年次は教養、倫理観を育成し、人間性豊かな医療従事者を目指して人文科学系、社会科学系、自然科学系の教養教育を行っており、「2. 歯科医師として具備すべき、教養、倫理観を育成するために人文科学系科目、社会科学系科目を設置する。」、「3. 歯科医学の基礎及び臨床科目の理解に必要な知識を育成するために、自然科学系科目を設置する。」に対応している。また、歯科医学を勉学する動機づけのために入門歯科医学、入門歯科医学実習を設置して、「4. 歯科医学を勉学する動機づけのために早期体験型科目を設置する。」に対応している。さらに、「5. 国際的視野で社会貢献するために必要な外国語能力やコミュニケーション能力を養成する科目を設置する。」に基づいて環境学・国際文化学および言語表現（英語）を開講している。

・2年次には歯科医療の専門知識と技能を養成するために専門基礎科目を設置し、3年次においては歯科疾患に関連した専門基礎科目に加えて、専門臨床科目を開講している。

4年次ではより詳細な専門知識と技能を養成するために専門臨床科目を設置し、歯科医師となるための基礎的技術と態度を修得する臨床基礎実習を組み込んでいる。これら2、3、4年次の教育課程は「6. 歯科医療の専門知識と技能を養成するために専門基礎科目及び専門臨床科目を設置する。」に対応している。

・5年次では歯科医師として必要な知識・技能・態度を修得するために、診療参加型臨床実習を行っており、臨床的知識の統合と整理・臨床上の基礎的事項の修得を目的として臨床講義も行っている。これは「7. 歯科医師として必要な知識・技能・態度を修得するために、診療参加型臨床実習を行う。」に沿ったものである。

- ・6年次は歯科基礎医学から臨床歯科医学にわたる総合歯科医学教育の教育課程を編成している。
- ・すべての授業科目の詳細はシラバスに記載され、担当者、教授内容、一般目標、行動目標、教育方略、評価方法及びオフィスアワーについて明確化されており、科目ごとに授業日、時間、項目、講義内容、学修到達目標についても詳細に明記されている。
- ・本学では履修登録単位数の上限は設けていないが、教育課程は必修科目から構成されており、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。

## (大学院)

- ・大学院教育の基本編成方針としては、教育課程の中核となり専攻分野の研究に係る授業科目として、1年次には専攻する分野の入門講義、2年次には基礎データ収集・予備実験、3年次には本実験逐行・データ収集を行う。関連研究科目では、博士（歯学）コース、博士（学術）コース、博士（臨床歯学）コースにより、それぞれの基礎研究科目と臨床実習科目のいずれかを履修する。高年次専門科目では、研究のまとめと論文作成を行う。研究科の目的を達成すべく、豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療職業人を養成するカリキュラムを編成している。2008年度カリキュラムから「医療・科学倫理学概論」の中に国際社会への対応を目指して英語講義を開始した。また、博士課程の教養教育として論文の書き方および医療統計に関する講義も開始した。国際化への対応として、英文化したカリキュラムを制作した。また外国人留学生特別選抜に向け学生募集要項も英文化した。このように教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法を確立した。
- ・教育課程は、初年次の「導入科目」から専攻分野の主科目となる「コア科目」、専攻分野の研究に関連する「関連研究科目」、論文作成を主体とした「高年次専門科目」で構成されている（表3-2-3）。

表3-2-3 学年別科目分類および発表会

学 年	科 目 分 類	発 表 会
1年次	導入科目、コア科目〔入門講義〕	
2年次	コア科目〔実験Ⅰ〕、関連研究科目	研究テーマ発表会
3年次	コア科目〔実験Ⅱ〕、〔演習〕	中間発表会
4年次	高年次専門科目	大学院研究科発表会

- ・大学院学生は1年次には導入科目・コア科目の入門講義、2年次にはコア科目の実験Ⅰと関連研究科目、3年次にはコア科目の実験Ⅱと演習、4年次には高年次専門科目の特論を履修する。履修内容により博士（歯学）、博士（臨床歯学）、博士（学術）のいずれかの学位の取得が可能である。
- ・1年次には専攻する分野の入門講義、2年次には基礎データ収集・予備実験、3年次には本実験逐行・データ収集を行う。関連研究科目では、博士（歯学）コース、博士（学術）コース、博士（臨床歯学）コースにより、それぞれの基礎研究科目と臨床実習科目のいずれかを履修する。高年次専門科目では、研究のまとめと論文作成を行う。研究科の目的を達成すべく、豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・

歯科医療職業人を養成するカリキュラムを編成している。また、カリキュラムは英文化されており、国際社会への対応をも進めている。

・導入科目では博士課程で教育を受けるにあたり、初めに受講する科目として「口腔疾患制御再建学研究論」「医療・科学倫理学概論」(必修)「口腔科学研究方法論」「口腔科学臨床応用論」(選択必修)を設定している。専攻分野以外の領域を含んだ先端的な生命科学の概要、歯科医学の全領域と医療倫理についての知識と教養を修得し、歯学部卒業生以外の学生についても、歯科医学に対する知識を学ぶことができる。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-2】松本歯科大学学則 【資料 F-3】①と同じ

【資料 3-2-3】授業大要（シラバス） 【資料 F-5】①②③④⑤⑥と同じ

#### 【自己評価】

・歯学部・大学院ともカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成している。

### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 【事実の説明】

(歯学部)

・教養教育に対する従来の概念は大きく変化しており、本学では広義の教養教育を 1 年次と 2 年次に実施している。これには従来の教養教育に加えて「大学教育への円滑な移行を促す補完教育」「専門教育・歯科医学への導入教育」「豊かな教養と高い人格を育む人間力教育」が含まれる。中でも専門教育に必要となる基礎的学力の向上と学修姿勢を育む教育に重点を置き、教養教育の強化を図っている。

・教養科目は人文系、社会科学系、自然科学系科目で構成され、これらの教育は教養科目教員以外に、歯学部の基礎系講座や臨床系講座の教員あるいは総合歯科医学研究所の教員も担当している。

・歯学部教育におけるカリキュラムの実施・運営は各科目の統括責任者が担い、教務部長が歯学部教育に関する諸事項に対して責任を負う体制が取られている。教養教育全体の計画や運営はカリキュラム委員会、学務委員会で審議し、教授会に報告している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-4】松本歯科大学歯学部学務委員会規程 【資料 2-2-1】と同じ

【資料 3-2-5】松本歯科大学歯学部カリキュラム委員会内規 【資料 2-2-2】  
と同じ

#### 【自己評価】

・歯科医師として具備すべき、教養、倫理観を育成するために教養教育を適切に実施している。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 【事実の説明】

・本学では授業内容の確認や学生の自発的学修態度を育むため、また学修の理解度を知るために Post Test、Weekly Test を導入している。Post Test は授業終了時にその日の講義内容から出題し、Weekly Test は毎週実施された全科目の問題をまとめて出題している。Post Test は授業中で理解が不足している項目を確認でき、学生と教員の相互理解に有用であり、授業内容の改善にも役立っている。また、Weekly Test は 1、2 学年では 20%、3～6 学年では 30% を科目の最終成績に反映させて、日々の勉学に対する学生のモチベーションの向上を促しているとともに、ご父母にも学修状況を理解していただくのに役立てている。

・アクティブ・ラーニング形式で行われている授業としてオープンセミナーがあげられる。これにより自分自身で問題点を見出し、自ら調査して解決して行くという自主的な学修態度の育成を図っている。

・授業改善を進める組織としてカリキュラム委員会を設置しており、シラバスの整合性の検証、学生対象の「授業評価アンケート」の実施、取りまとめを行っている。また、授業改善のための教員向けの研修会は FD 委員会が中心となって行っている。

#### (大学院)

・教授法の工夫として、社会人学生が講義を受けることができなかった場合には学生に限定し、講義を Web 上で閲覧できる環境を提供している。また、遠距離に在住の社会人学生には e-mail を活用した教育・研究指導を行うなど、学生のニーズに対応した教授法を実践している。授業後は、講義レポートの提出を義務付けている。レポートと共に授業評価も同時に行っている。また、研究指導アンケートと年次研究経過報告書により、研究の進捗状況を研究科運営委員会において検証している。授業評価において講義に問題がある、大学院生と指導教員と連携に問題がある、また研究指導に問題がある、と判断された場合には研究科長と講座主任教授により個別指導が行われる。2008 年度から「医療・科学倫理学概論」の中に国際社会への対応を目指して英語講義を開始した。また、博士課程の教養教育として論文の書き方および医療統計に関する講義も開始し、教授法を工夫してきた。

・教育課程編成方針に沿った研究指導体制として、一人の主指導教員および 2 人以上の副指導教員から構成される複数指導教員制を採用している。主指導教員は学生が専攻する講座の教員が担当し、履修指導や研究テーマの設定をはじめ、学位論文の作成着手から完成にいたるまでの研究指導の主導的任務を果たす。副指導教員は研究テーマの関連領域を専門とする大学院教員が担当し、主指導教員とともに研究の推進にあたる。研究を促進させるため、研究テーマ発表会（2 年次）、中間発表会（3 年次）および研究科発表会（3 または 4 年次）の 3 回の発表会を義務づけている。その他学外から最先端の研究者を招いて、1 年あたり 20 回程度の大学院セミナーを開講し、大学院学生の教育課程を強化している。コロナ禍にある 2020 年度からは、1 年に数回の開講しか実施できなかった。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 3-2-6】授業評価アンケート 【資料 2-6-1】と同じ
- 【資料 3-2-7】研究指導アンケート 【資料 2-6-3】と同じ
- 【資料 3-2-8】年次研究経過報告書
- 【資料 3-2-9】松本歯科大学歯学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- 【資料 3-2-10】松本歯科大学歯学部カリキュラム委員会内規 【資料 2-2-2】と同じ

【自己評価】

- ・歯学部・大学院とも教授方法を工夫・開発し、効果的な実施を行っている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

（歯学部）

- ・6 年間の教育課程を再編成し、教養教育、基礎歯科医学、臨床歯科医学を効率的に学修できるようにカリキュラムを構築してきた。今後、CBT・OSCE の結果や歯科医師国家試験合格率などにより教育効果を評価しつつ、教育課程の体系的編成、教授法の工夫・開発について、カリキュラム委員会が中心となって、中長期的にカリキュラムの編成、改善・向上を図る。また、教授方法の工夫・開発、効果的な実施については、カリキュラム委員会と FD 委員会が連携して検討していく。

- ・5 年次では 2021 年度に診療参加型臨床実習後に臨床能力試験（臨床実地試験と一斉技能試験）を実施している。今後、診療参加型臨床実習のための患者さんを確保するとともに、臨床実習の到達目標、評価方法の改善を図り、シミュレーション実習などを充実させる。

（大学院）

- ・現在、教育目的達成のための教育課程編成方針は適切に設定されているが、学生のニーズや社会的需要に基づいた教育課程編成方針を今後も恒常的に検証していく。特に、国際化を目指した教育課程編成を、研究科カリキュラム委員会において継続的に推し進める。

- ・集団指導体制を強化するために、年次研究経過報告書を教員全員に配布した。留学生の学習と研究を支援するために、授業の録画・レジメ（英語版）を Web 上へ公開することで繰り返し授業内容を復習できる環境を整えている。研究科委員会の下には研究科運営委員会のほか、研究科カリキュラム委員会、教育環境改善委員会および研究プロジェクト推進委員会が置かれている。これらの委員会活動を活発化して、大学院学生の学習と研究支援体制のさらなる充実を目指す。

- ・国際社会への対応を目指しているが、その対応はまだ不十分である。英文の大学院ホームページを作成する。また、大学院講義の英語での実践を目指す。英語論文の抄読と執筆に関するサポート体制を更に強化することが今後の課題である。

3-3 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用  
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果  
のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-3-① 3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

【事実の説明】

(歯学部)

・本学は歯科医師を育成する教育機関であるため、CBT・OSCE の結果や歯科医師国家試験合格率などにより学修効果を点検・評価できる。近年、本学の CBT の成績、歯科医師国家試験の合格率は確実に上昇してきており、3 つのポリシーを踏まえた教育課程の改革による成果がみられている。今後、学生の就学状況、授業評価アンケートなどをもとにカリキュラム委員会や学務委員会で審議し、効率的に教養教育、基礎歯科医学、臨床歯科医学が学修できるようにカリキュラムを構築する。

(大学院)

・大学院講義については①講義内容充実度、②基礎的知識理解度、③教員の熱意などについてアンケートを行い、教育目標の達成度は評価される。アンケートの結果を大学院教員に配布し、講義の改善につながるようにフィードバックされる。各年度末には「研究計画」の進行状況を「研究経過報告書」として提出するよう大学院学生に義務づけており、学生の研究遂行の達成状況の把握に努めている。教育目的の達成状況の点検・評価につながるように、「研究経過報告書」も大学院教員に配布される。アンケートでは研究指導と教育環境に関する事項も含まれており、教育目標達成に関わる研究支援体制も評価され、フィードバックされる。また、教員が直接学生の意見を聞くように、オフィスアワー制度を設けている。また、教育目的の達成度は、大学院学生の 3 回の発表会と最終試験の場でも検証される。

・授業評価アンケートをもとに、研究科カリキュラム委員会が毎年、次年度カリキュラムの改訂審議を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-3-1】授業評価アンケート 【資料 2-6-1】と同じ

【資料 3-3-2】松本歯科大学歯学部学務委員会規程 【資料 2-2-1】と同じ

【資料 3-3-3】松本歯科大学歯学部カリキュラム委員会内規 【資料 2-2-2】

と同じ

【自己評価】

・3 つのポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価し、評価結果を適切に運用している。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 【事実の説明】

(歯学部)

・Weekly Test、授業出席状況をもとに学年会議を行い、学生全体の学修状況を把握し、教育内容・方法の改善および学修指導を行っている。

・前期および後期の授業終了時に学生に対し 5 段階評定で授業評価アンケートを行っている。アンケート項目は「①授業内容が理解できましたか。②授業に熱意や工夫を感じられましたか。③授業を理解するように努力していましたか。④授業はシラバス通りに行われましたか。⑤試験は授業内容に即していましたか。」である。このアンケートは授業の改善を目的としているが、①と③の設問については学生の学修状況および教育目的の達成状況の評価にも用いられている。授業評価アンケートの結果は学事室で集計され、学務委員会で解析し、教授会で報告後に学内イントラで公開されている。また、学生は自由記載で各科目に対する問題点などを伝えることができ、科目担当者に改善点を提出することを義務付けて授業改善に役立てている。

・各学年において前期の定期試験終了後に、成績の優れない学生に対して、二者面談または学生・父母・教員による三者面談を行っている。各学年の学年主任、補佐は Weekly Test や定期試験の結果、出席状況などの資料をもとに面談にあたり、三者で点検・評価するとともに、学生とご父母からの意見や要望を受け、授業の改善に活用している。なお、2020 年度、2021 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策により三者面談を行うことはできなかったため、ご父母への対応は電話やメールにより行った。

(大学院)

・教育内容・方法及び研究指導等の改善へ向けて、アンケート調査および「研究経過報告書」の提出の義務化を進めている。大学院の教育研究に関する改善は、研究科委員会の審議事項となっており、研究科カリキュラム委員会および研究科運営委員会において検討し、研究科委員会で審議し、教育内容と方法の改善に対応している。

・「研究経過報告書」は、大学院教員に配布され、研究進捗状況を全教員が把握できるようになっている。さらに、研究科運営委員会で「研究経過報告書」を精査し、研究の遅延や指導体制に問題がある場合、主指導教員をとおして注意喚起を行っている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-3-4】授業評価アンケート 【資料 2-6-1】と同じ

【資料 3-3-5】研究指導アンケート 【資料 2-6-3】と同じ

【資料 3-3-6】年次研究経過報告書 【資料 3-2-7】と同じ

【資料 3-3-7】松本歯科大学歯学部教授会規程 【資料 1-2-16】と同じ

【資料 3-3-8】松本歯科大学歯学部学務委員会規程 【資料 2-2-1】と同じ

【資料 3-3-9】松本歯科大学歯学部カリキュラム委員会内規 【資料 2-2-2】と同じ

【資料 3-3-10】松本歯科大学大学院歯学独立研究科委員会規程 【資料 1-2-18】と同じ

【資料 3-3-11】松本歯科大学大学院歯学独立研究科運営委員会内規

【資料 3-3-12】松本歯科大学大学院歯学独立研究科カリキュラム委員会内規

【自己評価】

- ・教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果をフィードバックしている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

(歯学部)

- ・CBT の結果や歯科医師国家試験の合格率は教育目的の達成状況を評価するものであり、徐々に改善している。今後、進級試験、CBT、卒業試験、国家試験の結果の追跡調査を行う。また、本学の入学試験は多様であり、それぞれの入試区分で入学した学生の在学中の成績推移についても追跡する。

- ・現時点では卒後研修施設および就職先である歯科医院に対するアンケートは行っていない。教育目的の達成状況を評価し、歯科医師に対する社会的ニーズに応えるために、卒業時の授業評価アンケート、卒業生、卒後研修施設および就職先に対するアンケートの実施を検討する。

(大学院)

- ・大学院修了生に対するアンケートの実施を検討する。

[基準3の自己評価]

(歯学部)

- ・ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーを明確に示し、これに沿った教育課程が体系的に編成されている。また、本学特有システムである Weekly Test、TA の活用、授業評価アンケート結果をもとに、授業の工夫や開発あるいは学修支援を実施している。また、CBT 合格基準の引き上げや参加型臨床実習の改善など、社会的な要請を踏まえて判定基準を見直し、単位認定、進級及び卒業の基準を明確に示して厳正に運用している。

- ・6 年間の教育課程を再編成し、教養教育、基礎歯科医学、臨床歯科医学を効率的に学修できるようにカリキュラムを構築してきた。今後、教育課程の体系的編成、教授法の工夫・開発について、学務委員会、カリキュラム委員会、FD 委員会が中心となって、Plan(計画)-Do (実行) -Check (評価) -Action (改善) cycle サイクルを活用した改善・向上を図る。

- ・CBT・OSCE の結果や歯科医師国家試験合格率などにより教育効果を評価しつつ、カリキュラム委員会が中心となって、中長期的にカリキュラムの編成、教育方法を検討する。5 年次の臨床実習では診療参加型臨床実習を達成するために、患者さんの確保および臨床実習の到達目標、評価方法を改善するとともに、シミュレーション実習などを充実させる。

(大学院)

- ・現在、教育目的達成のための教育課程編成方針は適切に設定されているが、学生のニーズや社会的需要に基づいた教育課程編成方針を今後も恒常に検証していく。特に、国際化を目指した教育課程編成を、研究科カリキュラム委員会において継続的に推し進める。
- ・集団指導体制を強化するために、年次研究経過報告書を教員全員に配布した。留学生の学習と研究を支援するために、授業の録画・レジメ(英語版)をWeb上へ公開することで繰り返し授業内容を復習できる環境を整えている。研究科委員会の下には研究科運営委員会のほか、研究科カリキュラム委員会、教育環境改善委員会および研究プロジェクト推進委員会が置かれている。これらの委員会活動を活発化して、大学院学生の学習と研究支援体制のさらなる充実を目指す。
- ・国際社会への対応を目指しているが、その対応はまだ不十分である。英文の大学院ホームページを作成する。また、大学院講義の英語での実践を目指す。英語論文の抄読と執筆に関するサポート体制を更に強化することが今後の課題である。

#### 基準4 教員・職員

##### 4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

##### 【事実の説明】

- ・学長は学内組織として大学全体を統括する学事評議会および歯学部を統括する学務委員会の議長を担当しており、原則月1回開催される会議（歯学部教授会、大学院歯学独立研究科委員会）で大学の意思決定および教学マネジメントの立案・決定を行っている。

- ・各委員会には学長を補佐する委員が複数名配置されており、其々が担当する業務について学長への報告および助言を行っている。

##### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-1】松本歯科大学学事評議会規程 【資料 1-2-21】と同じ

【資料 4-1-2】松本歯科大学歯学部学務委員会規程 【資料 2-2-1】と同じ

【資料 4-1-3】松本歯科大学歯学部教授会規程 【資料 1-2-16】と同じ

【資料 4-1-4】松本歯科大学大学院歯学独立研究科委員会規程 【資料 1-2-18】と同じ

##### 【自己評価】

- ・学事評議会及び学務委員会で議長を務める学長は大学の意思決定と教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップを発揮できる体制が構築されている。

- ・議長である学長が必要であると認めた場合は学事評議会および学務委員会を隨時開催することができ、スムーズな情報収集と決定が成されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

##### 【事実の説明】

- ・学内には各種委員会が組織され、学長及び歯学部長より委嘱された委員長が教学マネジメントに係る運営を担当している。

- ・学長が決定した事項については原則月1回開催される教授会にて報告され、協議が必要な事案についてはその場で提議される体制を構築している。

- ・教授会にて報告される事項については学務委員会において事前に審議・報告がなさ

れている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-5】松本歯科大学歯学部教授会規程 【資料 1-2-16】と同じ

【資料 4-1-6】松本歯科大学歯学部学務委員会規程 【資料 2-2-1】と同じ

【自己評価】

- ・各種委員会の役割分担は明確であり、協議が必要である案件については其々の委員会で審議された後、学務委員会で報告され、教授会の議を経て学長が最終的な決定を行っているため、その役割や権限は明確に分散されている。

**4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

【事実の説明】

- ・教学マネジメントを担当する学事室には歯学部および大学院の担当者が配置されており、その役割は明確である。
- ・学事室の職員は学内の各種委員会で事務担当などを担当しており、その役割は明確である。

【自己評価】

- ・事務担当者の役割は明確にされている。また必要に応じて相互に補完できる体制を構築している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・職務内容に精通する職員を配置すると同時に、業務内容をシェアできる体制を構築する。（縦割り事務の解消）
- ・各種研修会等に職員を派遣し、プロフェッショナル性を高める。

**4-2 教員の配置・職能開発等**

**4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置**

**4-2-② FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施**

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置**

【事実の説明】

(歯学部)

- ・「大学設置基準」第 13 条に定められている必要専任教員数 118 人に対し、歯学部の授業担当者としてシラバスに記載されている専任教員数は表 4-2-1 に示すとおり 126

人であり、必要専任教員数を満たしている。学部在籍学生数は 491 人で、専任教員 1 人あたりの在籍学生数は 3.9 人である。

表 4-2-1 歯学部専任教員数

(2022 年 5 月 1 日現在)

専任教員数	内訳			
	教授	准教授	講師	助教
126 人	59 人	16 人	23 人	28 人

- ・非常勤教員数は 167 人であり、専任教員と同様にカリキュラム、履修基準表に基づき各専門分野の教員を多数擁している。
- ・教員の採用方針は「松本歯科大学教育職員任用規程」第 3 条で「教育職員は、人格高潔で、学識に優れ、建学の理念をよく理解し、大学設置基準第 14 条から第 17 条までに規定する資格要件を満たす者のうちから、別に定める選考基準に基づき選考する。」と規定され、同規程第 5 条より学部及び研究所については教授会、大学院研究科については研究科委員会の推薦により、理事会で決定される。
- ・教授の採用は公募制を基本とし、学長が設置した選考委員会の審査に基づき、理事会で決定する。
- ・准教授及び講師の採用と昇任は、各講座、部門等の責任者の申請に基づき学長が選考委員会を設置し諮問する。選考委員会が資格審査等を行い、学長に答申し、理事会で決定する。
- ・助教及び助手の採用は、採用試験（原則年 1 回）を実施し、理事会で決定する。
- ・非常勤講師、臨床教授などの非常勤教員は、「松本歯科大学非常勤講師委嘱規程」、「松本歯科大学診療教授等委嘱規程」、「松本歯科大学臨床教授等委嘱規程」、「松本歯科大学客員教授規程」の定めに従って採用する。
- ・教育職員の定年は「学校法人松本歯科大学定年規程」により、満 63 歳（1998 年 8 月 31 日以前採用者は満 67 歳）としている。
- ・本学の部門別教育職員は、歯学部、大学院歯学独立研究科、総合歯科医学研究所、大学病院により構成されており、学部教育と大学院教育及び研究・診療に携わっている。
- ・開設授業科目における専兼任比率は、教養科目においては 84% であり、専門教育では 81% である。
- (大学院)
  - ・大学院担当教員については、「大学院設置基準」第 9 条に定められている必要教員数 36 人に対し、表 4-2-2 に示すとおり研究指導教員と研究指導補助教員合わせて計 59 人を置いている。

表 4-2-2 大学院担当教員数

(2022 年 5 月 1 日現在)

研究指導教員及び 研究指導補助教員数	内訳		
	研究指導 教員	うち教授数	研究指導 補助教員
59 人(兼担)	47 人	31 人	12 人

- ・大学院担当教員の選考については、「松本歯科大学教育職員任用規程」第3条第2項に「大学院を担当する教員については、前項の教育職員のうち助教以上の資格を有し、かつ大学院設置基準第9条第2号に規定する資格要件を満たす者のうちから、別に定める選考基準に基づき選考する。」と規定している。
- ・大学院担当教員の選考に当たっては、上記の規程及び「松本歯科大学大学院歯学独立研究科担当教員の選考及び資格審査に関する規程」、「松本歯科大学大学院歯学独立研究科担当教員の選考及び資格審査に関する申合せ」に基づき、選考及び資格審査を行っている。
- ・大学院担当教員の資格更新審査は、研究指導教員は5年ごと、研究指導補助教員は3年ごとに行い、研究業績、博士課程の教育に必要な指導能力、大学院における研究指導及び学位論文審査の実績などの観点から評価している。

【エビデンス集（データ編）】

【表4-1】学部、学科の開設授業科目における専兼比率

【エビデンス集（資料編）】

【資料4-2-1】授業科目履修基準表（松本歯科大学学則別表第2）

【資料F-3】①の一部

【資料4-2-2】松本歯科大学教育職員任用規程

【資料4-2-3】松本歯科大学非常勤講師委嘱規程

【資料4-2-4】松本歯科大学診療教授等委嘱規程

【資料4-2-5】松本歯科大学臨床教授等委嘱規程

【資料4-2-6】松本歯科大学客員教授規程

【資料4-2-7】学校法人松本歯科大学定年規程

【資料4-2-8】松本歯科大学大学院歯学独立研究科担当教員の選考及び資格審査に関する規程

【資料4-2-9】松本歯科大学大学院歯学独立研究科担当教員の選考及び資格審査に関する申合せ

【自己評価】

- ・教育目的及び教育課程に即して必要な教員数を確保している。
- ・教員の採用・昇任等及び教員評価を適切に実施している。

4-2-② FDをはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【事実の説明】

- ・FD委員会を組織し、全教職員を対象とするFD研修会を年間数回開催している。テーマは多岐にわたるが、表4-2-3で示すように目的は一貫して大学専門教育に携わる教職員の資質向上にある。

表 4-2-3 2018、2019、2020、2021 年度松本歯科大学 FD 研修会開催状況

回 数	開催日	開催形式	テーマ	出席者数
2018 年度 第 1 回	5 月 12 日 (土)	ワークシ ョップ	共用試験 CBT 試験問題作成のためのワークショップ	30 人
	第 2 回	9 月 27 日 (木)	講演	臨床実習後客観的臨床能力試験について
	第 3 回	11 月 26 日 (月)	講演	大学における障害学生への合理的配慮－聴覚障害を中心に
2019 年度 第 1 回	5 月 11 日 (土)	ワークシ ョップ	共用試験 CBT 試験問題作成のためのワークショップ	27 人
	第 2 回	9 月 3 日 (火)	講演	知的財産権の出願や技術移転活動に関する研究者の意識の向上を図る
	第 3 回	9 月 27 日 (金)	講演	大学における研究・教育と著作権法
	第 4 回	11 月 13 日 (水)	講演	学生とのカウンセリング対応について
	第 5 回	11 月 16 日 (土)	ワークシ ョップ	臨床実地試験評価者育成のための学内ワークショップ
第 6 回	12 月 10 日 (火)	講演	「日本歯科医療のこれから」日本の歯科医療の社会的価値を高めるための成長戦略について	62 人
2020 年度 第 1 回	9 月 23 日 (水) ～10 月 14 日 (木)	WEB 配信講演	聴覚障害学生支援 小さな「気づき」で変わる授業・変わる大学	61 人
	第 2 回	11 月 21 日 (土)	ワークシ ョップ	機構が支援する歯学系会員大学開催歯学系臨床能力試験認定評価者育成ワークショップ
2021 年度 第 1 回	4 月 9 日 (金)	講演	歯科医師臨床研修医制度改革の周知とプログラム充実のための意見交換	49 人
	第 2 回	5 月 26 日 (水)	講演	歯学系 CBT 問題作成について
第 3 回	9 月 11 日 (土)	ワークシ ョップ	機構が支援する歯学系会員大学開催歯学系臨床能力試験認定評価者養成ワークショップ（一斉技能試験 CSX）	31 人
第 4 回	12 月 22 日 (水) ～2022 年 1 月 24 日 (月)	WEB 配信	聴覚障害学生支援 小さな「気づき」で変わる授業・変わる大学	48 人

## 【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-2-10】松本歯科大学歯学部ファカルティ・ディベロップメント委員会  
規程 【資料 3-2-9】と同じ

## 【自己評価】

- FD 等により教育内容・方法等の改善の工夫・開発を効果的に実施している。

### 4-3 職員の研修

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

##### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① SD をはじめとする大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組み

##### 【事実の説明】

- ・職員の能力向上や業務に関する最新の情報取得等を目的とした学外研修に注力しており、2021年度学外研修への参加者は表 4-3-1 に示すとおりである。
- ・毎月開催される事務医療系所属長が集まる連絡会において SD を開催し、その内容を所属員へ周知しており結果的に職員の資質能力向上に努めている。
- ・年 1 回全学職員を対象として SD を開催し、医療系大学として関連知識を習得し職員の資質能力向上に努めている。

表 4-3-1 2021 年度学外研修参加者数

職種別内訳			総計 (延べ人数)
医療職員	教育職員	事務職員	
16 人	6 人	7 人	29 人

- ・関係官庁、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、日本私立大学協会、日本歯科医学教育学会等の研修に参加させており、2021年度の実績は表 4-3-1 のとおりであるが、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響を受け、すべてオンラインでの受講であった。
- ・医療職員や技術職員の専門職としてのスキルアップを支援するため、オンラインによる研修会や学会実施の研修に参加させており、新規担当業務については、実務に結び付いた研修を中心に関連する研修会へ参加させている。

##### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-3-1】松本歯科大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程

【資料 4-3-2】松本歯科大学歯学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 【資料 3-2-9】と同じ

##### 【自己評価】

- ・新型コロナウイルス感染症が蔓延する中においても、オンラインによる研修会やセミナーへの参加により各職員が業務に係る資質向上に取り組んでおり、関係官庁等主催の研修会や学校向け研修会に参加する事で適切な最新情報を取得し実務に活かしている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・所属長に対する SD 研修を継続的に実施するとともに、所属員参加の研修会についても企画し、より幅の広い資質向上を目指し計画していく。
- ・定期的に参加している外部研修へ、業務に関連する職員の積極的な参加を促すことでの新しい知識の習得及び職員としての質の向上を目指す。また、幅広い業務が行える職員育成のためスキルアップ及び意識改革のための研修を行う。
- ・人員体制を見つめ、安定的な大学運営のため、人材の確保・定着を目指していく。

**4-4 研究支援**

**4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理**

**4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用**

**4-4-③ 研究活動への資源の配分**

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理**

**【事実の説明】**

- ・歯学部の各講座には研究室が割り当てられ、各講座の研究に必要な研究設備を備え、講座ごとに運営・管理している。
- ・大学院歯学独立研究科の基盤組織である総合歯科医学研究所には、実験室（8 室）、セミナー室等が配置され、歯学部と大学院の教員・学生に広く有効活用されている。
- ・歯学部・総合歯科医学研究所・大学院の共用研究施設であるハイテクセンターには、各種電子顕微鏡（透過型電子顕微鏡、X 線マイクロアナライザ、走査型電子顕微鏡、分析型電子顕微鏡）、遺伝子操作が可能な動物実験施設などを備え、充実した研究環境として整備されている。
- ・総合歯科医学研究所及びハイテクセンターの研究設備の運営・管理は、総合歯科医学研究所長を中心に総合歯科医学研究所の教員が行っている。

**【自己評価】**

- ・歯学部、総合歯科医学研究所及びハイテクセンターの研究設備は、各構成員の研究に必要なものが備えられており、運営・管理も適切に行われている。

**4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用**

**【事実の説明】**

- ・本学において研究に従事するすべての者が遵守すべき指針として「松本歯科大学学術研究倫理指針」を定めている。
- ・研究倫理に関する表 4-4-1 の規程を整備している。

表 4-4-1 研究倫理に関する規程

松本歯科大学研究等倫理規程
松本歯科大学遺伝子組換え生物等安全管理規程
松本歯科大学動物実験取扱規程
松本歯科大学研究活動等利益相反管理規程

- ・研究等倫理規程に基づき研究等倫理審査委員会を設置している。研究者の研究計画は、同委員会の審査を経たうえで学長の承認を受けて実施することとなっている。
- ・遺伝子組換え生物等安全管理規程に基づき遺伝子組換え生物等安全管理委員会を設置している。研究者の遺伝子組換え実験計画は、同委員会の審査を経たうえで学長の承認を受けて実施することとなっている。
- ・動物実験取扱規程に基づき動物実験委員会を設置している。研究者の動物実験計画は、同委員会の審査を経たうえで学長の承認を受けて実施することとなっている。
- ・研究活動等利益相反規程に基づき研究活動等利益相反管理委員会を設置し、研究活動等の利益相反に関して審査を行っている。
- ・文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公的研究費に関する表 4-4-2 の規程を制定し管理体制を整備している。年に 1 度実施するコンプライアンス研修会を受講することを本学における公的研究費執行の条件としている。

表 4-4-2 公的研究費に関する規程

松本歯科大学公的研究費の管理・監査に関する規程
松本歯科大学における公的研究費の執行に関する行動規範
松本歯科大学競争的資金の間接経費の取扱いに関する規程
松本歯科大学公的研究費内部監査実施細則
松本歯科大学科学研究費助成事業（科研費）取扱規程
松本歯科大学科学研究費助成事業（科研費）旅費取扱細則

- ・文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「松本歯科大学研究活動の不正行為への対応等に関する規程」を制定し、研究活動に関する公正性の確保や不正行為が生じた場合の調査手続等を定めている。また、同規程に基づき、大学院歯学独立研究科長を研究倫理教育の責任者とし、そのもとに研究倫理教育責任者を置いて定期的に研究倫理教育を実施している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 4-4-1】松本歯科大学学術研究倫理指針
- 【資料 4-4-2】松本歯科大学研究等倫理規程
- 【資料 4-4-3】松本歯科大学遺伝子組換え生物等安全管理規程
- 【資料 4-4-4】松本歯科大学動物実験取扱規程
- 【資料 4-4-5】松本歯科大学研究活動等利益相反管理規程
- 【資料 4-4-6】松本歯科大学公的研究費の管理・監査に関する規程

- 【資料 4-4-7】松本歯科大学における公的研究費の執行に関する行動規範
- 【資料 4-4-8】松本歯科大学競争的資金の間接経費の取扱いに関する規程
- 【資料 4-4-9】松本歯科大学公的研究費内部監査実施細則
- 【資料 4-4-10】松本歯科大学科学研究費助成事業（科研費）取扱規程
- 【資料 4-4-11】松本歯科大学科学研究費助成事業（科研費）旅費取扱細則
- 【資料 4-4-12】松本歯科大学研究活動の不正行為への対応等に関する規程

#### 【自己評価】

- ・「松本歯科大学学術研究倫理指針」により 20 項目の研究倫理に関する規範を示し、また、定期的に研究倫理教育を実施して適正な研究活動の励行に努めている。
- ・研究活動に関わる倫理的責務を果たし社会的要請に応えるため、諸規程を整備している。
- ・研究倫理に関する諸規程に基づき各種の委員会を設置し、人権や安全に配慮して研究計画、実験計画等の審査を行っている。
- ・公的研究費の適正管理や研究活動に関する公正性の確保のための体制を整備し、コンプライアンス教育・研究倫理教育を実施している。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

##### 【事実の説明】

- ・「松本歯科大学学内研究費の取扱いに関する規程」に基づき、表 4-4-3 の学内研究費を配分しており、研究者は、自己又は講座等の研究に必要な物品購入、旅費及び成果発表等の経費に使用している。

表 4-4-3 学内研究費

研究費	内容	研究費の額
個人研究費	研究の活性化を図るとともに、教育効果を高めることを目的として、研究者個人に割り当てられる研究費	所属・職位に応じて 12 万円～35 万円
講座研究費	研究・教育効果を高めることを目的として、歯学部の講座等及び研究所の部門に割り当てられる研究費	所属する教員 1 人に つき 3 万円
大学院研究費	大学院における教育研究効果を高めることを目的として、大学院学生を指導する教員（主指導教員）に割り当てられる研究費	指導する大学院生 1 人につき 10 万円
科研費リトライ奨励研究費	教員の研究意欲を高め、科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）の採択件数を増加させることを目的として、科研費に応募しながら不採択であった研究者のうち「審査結果の開示」において高い評価を得た者が、次年度の科研費採択を目指すうえで必要な研究活動を行うための経費	1 人につき 50 万円 ※割当対象者数の状況によって減額することがある

- ・上記学内研究費以外による本学経費での研究機器の購入については、「松本歯科大学教育研究機器購入に係る取扱規程」に基づく手続きを経て購入している。
- ・そのほか、私立大学等経常費補助金や科学研究費助成事業の間接経費等を活用し、

学内の各委員会で審議のうえで研究機器の購入、修理を行っている。

- ・RA（Research Assistant）については、松本歯科大学リサーチ・アシスタント規程を整備しており、2020年度4人、2021年度4人、2022年度4人の採用実績がある。
- ・研究活動のための外部資金獲得状況は、表4-4-4のとおりである。

表4-4-4 研究活動のための外部資金の獲得状況（間接経費、管理経費を含む）

	2019年度	2020年度	2021年度
共同研究	3,300,000	9,130,000	2,970,000
受託研究	0	1,248,705	416,235
研究寄附	0	0	300,000
公的研究費 (内、科研費)	90,397,134 (89,397,134)	79,400,000 (79,300,000)	65,965,747 (62,465,747)
その他の研究助成	1,000,000	100,000	0
合計	94,697,134	89,878,705	69,651,982

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料4-4-13】松本歯科大学学内研究費の取扱いに関する規程

【資料4-4-14】松本歯科大学研究機器購入に係る取扱規程

【資料4-4-15】松本歯科大学リサーチ・アシスタント規程 【資料2-2-8】と同じ

#### 【自己評価】

- ・学内研究費は、規程に基づき適切に配分している。
- ・研究に必要な機器の購入・修理は、規程に基づき各委員会の審議を経て適切に実施している。
- ・外部資金の獲得では、特に科学研究費助成事業で多くの研究費を獲得している。

#### (3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

- ・産学官連携活動の活発化、公的研究費への応募の推進、財団法人等一般の研究助成の情報提供を通じて、より多くの研究活動のための外部資金獲得を目指す。

#### [基準4の自己評価]

- ・学事評議会及び学務委員会で議長を務める学長は大学の意思決定と教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップを発揮できる体制が構築されている。
- ・案件によっては学内各種委員会で審議された後、学務委員会で報告され、歯学部教授会・大学院歯学独立研究科委員会の議を経て学長が最終的な決定を行っており、役割や権限は明確に分散されている。
- ・教育目的及び教育課程に即して必要な教員数を確保しており、教員の採用・昇任等及び教員評価を適切に実施している。
- ・FD等により教育内容・方法等の改善の工夫・開発を効果的に実施している。
- ・研修会やセミナーへの参加により、各職員が必要な最新情報を取得し、実務に業務に係る資質向上に取り組んでいる。

- ・研究に必要な研究環境が備えられており、研究機器の購入、修理は規程に基づき各委員会の審議を経て適切に実施している。
- ・「松本歯科大学学術研究倫理指針」により 20 項目の研究倫理に関する規範を示し、また、定期的に研究倫理教育を実施して適正な研究活動の励行に努めている。
- ・研究活動に関わる倫理的責務を果たし社会的要請に応えるため諸規程を整備し、これらに基づき各種の委員会を設置して研究計画・実験計画等の審査を行っている。
- ・公的研究費の適正管理や研究活動に関する公正性の確保のための体制を整備し、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施している。
- ・学内研究費は、規程に基づき適切に配分している。
- ・科学研究費助成事業をはじめ、外部資金の獲得の努力を行っている。

## 基準 5 経営・管理と財務

### 5-1 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

##### 【事実の説明】

- ・「学校法人松本歯科大学寄附行為」第3条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、歯科医学に関する私立学校を設置し学校教育を行い、建学の理念に基づき、有為な人材を育成することを目的とする。」としている。
- ・「松本歯科大学学則」第1条において「松本歯科大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の理念に基づき、専門の学術を教授研究するとともに、豊かな教養と高い人格を備えた有為な人材を育成し、もって国民の保健、医療、福祉に貢献しつつ、社会の発展と国際文化の向上を図ることを目的とする。」と定めている。
- ・「建学の理念」のもと、「松本歯科大学学則」第4条において「本学は第1条に基づき、建学の理念を具現化し人間教育全体を教育目標とし、人間としての倫理に基づき先ず「良き歯科医師となる前に良き人間たれ」という教育方針をモットーとし、学生が将来歯科医師として社会に貢献し、歯科医学の発展に寄与することができるよう人に材育成を行う。」とし、「教育目標達成のため、アドミッションポリシー、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを別に定める。」としている。
- ・「松本歯科大学大学院学則」第5条において「歯学独立研究科は、創造性豊かな優れた研究者を養成するとともに、社会環境に柔軟に対応できる豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療職業人を養成することを目的とする。」と定めている。
- ・組織倫理に関する規定として、「学校法人松本歯科大学就業 規則」第26条において、「職員は、その職務を遂行するにあたり、法令及び法人の諸規程を守る」ことを服務規定として定め、業務を遂行している。また、関係官庁への届出、報告事項についても、法令遵守のもと適切に行っている。
- ・教育研究機関として、人権の尊重と差別のない公正な社会の実現のため、表5-1-1の組織倫理に関する規程を整備している。

表 5-1-1 人権等に係る組織倫理規程

学校法人松本歯科大学ハラスメント等の防止に関する規程
学校法人松本歯科大学個人情報の保護に関する規程
学校法人松本歯科大学情報ネットワーク管理委員会規程
学校法人松本歯科大学公益通報者の保護に関する規程

- ・監事監査、内部監査については、私立学校法第37条第3項及び「学校法人松本歯科大学寄附行為」第15条に従い、「学校法人松本歯科大学監事監査規程」、「学校法人松本歯科大学内部監査規程」に基づき実施している。
- ・監査により、業務執行が法令・寄附行為等に準拠して適正に執行されているか検証している。
- ・監事監査、内部監査及び会計監査法人の監査を実施し検証することにより、学校法人のガバナンス強化を図っている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 5-1-1】学校法人松本歯科大学寄附行為 【資料 F-1】と同じ
- 【資料 5-1-2】松本歯科大学学則 【資料 F-3】①と同じ
- 【資料 5-1-3】MATSUMOTO DENTAL UNIVERSITY (2022) (大学案内)  
【資料 F-2】と同じ
- 【資料 5-1-4】大学ホームページ（大学概要／建学の理念・教育目標）  
【資料 1-1-1】と同じ
- 【資料 5-1-5】職員インターネット「建学の理念」、「目的及び教育目標」  
【資料 1-2-2】と同じ
- 【資料 5-1-6】松本歯科大学大学院学則 【資料 F-3】②と同じ
- 【資料 5-1-7】学校法人松本歯科大学就業規則
- 【資料 5-1-8】学校法人松本歯科大学ハラスメント等の防止に関する規程
- 【資料 5-1-9】学校法人松本歯科大学個人情報の保護に関する規程
- 【資料 5-1-10】学校法人松本歯科大学情報ネットワーク管理委員会規程
- 【資料 5-1-11】学校法人松本歯科大学公益通報者の保護に関する規程
- 【資料 5-1-12】学校法人松本歯科大学監事監査規程
- 【資料 5-1-13】学校法人松本歯科大学内部監査規程

#### 【自己評価】

- ・学校法人松本歯科大学は、「教育基本法」及び「学校教育法」を遵守し堅実に運営されている。
- ・「建学の理念」を基盤として経営の規律と誠実性の維持が図られている。

## 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

### 【事実の説明】

- ・学校法人松本歯科大学（以下「学校法人」とする。）及び松本歯科大学の使命・目的の実現への継続的努力のため、下記の組織体制を整備している。
- ・学校法人の最高意思決定機関として「学校法人松本歯科大学寄附行為」第16条に定める「理事会」を設置し、学校法人の業務について審議、決定している。
- ・諮問機関として「学校法人松本歯科大学寄附行為」第19条に定める「評議員会」を設置し、「学校法人松本歯科大学寄附行為」第21条に定める事項について、広く意見を求めている。
- ・学校法人の日常業務を決定するために「学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則」第7条に定める「常務理事会」を設置し、「学校法人松本歯科大学常務理事会規則」第4条に定める審議事項について、毎月次又は必要な都度、審議、決定し円滑な業務遂行に努めている。
- ・松本歯科大学の組織間の連絡調整を行うため、学事評議会を設置している。
- ・歯学部については「学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則」第2条に定める「教授会」の運営を能率的に進めるにあたり、学長の諮問事項を協議、調整するため「松本歯科大学歯学部教授会規程」第7条に基づき、「学務委員会」を設置し、「松本歯科大学歯学部学務委員会規程」第4条に定める審議事項について、調整、企画及び助言することとしている。
- ・大学院については、「松本歯科大学大学院学則」第21条に基づき、研究科委員会を設置している。
- ・「松本歯科大学学則」第2条において「前条（松本歯科大学）の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と定めている。

### 【エビデンス集（資料編）】

【資料5-1-14】学校法人松本歯科大学寄附行為 【資料F-1】と同じ

【資料5-1-15】松本歯科大学大学院学則 【資料F-3】②と同じ

【資料5-1-16】学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則

【資料5-1-17】学校法人松本歯科大学常務理事会規則

【資料5-1-18】松本歯科大学学事評議会規程 【資料1-2-21】と同じ

【資料5-1-19】松本歯科大学歯学部教授会規程 【資料1-2-16】と同じ

【資料5-1-20】松本歯科大学歯学部学務委員会規程 【資料2-2-1】と同じ

【資料5-1-21】松本歯科大学自己点検・評価規程

### 【自己評価】

- ・本学では使命・目的実現への継続的な努力を担保するため、理事会組織などの構築と運営に努めてきた。
- ・使命・目的を達成するための方略として、本学では 1995 年 5 月に「松本歯科大学自己点検・評価規程」を制定し、継続的に自己点検・評価活動を行ってきた。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

#### 【事実の説明】

- ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、「学校法人松本歯科大学エネルギー管理規程」第 2 条に定める「省エネルギー委員会」を設置し、エネルギー使用合理化を積極的に推進するための「エネルギー管理標準」を定め、CO<sub>2</sub> 削減等による環境問題への対応を実施している。その結果、本学は省エネルギーの一層の促進への貢献が顕著であったことにより、エネルギー管理優良事業者として、「関東経済産業局長賞」を 2015 年 2 月に受賞した。
- ・本学は、国の定める第 1 種エネルギー管理対策施設として、2008 年以降毎年 1% の省エネ義務が課せられているが、2021 年度の実績値は 2008 年度対比で△27% となっており、義務量（2008 年度対比△13%）を△14% 超える削減を実現している。即ち、既に 2035 年までの削減義務をクリアしていることになる。
- ・2022 年 8 月に完成する太陽光発電による省エネ効果は原油換算で 2022 年△200kL、2023 年以降は△400kL と見込まれるので、これを織込むと本学は 2022 年以降 20 年以上先までの省エネ義務をクリアできることになる。
- ・医療系大学、病院を併設している大学として、また、受動喫煙対策として、2016 年 1 月 1 日からキャンパス内終日全面禁煙を開始した。
- ・「学校法人松本歯科大学就業規則」第 6 章に基づく「学校法人松本歯科大学安全衛生管理規程」により、安全衛生管理を徹底し労働災害と疾病防止を図っている。
- ・防火・防災管理については、「学校法人松本歯科大学防火・防災管理規程」をはじめとした規程等を整備し、防火・防災対策に努めている。また、「緊急地震速報システム」を積極的に導入して防火・防災訓練を行うなど、緊急時の連絡体制も組織されている。
- ・2008 年 12 月に地元自治体と締結した「災害時協定」を 2021 年 2 月に見直しを行い、災害発生時、大学内施設（病院を含む。）及び大学内敷地を指定緊急避難場所等として提供することとしている。
- ・感染性廃棄物の処理が適切かつ安全に行われることを目的として、「松本歯科大学感染性廃棄物管理規程」を整備している。
- ・教育研究機関として、人権の尊重と差別のない公正な社会の実現のため、組織倫理に関する規程を整備している。
- ・公益通報者保護法に基づき、「学校法人松本歯科大学公益通報者の保護に関する規程」を 2008 年 1 月に制定・施行した。
- ・ハラスメント等の防止については、「学校法人松本歯科大学ハラスメント等の防止に



め、学内を終日全面禁煙にするなどして環境の保全を進めている。

- ・学内の安全衛生管理対策や感染性廃棄物処理に万全を期し、労働災害、疾病防止及び防災対策に努めている。
- ・人権に配慮した教育・研究組織の運営を行うための諸規程を整備して、差別の排除やハラスメントの防止に努める委員会や相談員制度などを設けて適切に対応している。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・経営の規律と誠実性については、十分に保たれている。
- ・今後も、学校教育法、私立学校法等の改正に対応して、学内規程の改正等を行い法令遵守に努める。

## 5-2 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

- ・学校法人の管理運営については「学校法人松本歯科大学寄附行為」、「学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則」に基づき、「理事会」、「評議員会」、「常務理事会」を設置して行っている。
- ・理事会を構成する理事（定員 9～11 人）については、寄附行為の定めに則り、幅広い意見を取り入れるため教育界、政財界、医療関係から 9 人の理事を選任している。理事長は理事総数の過半数の議決により選任され、本学校法人を代表し、その業務を総理することと寄附行為において明確に規定されている。
- ・理事のうち 4 人以内を常務理事とことができ、理事総数の過半数の議決により選任している。現在は常務理事を 4 人選任し理事長を補佐するとともに、命を受けて「学務」、「財務」、「総務」、「渉外」の任務を分掌し、かつ必要な都度あるいは月次の常務理事会で理事長を含めて合議している。
- ・理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。毎年度 5 月、12 月及び 3 月に定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時に招集される。
- ・理事会における主な審議事項は表 5-2-1 に示すとおりである。

表 5-2-1 理事会の審議事項

- |                                   |
|-----------------------------------|
| (1) 予算・決算・借入限度額に関する事項             |
| (2) 中期的な計画・事業計画・事業報告に関する事項        |
| (3) 役員に対する報酬等の支給基準に関する事項          |
| (4) 監事の監査報告に関する事項                 |
| (5) 理事長・学長・理事・監事・評議員の選任に関する事項     |
| (6) 役職教員・法人本部長・法人主事・事務局長の人事に関する事項 |
| (7) 寄附行為の変更に関する事項                 |
| (8) 諸規程の制定及び改廃に関する事項              |
| (9) 不動産の売買、建物の建設等に関する事項           |
| (10) その他                          |

- ・常務理事会は原則月1回開催されており、構成メンバーの理事長、学長及び常務理事が出席するほか、常勤理事（兼事務局長）、法人主事等の事務組織幹部のほか監事が出席し、理事会から付託または委任された事項、理事会の決定した基本方針の執行及び法人の日常業務等について機動的に審議決定している。
- ・本学では、中長期的な観点から目標と計画を策定し、年度ごとに各部署から提出される予算要求と業務計画に基づき事業計画書と予算書を作成している。
- ・予算編成にあたっては、経理室においてヒアリングを行った後、理事長、財務担当理事等で調整の上、学校法人全体の予算案を策定し、評議員会、理事会に諮っており、適切な財務運営が確立されている。
- ・予算は、独立採算、単年度収支の均衡を基本方針とし、帰属収支差額において各部門が単体で支出超過にならないよう、適切な予算配分を図っている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 5-2-1】学校法人松本歯科大学寄附行為 【資料 F-1】と同じ
- 【資料 5-2-2】学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則 【資料 5-1-16】と同じ
- 【資料 5-2-3】理事会、評議員会の開催状況 【資料 F-10】③と同じ
- 【資料 5-2-4】意思表示書（例 令和4年3月24日 理事会）
- 【資料 5-2-5】学校法人松本歯科大学常務理事会規則 【資料 5-1-17】と同じ
- 【資料 5-2-6】学校法人松本歯科大学 中期計画（2022～2026年度）
- 【資料 5-2-7】学校法人松本歯科大学 2022年度事業計画書 【資料 F-6】と同じ
- 【資料 5-2-8】学校法人松本歯科大学 2021年度事業報告書 【資料 F-7】と同じ

#### 【自己評価】

- ・理事会及び常務理事会は、学校法人松本歯科大学寄附行為及び同施行細則に則って適切に運営されており、使命目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制が整備され、適切に機能している。

#### （3）5-2の改善・向上方策（将来計画）

・少子化により 18 歳人口が減少する中、今後更に大学進学者が減少することが予測され、私立大学を取り巻く環境は大変厳しい状況にある。このような問題に対応していくためには、大学経営の専門的な知識と幅広い見識を持ち、環境の変化に適切に対応していくことが必要と考える。今後も大学の使命、目的を達成するため、戦略的な意思決定ができる体制とそれを実行する業務執行体制を維持するとともに、必要に応じて改善を行う。

### 5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

##### (1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

##### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

##### 【事実の説明】

##### <法人組織>

- ・予算・事業計画、決算・事業報告等法人の管理運営に関する重要事項については、常務理事会で原案の検討と策定を行い、理事会を議決機関、評議員会を諮問機関として審議し、決定している。
- ・理事長は理事会及び常務理事会を主宰し、すべての重要事項の決定についてリーダーシップを発揮している。
- ・理事会開催は定例年 3 回であるが、9 人の理事のうち 5 人を占める常勤の理事が出席し、毎月 1 回の常務理事会を開催している。常務理事会では理事会が決定した基本方針、付託または委任された事項の執行について審議決定していることから、迅速な決断を迫られる場面にも対応できる体制が整っている。

##### <大学>

- ・歯学部については、学長及び歯学部の主任教授で構成する歯学部教授会を設置している。また規程に基づき教授会の運営を能率的に進めるにあたり、学長の諮問事項を協議、調整する学務委員会を設置することによって歯学部の学事運営を円滑に進めている。
- ・大学院歯学独立研究科については、学長、研究科長及び大学院の専任教師で構成する大学院歯学独立研究科委員会を設置している。また規程に基づき、研究科委員会の運営を能率的に進めるにあたり、研究科長の諮問事項を審議、調整する研究科運営委員会を設置することによって大学院の学事運営を円滑に進めている。
- ・2007 年 4 月に新設した学事評議会は、歯学部、大学院歯学独立研究科、総合歯科医学研究所、病院、図書館の連絡調整の機能を果たしている。

＜法人と大学の意思疎通と連携＞

- ・1号理事として選任される学長が、大学の代表として理事会・常務理事会に加わることにより、教学部門が円滑に機能するよう法人との連携を図っている。
- ・事務局長も法人と大学の連携を促進する役割を担っている。法人の理事会、常務理事会のほか、大学では学事評議会、教授会、研究科委員会、学務委員会等の会議に出席している。こうして教学に関する会議に法人から構成員を出すことによって法人と大学の連携を図っている。

＜理事長のリーダーシップ＞

- ・理事長は理事会及び常務理事会を主宰し、法人の管理運営に関する考え方や方針などを明確にしてリーダーシップを発揮している。

＜教職員の提案などをくみ上げる仕組み＞

- ・多数の委員会が設置され、それぞれの委員会が与えられた任務を果たしているが、現場で実際に実務を担当している教職員が主体となっているので、必然的に現場の要望とアイデアを吸収する機能を果たしている。
- ・各委員会はすべて教員と事務職員の混成で構成されており、管理部門と教学部門の意志疎通と連携を保つ役割を果たしている。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 5-3-1】学校法人松本歯科大学寄附行為 【資料 F-1】と同じ
- 【資料 5-3-2】学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則 【資料 5-1-16】と同じ
- 【資料 5-3-3】学校法人松本歯科大学常務理事会規則 【資料 5-1-17】と同じ
- 【資料 5-3-4】松本歯科大学歯学部教授会規程 【資料 1-2-16】と同じ
- 【資料 5-3-5】松本歯科大学歯学部学務委員会規程 【資料 2-2-1】と同じ
- 【資料 5-3-6】松本歯科大学総合歯科医学研究所規程 【資料 1-2-17】と同じ
- 【資料 5-3-7】松本歯科大学大学院歯学独立研究科委員会規程 【資料 1-2-18】と同じ
- 【資料 5-3-8】松本歯科大学大学院歯学独立研究科運営委員会内規
- 【資料 5-3-9】松本歯科大学学事評議会規程 【資料 1-2-21】と同じ
- 【資料 5-3-10】松本歯科大学各種委員会名簿

【自己評価】

- ・法人及び大学の各管理運営機関は、意思疎通と連携による円滑な意思決定がなされている。
- ・トップのリーダーシップが発揮できる体制と、教職員の提案を汲み上げる仕組みが整備されている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【事実の説明】

## &lt;管理運営機関の相互チェック&gt;

- ・1号理事として選任される学長が、大学の代表として理事会・常務理事会・評議員会に出席している。また事務局長（理事が兼務）が、大学の学事評議会、教授会、研究科委員会、学務委員会等の会議に出席し、法人と大学間の相互チェックを行っている。

## &lt;監事&gt;

- ・法人の業務、財産及び理事の業務執行の状況を監査するため、監事を選任している。選任方法は、表 5-3-1 のとおりである。

表 5-3-1 監事の選任方法（「学校法人松本歯科大学寄附行為」第 7 条）

(2022 年 5 月 1 日現在)

選任方法	任期	定員	現員
法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。	3 年	2~3 人	2 人

- ・監事の職務は表 5-3-2 に示すとおりであるが、監事監査の基本事項は、「学校法人松本歯科大学監事監査規程」に定め、監事が理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況について監査を行い、法人の教育研究機能の向上や財政の基盤確立等に寄与している。

表 5-3-2 監事の職務（「学校法人松本歯科大学寄附行為」第 15 条）

- |  |
|--|
| (1) 法人の業務を監査すること。  |
| (2) 法人の財産の状況を監査すること。   |
| (3) 法人の理事の業務執行の状況を監査すること。  |
| (4) 法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。   |
| (5) (1) から (3) までの規定による監査の結果、法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。 |
| (6) (5) の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。  |
| (7) 法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。   |

- ・監事は理事会、評議員会に毎回出席し、学校法人の業務、財産及び理事の業務執行の状況について意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

## &lt;評議員会&gt;

- ・評議員会は寄附行為に基づき、理事会の諮問機関として位置付けられている。評議員の選任方法は表 5-3-3 のとおりである。

表 5-3-3 評議員の選任方法（「学校法人松本歯科大学寄附行為」第 23 条）

(2022 年 5 月 1 日現在)

区分	選任方法	任期	定員	現員
1 号 評議員	この法人の職員で理事会において推薦された者の中から、評議員会において選任した者	3 年	7 人	6 人
2 号 評議員	この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 歳以上の者のうちから理事会において選任した者	3 年	7~9 人	9 人
3 号 評議員	学識経験者のうちから、理事会において選任した者	3 年	9~14 人	13 人

- ・評議員会は、毎年度 3 月、5 月に開催されるほか、必要に応じて臨時に招集開催され、評議員は適切に出席し、意見具申を行っている。理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴くこととしている諮問事項は表 5-3-4 のとおりである。

表 5-3-4 評議員会への諮問事項（「学校法人松本歯科大学寄附行為」第 21 条）

- |  |
|--|
| (1) 予算及び事業計画   |
| (2) 事業に関する中期的な計画   |
| (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 |
| (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）の支給の基準            |
| (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄  |
| (6) 寄附行為の変更  |
| (7) 合併   |
| (8) 目的たる事業の成功的不能による解散  |
| (9) 寄附金品の募集に関する事項  |
| (10) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの                           |

## 【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-3-11】学校法人松本歯科大学寄附行為 【資料 F-1】と同じ

【資料 5-3-12】学校法人松本歯科大学監事監査規程 【資料 5-1-12】と同じ

【資料 5-3-13】理事会、評議員会の開催状況 【資料 F-10】③と同じ

【資料 5-3-14】監査報告書 【資料 F-11】②と同じ

**【自己評価】**

- ・法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスは適切に機能している。

**(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）**

- ・法人と大学の連携は良好で、各管理運営機関の相互チェックも機能し、理事長及び学長がリーダーシップを発揮できる体制と教職員の提案を汲み上げる仕組みが整備されている。今後も引き続き、法人と大学の更なるコミュニケーションの向上に努め、現行体制を維持・継続するとともに、必要に応じて改善を行う。

**5-4 財務基盤と収支****5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立****5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保****(1) 5-4 の自己判定**

基準項目 5-4 を満たしている。

**(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）****5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立****【事実の説明】**

- ・本学は長年にわたり私立歯科大学の中で最も学納金が高い大学であったが、2008年度からの入学者数激減に伴い、定員未充足による帰属収入の減少に対処するため、学納金を 2010 年度から段階的に引き下げ、2012 年度からは私立歯科大学の中で最も安い授業料に設定した。

[6年間合計の学納金：57 百万円（2008 年度）→20 百万円（2012 年度）]

- ・上記学納金額を設定した 2012 年度から 2017 年度まで入学定員を充足することができ、入学者数は表 5-4-1 のとおり推移している。この結果、2017 年度においては第 1 学年から第 6 学年まですべての学年において入学時に入学定員を充足することとなつた。

**表 5-4-1 入学者数（2013 年度～2021 年度）**

年 度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
入学者	96 人	96 人	96 人	96 人	89 人	85 人	97 人	76 人	52 人

- ・適切な財務運営の確立のため、大前提として入学者の確保に努めるとともに、学納金引き下げによる収入の減少に対処するため、大幅なコスト削減を行った。常務理事会（2012 年 11 月 15 日開催）において確認した表 5-4-2 に示す大学運営の重要施策に基づき、収支バランスを確保するため、全学的に省エネルギーに取り組み光熱費を削減、各部署における業務改善による効率化と省人化等によりコスト削減を行った結果、

大幅なコスト削減を実現した。また、現在も引き続きコストの削減及び削減したコストの維持に努めている。

表 5-4-2 大学運営の重要施策 4 本柱

- |                                   |
|-----------------------------------|
| ① 新入生の確保                          |
| ② 国家試験合格者の増加                      |
| ③ 病院の強化・拡充                        |
| ④ コスト削減 (①～③に直接関係しないコストは徹底的に削減する) |

- ・全学年が入学時の入学定員を充足したことを受け、更なる安定した財務基盤の確立のため、中長期計画に基づき 2018 年度から学納金の値上げを行った。  
〔6 年間合計の学納金：25 百万円〕
- ・この結果は、残念ながら 2018 年度以降の新入生募集に影響を与えていた。最近 2 年間については、コロナ禍のダメージが大きい。
- ・2014 年度から私立大学等経常費補助金の交付を受け、毎年適正な申請に基づき、補助金額の維持及び増加に努めている。
- ・中長期的な観点から目標と計画を策定し、年度ごとに各部署から提出される予算要求と業務計画に基づき、事業計画書と予算書を作成している。
- ・予算編成にあたっては、経理室においてヒアリングを行い、理事長、財務担当理事ほかが調整のうえ、学校法人全体の予算案を策定し、評議員会、理事会に諮っており、適切な財務運営が確立されている。
- ・予算は、独立採算、単年度収支の均衡を基本方針とし、帰属収支差額において各部門が単体で支出超過にならないよう、適切な予算配分を図っている。

#### 【自己評価】

- ・本学を取り巻く社会状況や経済状況は引き続き厳しいものではあるが、入学者の確保、コスト削減及び削減したコストの維持、私立大学等経常費補助金の受給や学納金の値上げ等、中長期的な計画に基づき、適切な財務運営を確立している。

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

##### 【事実の説明】

- ・学納金引き下げにより学納金収入は大幅に減少したが、その対策として経費の削減を一歩ずつ行った。しかし、学納金収入の減少に経費の削減が追い付かず、そのギャップは年々の赤字という形で表れた。





表 5-4-6 減価償却費の見通し

(単位:百万円)

	2017	～	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
減価償却費	1,096	～	828	783	721	588	549	534	534
2017年度比較差額	0	～	△ 268	△ 313	△ 375	△ 508	△ 547	△ 562	△ 562

\*過去 5 年間の取得価格を考慮して算出

- ・2026 年度には学納金 565 百万円の増収に対し、減価償却費が△562 百万円の減少となる見通しである。従って、2018 年度までは減価償却費負担前の収支バランスの黒字化が目標水準となっていたが、病院収支の更なる改善を見込み、今後は減価償却費を負担したうえでの収支バランスの黒字化が最終的な目標となる。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-4-1】学校法人松本歯科大学 中期計画（2022～2026 年度）

【資料 5-2-6】と同じ

#### 【自己評価】

- ・学納金の引き下げにより学納金収入が減少した中で、すべての経費を削減することで収支バランスを確保することができている。更に、私立大学等経常費補助金の交付を受け、学納金の値上げを実施したことで、現在安定した財務基盤を確立し、引き続き入学定員を充足することで、更なる財務体質の改善が期待できる。

#### (3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・今後の課題は、引き続き日本の 18 歳の人口が減少し大学進学者が減っていく問題への対応と考える。本学の永続的な運営を可能とするためには、安定した財務基盤を確立していくことが必要となる。そのために、今後も入学定員を充足することを最重要課題として取り組む。

- ・安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保のため、継続的に聖域無き経費節減と効率化を目標とする見直しを行う一方で、①新入生の確保、②歯科医師国家試験合格者の増加、③病院の強化・拡充については今後も積極的に対応していくなど、メリハリのある運営を行う。

### 5-5 会計

#### 5-5-① 会計処理の適正な実施

#### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

##### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 【事実の説明】

- ・会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人松本歯科大学経理規程」に準拠して処理を行っている。会計処理上の疑問や判断が難しいものに関しては、監事、本学担当の公認会計士、税理士にその都度質問・相談し、回答・指導を得て適宜対応している。
- ・公認会計士による会計監査は1年に複数回実施している。監事は理事会に出席し財産の保全状況、理事の業務執行状況、議案、報告事項について、意見を述べる体制となっており、また常務理事会にも随時出席している。
- ・予算は、学校会計基準に基づいて資金収支と消費収支予算が作成され、予算の単位は会計の単位と合致させている。
- ・予算は事業計画に基づき編成され、実績との対比検討を通じて安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に努めている。

### 【自己評価】

- ・会計処理について、学校法人会計基準等に基づき、適正な会計処理を行っている。

## 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

### 【事実の説明】

- ・本学における監査は、監査法人による外部監査及び監事による内部監査からなり、それぞれをほぼ3か月ごとに行っている。
- ・監査法人による監査は、年間計画に基づき例年行っており、1日あたり3人前後、延べ日数で約20日間にわたり実施している。監査法人による監査は財務面を通して大学運営全般について実施している。監査にあたっては、すべての関係部門が監査法人の照会に応え、監査後の講評及び指導に対して速やかに改善を図るよう努めている。更に決算後の監査終了時には監査の結果報告書が理事長に提出されている。従来本学では、私立大学等経常費補助金を受けていないこともあり、この報告書に監査証明は無かった。しかし、2014年度以降、同補助金を申請することとしたため、前年度の2013年度から監査証明付の監査報告書が取れる内容で監査を受けている。
- ・監事による監査は、年度末に理事の業務執行監査と決算監査を行っている。その際に報告書が提出されるとともに、必要に応じて監事からの助言・勧告が行われる。更に監事は、毎年5月に開催される理事会及び評議員会に出席し、理事の業務執行が適切に行われているか報告している。監事と監査法人は、監査体制の強化に向けて相互に意見交換と情報の整理・精査を行い、十分に監査機能を果たしている。
- ・監事の行う内部監査は、業務監査と会計監査からなり、「学校法人松本歯科大学内部監査規程」に基づき実施している。監査終了後1か月以内に報告書を作成し理事長に提出する。この時、理事長が必要と認めれば自ら業務是正の指示を行い、責任者は是正ののち結果を報告する。また監事は、財務情報の開示と説明責任に関する事項も内部監査の対象として内容精査を行う。
- ・特に科学研究費助成事業に関しては、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づくモニタリング体制・内部監査体制等の整備を

2007年度から行っているが、それ以前の年度（2003年度～2006年度）において、科研費の不正使用が発生していたことが2009年度（第1次）と2011年度（第2次）の会計検査院の調査で判明し、これについての詳細な報告書は2012年度末までに提出した。本件に係る一連の調査に基づく反省点を踏まえて、その後一層の不正防止措置をとることによって、不正防止については万全を期している。なお、2007年度から2011年度までの科研費についても、すべての伝票を業者の帳簿と照合するという悉皆調査を行ったが、2007年度以降の科研費の不正使用は、皆無であることが事後的に証明されている。

#### 【自己評価】

- ・監査法人及び監事の連携による会計監査の体制が整っており、厳正に実施している。

#### (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・会計処理は、監事、公認会計士、税理士の指導監督のもとで適正かつ厳正に実施している。今後も、学校法人会計基準に沿って、適切に会計処理を実施していく。
- ・監査法人及び監事における監査機能も有効に働いており、更に連携を密にしながら会計監査の円滑化と充実を図る。

#### 【基準5の自己評価】

- ・「教育基本法」及び「学校教育法」を遵守して組織倫理に関する規程を制定し、適切に運営している。
- ・理事会をはじめとする各組織のもと、使命・目的実現への継続的な努力をしている。
- ・使命・目的を達成するための方略として、1995年5月に「松本歯科大学自己点検・評価規程」を制定し、継続的に自己点検・評価活動を行ってきた。
- ・環境保全や人権に配慮し、CO<sub>2</sub>削減、学内終日全面禁煙、公益通報者保護、ハラスメント等の防止、個人情報保護等に取り組んでいる。
- ・学内の安全衛生管理対策や感染性廃棄物処理に万全を期し、労働災害、疾病防止及び防災対策に努めている。
- ・理事会及び常務理事会は、学校法人松本歯科大学寄附行為及び同施行細則に則って適切に運営されており、使命目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制が整備され、適切に機能している。
- ・法人及び大学の各管理運営機関は、意思疎通と連携による円滑な意思決定がなされている。また、トップのリーダーシップが發揮できる体制と、教職員の提案を汲み上げる仕組みが整備されている。
- ・法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスは適切に機能している。
- ・本学を取り巻く社会状況や経済状況は引き続き厳しいものではあるが、入学者の確保、コスト削減及び削減したコストの維持、私立大学等経常費補助金の受給や学納金の値上げ等、中長期的な計画に基づき、適切な財務運営を確立している。

- ・学納金の引き下げにより学納金収入が減少した中で、すべての経費を削減することで収支バランスを確保することができている。更に、私立大学等経常費補助金の交付を受け、学納金の値上げを実施したこと、現在安定した財務基盤を確立し、引き続き入学定員を充足することで、更なる財務体質の改善が期待できる。
- ・監査法人及び監事の連携による会計監査の体制が整っており、厳正に実施している。

**基準 6 内部質保証****6-1 内部質保証の組織体制****6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

## (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

## (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立****【事実の説明】**

- ・内部質保証のための組織として、「松本歯科大学自己点検・評価規程」第3条に基づき自己点検・評価委員会を設置し、以下の事項を審議することとしている。

- (1) 点検・評価についての基本方針の策定に関すること
- (2) 点検・評価の実施計画の立案及び実施に関すること
- (3) 点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること
- (4) 点検・評価の結果の活用を図るために提言に関すること
- (5) その他点検・評価に関する必要な事項を検討すること

- ・自己点検・評価委員会のもと、日本高等教育評価機構の大学評価基準ごとに表 6-1-1 のとおり責任者を置き、委員長である学長の指示のもと自己点検・評価に取り組んでいる。

表 6-1-1 基準責任者

基準		責任者
基準 1	使命・目的等	歯学部長
基準 2	学生	教務部長、大学院歯学独立研究科長
基準 3	教育課程	教務部長、大学院歯学独立研究科長
基準 4	教員・職員	事務局長
基準 5	経営・管理と財務	事務局長
基準 6	内部質保証	歯学部長
独自基準	研究活動	総合歯科医学研究所の教授
特記事項	姉妹校を中心とした国際交流	歯学部長

**【エビデンス集（資料編）】**

【資料 6-1-1】松本歯科大学自己点検・評価規程 【資料 5-1-21】と同じ

**【自己評価】**

- ・自己点検・評価委員会を設置し、学長の責任のもと内部質保証に取り組んでいる。

## (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・自己点検・評価体制については、現在の体制を維持することを基本としつつ、効率的で実効性のある自己点検・評価活動を目指して、必要に応じて体制を見直していく。

## 6-2 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

##### (1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

##### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### 【事実の説明】

- ・本学の目的は、「松本歯科大学学則」第1条に定めるとおり「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の理念に基づき、専門の学術を教授研究するとともに、豊かな教養と高い人格を備えた有為な人材を育成し、もって国民の保健、医療、福祉に貢献しつつ、社会の発展と国際文化の向上を図ること」である。そして、続く学則第2条において「前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と定めており、自己点検・評価を大学の目的を達成するための重要な手段として位置付けている。

- ・本学大学院の目的は、「松本歯科大学大学院学則」第1条に定めるとおり「口腔生命科学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与すること」である。そして、続く大学院学則第2条において「教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と定めており、自己点検・評価を大学院の目的を達成するための重要な手段として位置付けている。

- ・「松本歯科大学自己点検・評価規程」第2条において、自己点検・評価の評価項目を定めている。

- ・本学では、6-2-②に記述するとおり、日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価の「エビデンス集（データ編）」の様式を使用して2013年度から毎年5月1日現在のデータを収集し、これに基づく自己点検・評価を実施することとしている。

- ・大学ホームページには情報公開として「松本歯科大学基本情報」「事業計画」及び「事業報告」等を掲載して、データを分かりやすくまとめたかたちで公表しており、自己点検・評価の透明性を担保している。

- ・1995年5月に「松本歯科大学自己点検・評価規程」を制定し、自己点検・評価活動を行ってきた。これまでの自己点検・評価報告書の発行状況は表 6-2-1 のとおりである。

表 6-2-1 自己点検・評価報告書の発行状況

報 告 書	発行年月
「松本歯科大学自己点検・評価報告書 1997」	1997 年 7 月
「松本歯科大学自己点検・評価報告書 2000」	2000 年 3 月
「松本歯科大学自己点検・評価報告書 2003」	2004 年 3 月
「松本歯科大学自己評価報告書〔日本高等教育評価機構〕平成 20（2008）年 6 月」	2008 年 6 月
「松本歯科大学自己点検・評価報告書 2011」	2012 年 10 月
「松本歯科大学自己評価報告書〔日本高等教育評価機構〕平成 27（2015）年 6 月」	2015 年 6 月
「松本歯科大学自己点検・評価報告書 2019」	2019 年 3 月
「松本歯科大学自己評価報告書〔日本高等教育評価機構〕令和 4（2022）年 6 月」	2022 年 6 月

- ・自己点検・評価の結果は、自己点検・評価報告書を職員インターネットに掲載して学内で共有している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 6-2-1】松本歯科大学学則 【資料 F-3】①と同じ
- 【資料 6-2-2】松本歯科大学大学院学則 【資料 F-3】②と同じ
- 【資料 6-2-3】大学ホームページ（情報公開のページ）

#### 【自己評価】

- ・本学は、自己点検・評価を大学の目的を達成するために必要な重要な活動として位置付け、適切な評価項目を設定して自律的・自主的な自己点検・評価を実施している。
- ・毎年度エビデンス集（データ編）を取りまとめており、エビデンスに基づいた客観的な自己点検・評価を実施できる仕組みを整備している。
- ・総括的な自己点検・評価は、少なくとも 4 年に 1 回は実施することが適当であるとされている。1997 年以降概ね 4 年に一度、自己点検・評価報告書という形で総括的な点検・評価を実施し公表している。
- ・職員インターネットに自己点検・評価報告書を掲載することによって学内共有ができるている。

#### 6-2-② IRなどを活用した十分な調査・データの収集と分析

##### 【事実の説明】

- ・本学では、IR 機能を「大学の諸活動に関する情報を収集して大学経営の意思決定に役立てること」として位置付け、日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価の「エビデンス集（データ編）」の様式を使用して自己点検・評価委員会がデータを取りまとめ、自己点検・評価に活用している。
- ・大学経営の意思決定に役立てることを目的として、自己点検・評価委員会が取りま

とめた「エビデンス集（データ編）」を常務理事会に報告している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

##### 【資料 6-2-4】2022 年度エビデンス集（データ編）

#### 【自己評価】

- ・毎年度、日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価の「エビデンス集（データ編）」を取りまとめており、現状把握のための調査・データ収集ができる体制を整備している。
- ・データは、自己点検・評価委員会でとりまとめ、常務理事会に報告して大学経営に役立てる仕組みを整備している。

#### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・今後も IR 機能として毎年度エビデンス集（データ編）を取りまとめ、自己点検・評価に活用し、透明性の高い自己点検・評価を継続する。

### 6-3 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

##### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### 【事実の説明】

・「松本歯科大学自己評価報告書〔日本高等教育評価機構〕平成 27 年 6 月」は、大学機関別認証評価受審のため日本高等教育評価機構に提出し、2016 年 3 月に同機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された。このときの自己点検・評価及び認証評価の結果を大学運営の改善・向上につなげるため、日本高等教育評価機構の「松本歯科大学平成 27 年度大学機関別認証評価調査報告書」において「改善を要する点」及び「参考意見」として指摘された事項について基準ごとに検証し、2019 年 3 月には自己点検評価報告書を作成した。これらに対する取り組み状況、改善方策等を「2015 年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応」としてとりまとめ、実施可能な項目から順次実施した。

#### 【エビデンス集（資料編）】

##### 【資料 F-15】2015 年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応

##### 【資料 6-3-1】松本歯科大学 平成 27 年度大学機関別認証評価調査報告書

[日本高等 教育評価機構]

【資料 6-3-2】松本歯科大学 平成 31(2019)年 3 月自己点検評価書

【自己評価】

- ・大学機関別認証評価で指摘された「改善を要する点」及び「参考意見」を基準ごとに検証し実施することで、Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善) cycle サイクルを確立している。自己点検・評価及び認証評価を大学運営及び教育の改善・向上につなげる仕組みが整っている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・3つのポリシーを起点とした内部質保証を実施するため、自己点検・評価委員会のもとに外部有識者を含む専門部会を設置することを検討し、3つのポリシーを踏まえた取り組みの適切性に関わる点検・評価を実施する体制を構築する。

【基準 6 の自己評価】

- ・内部質保証のための組織として自己点検・評価委員会を設置し、そのもとに日本高等教育評価機構の大学評価基準ごとに責任者を置き自己点検・評価に取り組んでいる。
- ・大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を実施するため、「松本歯科大学自己点検・評価規程」において点検項目を定め、自己点検・評価を実施し、結果は学内で共有している。
- ・IR機能として、毎年度、自己点検・評価委員会がエビデンス集（データ編）を取りまとめており、エビデンスに基づいた透明性の高い誠実な自己点検・評価を実施している。
- ・総括的な自己点検・評価は定期的に実施しており、周期についても適切である。
- ・大学機関別認証評価で認証評価機関から指摘された事項について基準ごとに検証し、その実施計画を立案し実施することで Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善) cycle サイクルを確立している。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 研究活動

###### A-1 世界水準の研究活動の推進

«A-1 の視点»

###### A-1-① 国際雑誌への論文発表

###### A-1-② 国際共同研究

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### A-1-① 国際雑誌への論文発表

###### 【事実の説明】

・論文掲載数は 2019 年度 60 報、2020 年度 47 報、2021 年度 54 報である。50 報前後から 60 報の間で推移している。被引用回数は、現在、2019 年掲載論文が 681 回、2020 年度分が 327 回、2021 年度分が 183 回であった。引用回数は、掲載年が新しいものほど低くなることが知られており、2021 年度掲載論文の被引用回数が低いのは、このためである。また、前回の自己点検評価において、2017 年に掲載された論文 1 編あたりの平均被引用数は 2.53 であったが、2020 年に掲載された論文の 1 編当たりの被引用数は、9.95 であった。

・2019 年から 2021 年の 3 年間に掲載された論文のうち、インパクトファクター 10 以上の雑誌に掲載された論文は、4 編であった。掲載されたインパクトファクター 10 以上の雑誌は、Nature Metabolism, Nature communications, Proceeding National Academic Science USA である。2021 年に掲載された論文の被引用回数は 75 回が最高であり、10 回以上引用された論文 5 編、5 回以上 10 回未満引用された論文は 3 編、1 回以上 5 回未満引用された論文は 20 編であった。引用されてない論文は、26 編であった（2022 年 5 月 1 日現在、Scopus）。

###### 【自己評価】

- ・2019 年から 2021 年に各年度 60 報前後の掲載論文数があるのは、望ましい。
- ・インパクトファクターが 10 点以上である Nature Metabolism, Nature communications, Proceeding National Academic Science USA など国際雑誌に掲載されたことは、研究の国際的な競争力が育まれていることを意味しており、高く評価できる。
- ・2017 年に掲載された論文の 1 編あたりの平均被引用数が 2.5 であったが、2020 年度は 9.95 と飛躍的に上昇したことは、非常に好ましい。

###### A-1-② 国際共同研究

###### 【事実の説明】

- ・2019年から2021年に国内外の研究機関との間でMaterial transfer agreement(MTA)を締結した数は、17件であった。研究材料の譲渡に関するものが15件、譲受が2件である。譲渡に関する7件は、本学で作製された変異マウスに関するものであった。そのうち、すべてが海外の大学・研究機関との共同研究であった。
- ・国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B))は、科研費採択者が現在実施している研究計画について、国際共同研究を行うことでその研究計画を格段に発展させ、優れた研究成果をあげることを目的とするものである。2019年に1件採択され、現在も継続して海外の研究室との共同研究を順調に行っている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料A-1-1】2019・2020・2021年度Material transfer agreement契約一覧

【自己評価】

- ・国際共同研究では、本学で作出した変異マウスを海外の5機関に譲渡しており、評価できる。今後も本学発の研究成果を世界に発信する努力が必要である。
- ・海外共同研究において、Proc Natl Acad Sci USA誌に掲載されたことは、評価できる。

(3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

- ・国際誌への発表に関しては、年あたり50編を目指し努力する。そのため、学内の研究の活性化を図る必要がある。研究プロジェクト推進委員会が、全学的な研究テーマを検討し公募する。さらに、競争的学内研究費を新設し、公募と審査により研究費を配分する制度を作る。
- ・1編あたりの被引用数は増加している。これを維持あるいは高めるため、独創的研究をさらに推進する。そのため松本歯科大学学会の若手奨励金制度を活用し、研究活動の更なる活性化を図る。

A-2 科学研究費助成事業

『A-2の視点』

A-2-① 科学研究費助成事業申請件数および交付金額

A-2-② 科学研究費助成事業サポート体制

(1) A-2の自己判定

基準項目A-2を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-2-① 科学研究費助成事業申請件数および交付金額

【事実の説明】

- ・過去3年間の科学研究費助成事業の採択件数は、2019年度が39件、2020年及び2021年度33件と年々減少している。それに伴い研究費獲得総額は2019年度0.89億円、2020

年度0.79億円、2021年度0.62億円と減少した。種目別の採択件数は、2019年度に基盤研究（A）（B）及び（C）25件、2020年度20件、2021年度は基盤研究（B）及び（C）21件であった。一方、挑戦的研究は、2019年及び2020年度6件、2021年度5件と減少した。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-2-1】公的資金採択研究 科学研究費助成事業

【自己評価】

- ・獲得額および採択件数が減少する傾向にあるため、大型の研究種目および若手研究の採択件数を増やす努力が必要である。
- ・挑戦的研究の採択件数は、微増しており評価できる。

**A-2-② 科学研究費助成事業サポート体制**

【事実の説明】

- ・不採択課題の中で上位 30%の評価である課題で、来年度も申請することを条件に、リトライ研究費として 1 課題につき 50 万円の研究費支援（計 6 件）を行った。
- ・科学研究費助成事業一科研費一公募要領説明会を毎年 8 月の下旬に開催している。説明会では、科研費についての説明、計画調書の変更点、調書の書き方について説明を行っている。科研費に応募する研究者には、受講を義務付けている。
- ・希望者には、計画調書の添削など個別指導を行っている。
- ・研究費等審査委員会では、科研費の執行状況をチェックし、執行率の低い課題について、研究代表者に計画に基づく適切な執行を促している。
- ・公的研究費の執行に関するコンプライアンス研修会を毎年 7 月下旬に開催している。不正防止と内部監査、科研費システム、購入手続きについて、松本歯科大学科研費執行マニュアルに沿って説明が行われている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-2-2】松本歯科大学学内研究費の取扱いに関する規程

【資料 A-2-3】松本歯科大学科学研究費助成事業（科研費）取扱い規程

【資料 A-2-4】科学研究費助成事業科研費 公募要領説明会 開催通知

【資料 A-2-5】公的研究費の執行に関するコンプライアンス研修会 開催通知

【自己評価】

- ・科研費採択を促進するため、予備研究を支援する体制が構築されていることは、評価できる。
- ・科研費のサポート体制は、十分にできていることは評価できる。
- ・若手研究者に対する科研費を獲得するための、講習などの努力が望まれる。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・科研費申請件数および獲得額は、年々減少している。研究活動を活発にするためには、研究費獲得額を増加させる必要があり、科研費の獲得につながる独自性および波及効果の高い研究をサポートする体制の充実が重要と思われる。
- ・若手研究の採択件数を増加させるため、大学院を修了したての若手研究者の研究環境を整備するとともに、若手研究者に応募を奨励する。このため、競争的学内研究費や調書の書き方セミナーなど若手研究をサポートする体制作りをする。

**[基準Aの自己評価]**

- ・A-1 の世界水準の研究の推進および A-2 科学研究費補助事業の観点から、概ね順調に世界水準の研究活動が推進されていると評価できる。今後、一部の分野に偏ることなく、全学にわたる研究活動を活性化し、世界への情報発信を目指し、なお一層努力することが必要である。

## V. 特記事項

### 1. 姉妹校を中心とした国際交流

松本歯科大学は 1985 年、米国 インディアナ大学口腔医学院との姉妹校締結を皮切りに、1986 年中国 河北医学院（現河北医科大学）、1992 年ロシア ハバロフスク医科大学（現国立極東総合医科大学）、2010 年サウジアラビア イマーム大学と姉妹校関係を締結し、教職員および学生間の交流を行ってきた。

1984 年からは中国河北省の歯科医師を受入れ 1~2 年間の臨床研修を行い、これまでにのべ 70 名以上が研鑽し現在では中国歯科医療界の最前線で活躍している。

2015 年には河北医科大学と新たな国際交流関係を展開し、毎年本学第 5 学年の学生が河北医科大学口腔医院にて臨床実習を行っている。2017 年からは河北医科大学第 5 学年の学生が本学の病院で臨床研修を行うなど、相互訪問による交流が展開されている。2020 年度、2021 年度は新型コロナウイルス感染症のため双方の派遣を中止し、オンラインを利用しての臨床実習を行った。

## VI. 法令等の遵守状況一覧

### 学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	寄付行為第 3 条、学則第 1 条に本学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条に学部学科を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 5 条に修業年限を定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 15 条に編入学を定めている。	3-1
第 89 条	—	該当なし。	3-1
第 90 条	○	学則第 14 条に入学資格を定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 9 条に職員組織を定め組織編成を行っている。 寄附行為施行細則第 3 条 2 項に学長について定めている。	3-2
		役職教員の職務に関する規程第 3 条に歯学部長について定めている。	4-1
		教育職員選考基準において教育職員の資格を定めている。	4-2
		寄附行為施行細則第 2 条及び学則第 10 条の規定に基づき歯学部教授会規程に教授会について定め開催している。	4-1
第 104 条	○	学則第 42 条、大学院学則 43 条、学位規程に学位授与について定め授与している。	3-1
第 105 条	—	該当なし。	3-1
第 108 条	—	該当なし。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条に自己点検及び評価を行うことを定め自己点検・評価規程に基づき認証評価を受審している。	6-2
第 113 条	○	学則第 2 条及び自己点検・自己評価規程第 9 条に定め大学公式ホームページにて公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 9 条に事務職員及び技術職員について定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 15 条に編入学について定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 15 条、ただし、専修学校の専門課程修了者の編入学については、規定していない。	2-1

### 学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則第 5 条に修業年限、第 6 章に学年・学期及び授業を行わない日、第 7 章に学部学科及び過程の組織、第 8 条に教育課程及び授業日時数、第 7 章に学習の評価及び課程修了の認定、第 6 条に収容定員、第 9 条に職員組織、第 5 章に入学、退学、転学、休学、第 42 条に卒業、第 8 章に授業料、入学料、その他の費用徴収、第 9 章に賞罰、第 15 章に寄宿舎について定めている。通信制の課程及び特別支援学校は設置していない。	3-1 3-2
第 24 条	○	学籍簿成績等については、学校法人松本歯科大学事務組織及び事務分掌規程により、学事室が適正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 52 条、第 53 条及び学生懲戒規程に学生に対する懲戒について定めている。	4-1

松本歯科大学

第 28 条	○	法令関係、学則等の規程集、教職員の名簿等に関する事項は法人（総務）、入学者選抜に関する事項は入試広報室、出席簿、成績管理に関する事項は学事室、財務関係書類に関する事項は経理室にて保存している。保存期間については文書取扱規程に定めている。	3-2
第 143 条	○	歯学部教授会規程第 7 条及び学務委員会規程により学務委員会を設置している。学務委員会の審議事項は教授会へ報告している。	4-1
第 146 条	—	該当なし。	3-1
第 147 条	—	該当なし。	3-1
第 148 条	—	該当なし。	3-1
第 149 条	—	該当なし。	3-1
第 150 条	○	学則第 14 条に入学資格を定めている。	2-1
第 151 条	—	該当なし。	2-1
第 152 条	—	該当なし。	2-1
第 153 条	—	該当なし。	2-1
第 154 条	—	該当なし。	2-1
第 161 条	○	学則第 15 条に入学資格を定めている。	2-1
第 162 条	○	学則第 15 条に入学資格を定めている。	2-1
第 163 条	○	学則第 27 条に学年の始期、終期を定めている。	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし。	3-1
第 164 条	—	該当なし。	3-1
第 165 条の 2	○	学則第 4 条に基づき、3 つのポリシーを定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条及び自己点検・評価規程を定めて行っている。	6-2
第 172 条の 2	○	大学の教育研究活動等に関する情報をホームページで公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 42 条に卒業及び学位授与について定め、学位規程において行っている。	3-1
第 178 条	○	学則第 15 条に編入学について定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 15 条、ただし、専修学校の専門課程修了者の編入学については、規定していない。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令により設置し、大学設置基準を必要な最低の基準とし、その水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条に本学の教育研究上の目的、第 4 条に教育目標を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜試験委員会規程を定め、公正かつ妥当な方法により、適正な体制を整えて実施している。	2-1

松本歯科大学

第 2 条の 3	○	学則第 9 条に職員組織を規定している。教員と事務職員等との間で適切な役割分担のもと、連携体制を確保している。	2-2
第 3 条	○	学則第 3 条に学部を定め、教育研究上適當な規模の内容を有している。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条に学科を定めている。	1-2
第 5 条	—	該当なし。	1-2
第 6 条	—	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学則第 7 条及び第 9 条に教員組織を定めている。 年齢構成が著しく偏らないよう配慮している。	3-2 4-2
第 10 条	○	シラバスに明示している。授業科目ごとに専任の教授等が担当している。実習等については、助手が補助することもある。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	専門分野において、豊富な実務経験を有し、かつ高度な実務能力を有する教員を配置している。 高度な実務経験を有する教授をカリキュラム委員会の委員に任命している。	3-2
第 11 条	○	研究を主体としている、授業を担当しない教員がいる。	3-2 4-2
第 12 条	○	就業規則、教育職員任用規程、教育職員選考基準により、教育研究に従事する専任教員を任用している。	3-2 4-2
第 13 条	○	大学設置基準に則り、教育職員任用規程を定めて、必要な専任教員数を配置している。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長選任規程において、学長の資格、選任について定めている。	4-1
第 14 条	○	教授の資格は教育職員任用規程第 3 条及び、教育職員選考基準第 3 条に定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	准教授の資格は教育職員任用規程第 3 条及び、教育職員選考基準第 4 条に定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	講師の資格は教育職員任用規程第 3 条及び、教育職員選考基準第 5 条に定めている。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	助教の資格は教育職員任用規程第 3 条及び、教育職員選考基準第 6 条に定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	助手の資格は教育職員任用規程第 3 条及び、教育職員選考基準第 7 条に定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 6 条に定めて、適正に管理している。	2-1
第 19 条	○	学則第 2 章に規定し、カリキュラムポリシーに基づき教育課程等を定め、別表第 1、第 2 に明記している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 20 条	○	学則第 2 章に教育課程等を定め、別表第 1、第 2 に明記している。	3-2
第 21 条	○	学則第 8 条に時間数、単位数を定め、別表第 2 に明記している。	3-1
第 22 条	○	学則第 27 条、第 28 条、シラバスに一年間の授業期間を定めている。	3-2
第 23 条	○	学則第 27 条、第 28 条、シラバスに各授業科目の授業期間を定めている。	3-2
第 24 条	○	授業科目ごとに、教育上の諸条件を考慮して、クラス、グループ単位に分けた適正な人数としている。	2-5
第 25 条	○	学則第 8 条、別表第 2 別表シラバスに各授業の項目、方法を明示している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	成績の評価について学則第 35 条及びシラバスに明記している。	3-1

第 25 条の 3	<input type="radio"/>	歯学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程を定め、教育内容等の改善のための組織的な研修を実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし。	3-2
第 27 条	<input type="radio"/>	学則第 8 条で単位及び時間数を定め、第 41 条に基づき、歯学部試験運用規程により、統括的評価基準及び評価方法を明示している。	3-1
第 27 条の 2	<input type="radio"/>	該当なし。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし。	3-1
第 28 条	<input type="radio"/>	県内大学単位互換制度を設けている。	3-1
第 29 条	—	該当なし。	3-1
第 30 条	<input type="radio"/>	学則第 15 条に規定している。相当学年の編入を許可し、それ以前の単位は本学の履修基準表にて履修したとみなしている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 31 条	—	該当なし。	3-1 3-2
第 32 条	<input type="radio"/>	学則第 40 条及び歯学部試験運用規程に卒業要件を定めている。	3-1
第 33 条	<input type="radio"/>	学則第 8 条に単位数・時間数を定めている。基準範囲の授業時間の履修をもって単位の修得とみなしている。	3-1
第 34 条	<input type="radio"/>	教育にふさわしい環境のなか、学生が休息等に利用するに適當な空地を有する十分な敷地を確保している。	2-5
第 35 条	<input type="radio"/>	本学は校舎の隣接地に運動施設として陸上競技場、野球場、ゴルフ練習場を完備している。	2-5
第 36 条	<input type="radio"/>	エビデンス集資料編の F-8 参照 本学は教育研究に必要な施設を有している。	2-5
第 37 条	<input type="radio"/>	エビデンス集資料編の F-8 参照 エビデンス集データ編の様式 1 参照 本学は十分な校地の面積を有している。	2-5
第 37 条の 2	<input type="radio"/>	エビデンス集資料編の F-8 参照 エビデンス集データ編の様式 1 参照 本学は十分な校舎の面積を有している。	2-5
第 38 条	<input type="radio"/>	図書館について規定している学則第 66 条に基づき、図書館規程を定め、所蔵する図書等の資料について図書管理規程を定めている。 エビデンス集データ編の様式 1 参照	2-5
第 39 条	<input type="radio"/>	歯学部の教育研究に必要な附属施設である附属病院について規定している学則第 65 条に基づき、病院規程に定めている。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。	2-5
第 40 条	<input type="radio"/>	歯学教育に必要な充実した機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし。	2-5
第 40 条の 3	<input type="radio"/>	教育研究の目的を達成するため、必要な経費を確保し、教育研究環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	<input type="radio"/>	学則第 1 条に明記している。	1-1
第 41 条	<input type="radio"/>	学則第 9 条に職員組織について定め、事務組織及び事務分掌規程により、専任の事務職員を置く事務組織を設けている。	4-1 4-3
第 42 条	<input type="radio"/>	学生の厚生補導を行うための組織として学事室について、事務組織及び事務分掌規程第 6 条に定めている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	—	該当なし。	2-3
第 42 条の 3	<input type="radio"/>	スタッフ・ディベロップメント委員会規程を定め、職員の能力向上等のため、組織的な研修を実施している。	4-3

第 42 条の 3 の 2	—	該当なし。	3-2
第 43 条	—	該当なし。	3-2
第 44 条	—	該当なし。	3-1
第 45 条	—	該当なし。	3-1
第 46 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。	2-5
第 48 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。	4-2
第 57 条	—	該当なし。	1-2
第 58 条	—	該当なし。	2-5
第 60 条	—	該当なし。	2-5 3-2 4-2

## 学位規則

遵守 状況	遵守状況の説明		該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 42 条及び学位授与規程に基づき学位を授与している。	3-1
第 10 条	○	学則第 42 条に学位に付記する専攻分野の名称を定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし。	3-1
第 13 条	○	学位規程に学位に関し必要な事項を定め、文部科学大臣に報告している。	3-1

## 私立学校法

遵守 状況	遵守状況の説明		該当 基準項目
第 24 条	○	法令及び寄附行為その他の学内規程に基づき、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう自己点検評価を行い、情報の公表に努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	理事、監事、評議員、職員その他の政令で定められている学校法人の関係者に対し特別な利益を与えることはないよう寄附行為第 7 条において監事を選任し、利益相反を適切に防止することができる体制となっている。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 35 条第 2 項に基づき、寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供するとともにホームページで公開している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条第 1 項に役員の定数（理事：9 人～11 人、監事：2 人～3 人）を定め、これを満たしている。また、同条第 2 項の規定により理事のうち 1 名を理事長に選任している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員の関係は委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 16 条の定めに基づき理事会を設置し、適切に運営している。	5-2

松本歯科大学

		る。	
第 37 条	○	役員は、寄附行為第 11 条～第 15 条に基づき職務等を行っている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条及び第 7 条に基づき役員を選任している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条の 2 に基づき、役員の兼職を禁止している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条に役員の補充について規定している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 19 条に基づき評議員会を設置し、適切に運営している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 21 条に評議員会への諮問事項を定め、当該事項について理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴いている。	5-3
第 43 条	○	評議員会は、寄附行為第 22 条に基づき役員への意見具申等を行っている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 23 条に基づき評議員を選任している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員は、学校法人に対する損害賠償責任について、法令の規定を理解し職務を遂行している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員は、第三者に対する損害賠償責任について、法令の規定を理解し職務を遂行している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員は、第三者に対する損害賠償責任を負う場合の連帯責任について、法令の規定を理解し職務を遂行している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	学校法人に対する損害賠償責任の免除については、寄附行為第 43 条の 2 に定めている。責任限定契約については、寄附行為第 43 条の 3 に定めている。 学校法人と役員の補償契約を締結する場合は、法令の規定を遵守している。役員のために保険契約を締結する場合は、法令の規定を遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 41 条に寄附行為の変更の手続きについて定め、変更しようとするとき又はしたときは文部科学大臣に認可申請又は届出をしている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 32 条に基づき、予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画を作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 34 条第 2 項に基づき、評議員会に決算及び事業の実績を報告し、その意見を求めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 35 条に基づき、財産目録等を作成して事務所に備付け、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 35 条の 3 及び役員等報酬規程に役員に対する報酬等の基準を定め、これに基づき報酬等を支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 37 条に会計年度について規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 35 条の 2 に基づき情報を公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

遵守状況	遵守状況の説明		該当基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に目的を定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 3 条に研究科について定めている。	1-2

松本歯科大学

第 102 条	<input type="radio"/>	大学院学則第 27 条に入学資格について定めている。	2-1
---------	-----------------------	----------------------------	-----

学校教育法施行規則（大学院関係）

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	<input type="radio"/> 大学院学則第 27 条に入学資格について定めている。	2-1
第 156 条	<input type="radio"/> 大学院学則第 27 条に入学資格について定めている。	2-1
第 157 条	<input type="radio"/> 大学院学則第 27 条に入学資格について定めている。	2-1
第 158 条	<input type="radio"/> 大学院学則第 2 条に自己点検・評価について定めている。	2-1
第 159 条	<input type="radio"/> 大学院学則第 6 条に修業年限について定めている。	2-1
第 160 条	<input type="radio"/> 大学院学則第 27 条に入学資格について定めている。	2-1

大学院設置基準

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	<input type="radio"/> 2003(平成 15)年 大学院歯学独立研究科を設置以降、設置基準を上回るよう努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	<input type="radio"/> 大学院学則第 1 条に教育研究上の目的について定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	<input type="radio"/> 大学院学則第 27 条に大学院の入学者選抜について定めている。	2-1
第 1 条の 4	<input type="radio"/> 大学院事務室が大学院の事務局として機能している	2-2
第 2 条	<input type="radio"/> 大学院学則第 4 条に課程について定めている。	1-2
第 2 条の 2	— 該当なし。	1-2
第 3 条	— 該当なし。	1-2
第 4 条	<input type="radio"/> 大学院学則第 5 条に大学院の目的、大学院学則第 6 条に修業年限、大学院学則第 7 条に在学期間について定めている。本学の博士課程は歯学専攻であり修業年限は 4 年と定めている。	1-2
第 5 条	<input type="radio"/> 大学院学則第 5 条に研究科の目的を定めており、教育研究上支障のないよう教員を配置している。	1-2
第 6 条	<input type="radio"/> 大学院学則第 6 条に専攻について定めている。	1-2
第 7 条	<input type="radio"/> 歯学部と連携している。	1-2
第 7 条の 2	— 該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	— 該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	<input type="radio"/> 大学院学則第 6 条に教員組織について定め教育研究上支障のないよう必要な教員を配置している。	3-2 4-2
第 9 条	<input type="radio"/> エビデンス データ編 表 4-2 の通りに、教育研究上支障のないよう教員を配置している。	3-2 4-2
第 10 条	<input type="radio"/> 大学院学則第 8 条に収容定員について定めている。	2-1
第 11 条	<input type="radio"/> 大学院学則第 10 条、11 条、12 条に授業科目及び研究指導について定めている。	3-2
第 12 条	<input type="radio"/> 大学院学則第 11 条に授業科目及び研究指導について定めている。	2-2 3-2

第 13 条	○	大学院学則第 11 条に授業科目及び研究指導について定めている。	2-2 3-2
第 14 条	○	大学院学則第 14 条に教育方法の特例について定め、夜間その他特定の時間に置いて授業又は研究指導を行っている。	3-2
第 14 条の 2	○	シラバスに各授業科目の授業内容、成績評価基準を記載している。	3-1
第 14 条の 3	○	大学院 FD を実施している。	3-2 3-3 4-2
第 15 条	○	大学院学則別表第 2 に、各授業科目の単位や修業年限、授業科目等について定めている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	—	該当なし。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 38 条に博士課程の修了要件について定めている。	3-1
第 19 条	○	教育研究に必要な講義室等を備えている。	2-5
第 20 条	○	必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第 21 条	○	キャンパスに図書館を備えている。	2-5
第 22 条	○	教育研究上支障がないよう学部の施設等を共用している。	2-5
第 22 条の 2	○	キャンパスに必要な施設等を備えている。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	大学院学則第 3 条に研究科等の名称について定めている。	1-1
第 23 条	—	該当なし。独立大学院を設置していない。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし。	2-5
第 25 条	—	該当なし。	3-2
第 26 条	—	該当なし。	3-2
第 27 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし。	2-5
第 30 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 30 条の 2		該当なし。	3-2
第 31 条	—	該当なし。	3-2
第 32 条	—	該当なし。	3-1
第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	—	該当なし。	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 42 条	○	事務組織及び事務分掌規程第 7 条に学事室の教務について事務規程を定め、適切に担当している。	4-1 4-3

第 42 条の 2	○	教育能力向上のため指導を行うティーチング・アシスタント（TA）制度等による実践的な教育の提供を行っている。	2-3
第 42 条の 3	○	大学院学則第 52 条に学業優秀者に対する授業料の減免について定めている。	2-4
第 43 条	○	歯学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程とスタッフ・ディベロップメント委員会規程を設け、研修の機会を提供することに努める。	4-3
第 45 条	—	該当なし。	1-2
第 46 条	—	該当なし。	2-5 4-2

## 専門職大学院設置基準「該当なし」

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条		6-2 6-3
第 2 条		1-2
第 3 条		3-1
第 4 条		3-2 4-2
第 5 条		3-2 4-2
第 6 条		3-2
第 6 条の 2		3-2
第 6 条の 3		3-2
第 7 条		2-5
第 8 条		2-2 3-2
第 9 条		2-2 3-2
第 10 条		3-1
第 11 条		3-2 3-3 4-2
第 12 条		3-2
第 12 条の 2		3-1
第 13 条		3-1
第 14 条		3-1
第 15 条		3-1
第 16 条		3-1
第 17 条		1-2 2-2 2-5 3-2 4-2

			4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

## 学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	—	該当なし。修士課程を設置していない。	3-1
第 4 条	○	学位規程第 3 章（第 5 条～第 21 条）に博士の学位授与要件について定めている。	3-1
第 5 条	—	該当なし。	3-1
第 12 条	○	学位規程第 20 条に学位授与の報告について定めている。	3-1

## 大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1

松本歯科大学

第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※ 大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

**VII. エビデンス集一覧****エビデンス集（データ編）一覧**

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

## エビデンス集（資料編）一覧

## 基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体） 学校法人松本歯科大学寄附行為		
	大学案内 MATSUMOTO DENTAL UNIVERSITY (2022)		
【資料 F-2】	大学学則、大学院学則（紙媒体） ①松本歯科大学学則 ②松本歯科大学大学院学則		
	学生募集要項、入学者選抜要綱 ①2022年度歯学部学生募集要項（総合型選抜、学校推薦型選抜（公募制）、一般選抜、共通テスト利用選抜） ②2022年度歯学部学生募集要項（編入学選抜） ③2022年度歯学部学生募集要項（校友子女選抜） ④2022年度歯学部学生募集要項（学校推薦型選抜（指定校）） ⑤2022年度歯学部学生募集要項（留学生選抜） ⑥2022年度大学院歯学独立研究科学生募集要項（一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜、秋期選抜）		
【資料 F-4】	学生便覧 ①授業大要（シラバス）（第1学年）（歯学部） ②授業大要（シラバス）（第2学年）（歯学部） ③授業大要（シラバス）（第3学年）（歯学部） ④授業大要（シラバス）（第4学年）（歯学部） ⑤授業大要（シラバス）（第5学年）（歯学部） ⑥授業大要（シラバス）（第6学年）（歯学部） ⑦授業大要（シラバス）（大学院歯学独立研究科）		
	事業計画書 2022年度事業計画書		
【資料 F-5】	事業報告書 2021年度事業報告書		
	アクセスマップ、キャンパスマップなど ①アクセスマップ（ <a href="https://www.mdu.ac.jp/access/index.html">https://www.mdu.ac.jp/access/index.html</a> ） ②キャンパスマップ（ <a href="https://www.mdu.ac.jp/campus_map/">https://www.mdu.ac.jp/campus_map/</a> ）		
【資料 F-6】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ） 学校法人松本歯科大学規程集目次		
	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 ①理事・監事名簿 ②評議員名簿 ③理事会、評議員会の開催状況		
【資料 F-11】	決算時の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間）		

	①決算書（2017～2021年度） ②監査報告書（2017～2021年度）	
【資料 F-12】	履修要綱、シラバス（電子データ） ①授業大要（シラバス）（第1学年）（歯学部） ②授業大要（シラバス）（第2学年）（歯学部） ③授業大要（シラバス）（第3学年）（歯学部） ④授業大要（シラバス）（第4学年）（歯学部） ⑤授業大要（シラバス）（第5学年）（歯学部） ⑥授業大要（シラバス）（第6学年）（歯学部） ⑦授業大要（シラバス）（大学院歯学独立研究科）	【資料 F-5】と同じ
【資料 F-13】	3つのポリシー一覧（策定単位ごと） 歯学部：3つのポリシー、大学院：3つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 「該当なし」	【該当なし】
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	

## 基準1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	大学ホームページ（大学概要／建学の理念・教育目標）	
【資料 1-1-2】	書籍「視点」	
【資料 1-1-3】	大学ホームページ（歯学部：理念とポリシーのページ、大学院：大学院案内・3つのポリシーのページ）	
【資料 1-1-4】	MATSUMOTO DENTAL UNIVERSITY (2022)（大学案内）	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-5】	松本歯科大学学則	【資料 F-3】①と同じ
【資料 1-1-6】	松本歯科大学学則	【資料 F-3】①と同じ
【資料 1-1-7】	松本歯科大学大学院学則	【資料 F-3】②と同じ
【資料 1-1-8】	松本歯科大学学則	【資料 F-3】①と同じ
【資料 1-1-9】	MATSUMOTO DENTAL UNIVERSITY (2022)（大学案内）	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-10】	大学ホームページ（大学概要／建学の理念・教育目標）	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-1-11】	大学ホームページ（歯学部：理念とポリシーのページ、大学院：大学院案内・3つのポリシーのページ）	【資料 1-1-3】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	松本歯科大学学則	【資料 F-3】①と同じ
【資料 1-2-2】	職員イントラネット「建学の理念」、「目的及び教育目標」	
【資料 1-2-3】	書籍「視点」	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-4】	大学ホームページ（歯学部：理念とポリシーのページ、大学院：大学院案内・3つのポリシーのページ）	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-5】	学生募集要項	【資料 F-4】①②③④⑤と同じ
【資料 1-2-6】	大学ホームページ（School Philosophy のページ）	
【資料 1-2-7】	中国語の大学案内	

【資料 1-2-8】	韓国語の大学案内	
【資料 1-2-9】	授業大要（シラバス）	【資料 F-5】①②③④ ⑤⑥と同じ
【資料 1-2-10】	学生インターネット（目的及び教育目標ページ）	
【資料 1-2-11】	職員インターネット「建学の理念」、「目的及び教育目標」	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 1-2-12】	事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-2-13】	大学ホームページ（大学概要／建学の理念・教育目標）	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-2-14】	大学ホームページ（歯学部：理念とポリシーのページ、大学院：大学院案内・3つのポリシーのページ）	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-15】	松本歯科大学学則	【資料 F-3】①と同じ
【資料 1-2-16】	松本歯科大学歯学部教授会規程	
【資料 1-2-17】	松本歯科大学総合歯科医学研究所規程	
【資料 1-2-18】	松本歯科大学大学院歯学独立研究科委員会規程	
【資料 1-2-19】	松本歯科大学病院規程	
【資料 1-2-20】	松本歯科大学図書館規程	
【資料 1-2-21】	松本歯科大学学事評議会規程	

## 基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	松本歯科大学学則	【資料 F-3】①と同じ
【資料 2-1-2】	学生募集要項	【資料 F-4】①②③④ ⑤⑥と同じ
【資料 2-1-3】	松本歯科大学歯学部入学者選抜試験委員会規程	
【資料 2-1-4】	2022 年度大学院歯学独立研究科学生募集要項（英文）	【資料 F-4】⑥と同じ
【資料 2-1-5】	授業大要（シラバス）（大学院歯学独立研究科）（英文）	【資料 F-5】⑦と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	松本歯科大学歯学部学務委員会規程	
【資料 2-2-2】	松本歯科大学歯学部カリキュラム委員会内規	
【資料 2-2-3】	松本歯科大学臨床実習運営委員会規程	
【資料 2-2-4】	松本歯科大学障がい学生修学支援規程	
【資料 2-2-5】	松本歯科大学障がいのある学生への修学支援に関する基本方針	
【資料 2-2-6】	授業大要（シラバス）	【資料 F-5】①②③④ ⑤⑥と同じ
【資料 2-2-7】	松本歯科大学ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-2-8】	松本歯科大学リサーチ・アシスタント規程	
2-3. キャリア支援		
なし		
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	松本歯科大学歯学部奨学金規程	
【資料 2-4-2】	松本歯科大学歯学部学生共済規程	
【資料 2-4-3】	松本歯科大学歯学部学資負担者の死亡等に対する援助に関する規程	

	る細則	
【資料 2-4-4】	松本歯科大学歯学部学生の傷害、疾病に対する援助に関する細則	
【資料 2-4-5】	松本歯科大学大学院奨学金規程	
【資料 2-4-6】	松本歯科大学歯学部体育連絡協議会規程	
【資料 2-4-7】	松本歯科大学歯学部体育連絡協議会クラブ細則	
【資料 2-4-8】	松本歯科大学歯学部文化連絡協議会規程	
【資料 2-4-9】	松本歯科大学歯学部文化連絡協議会クラブ細則	
<b>2-5. 学修環境の整備</b>		
【資料 2-5-1】	学校法人松本歯科大学安全衛生管理規程	
【資料 2-5-2】	学校法人松本歯科大学防火・防災管理規程	
【資料 2-5-3】	学校法人松本歯科大学保安規程	
【資料 2-5-4】	松本歯科大学病院医療安全管理委員会及び医療安全管理室規程	
【資料 2-5-5】	松本歯科大学病院麻薬取扱規程	
【資料 2-5-6】	松本歯科大学病院医療ガス安全・管理委員会規程	
【資料 2-5-7】	松本歯科大学病院感染性廃棄物管理規程	
【資料 2-5-8】	松本歯科大学病院院内感染防止対策委員会内規	
<b>2-6. 学生の意見・要望への対応</b>		
【資料 2-6-1】	授業評価アンケート	
【資料 2-6-2】	学生生活に関する満足度調査	
【資料 2-6-3】	研究指導および教育環境のアンケート	
【資料 2-6-4】	授業評価アンケート	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 2-6-5】	研究指導および教育環境のアンケート	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 2-6-6】	学生生活に関する満足度調査	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 2-6-7】	研究指導および教育環境のアンケート	【資料 2-6-3】と同じ

### 基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定</b>		
【資料 3-1-1】	大学ホームページ（歯学部：理念とポリシーのページ、大学院：大学院案内・3つのポリシーのページ）	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 3-1-2】	松本歯科大学学則	【資料 F-3】①と同じ
【資料 3-1-3】	松本歯科大学歯学部 GPA 制度に関する規程	
【資料 3-1-4】	授業大要（シラバス）	【資料 F-5】①②③④ ⑤⑥と同じ
【資料 3-1-5】	松本歯科大学歯学部 2022 年度版 進級・卒業の手引き	
【資料 3-1-6】	松本歯科大学大学院学則	【資料 F-3】②と同じ
<b>3-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料 3-2-1】	大学ホームページ（歯学部：理念とポリシーのページ、大学院：大学院案内・3つのポリシーのページ）	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 3-2-2】	松本歯科大学学則	【資料 F-3】①と同じ
【資料 3-2-3】	授業大要（シラバス）	【資料 F-5】①②③④

# 松本歯科大学

		⑤⑥と同じ
【資料 3-2-4】	松本歯科大学歯学部学務委員会規程	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 3-2-5】	松本歯科大学歯学部カリキュラム委員会内規	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 3-2-6】	授業評価アンケート	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-2-7】	研究指導アンケート	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 3-2-8】	年次研究経過報告書	
【資料 3-2-9】	松本歯科大学歯学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 3-2-10】	松本歯科大学歯学部カリキュラム委員会内規	【資料 2-2-2】と同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	授業評価アンケート	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-2】	松本歯科大学歯学部学務委員会規程	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 3-3-3】	松本歯科大学歯学部カリキュラム委員会内規	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 3-3-4】	授業評価アンケート	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-5】	研究指導アンケート	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 3-3-6】	年次研究経過報告書	【資料 3-2-7】と同じ
【資料 3-3-7】	松本歯科大学歯学部教授会規程	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 3-3-8】	松本歯科大学歯学部学務委員会規程	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 3-3-9】	松本歯科大学歯学部カリキュラム委員会内規	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 3-3-10】	松本歯科大学大学院歯学独立研究科委員会規程	【資料 1-2-18】と同じ
【資料 3-3-11】	松本歯科大学大学院歯学独立研究科運営委員会内規	
【資料 3-3-12】	松本歯科大学大学院歯学独立研究科カリキュラム委員会内規	

## 基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	松本歯科大学学事評議会規程	【資料 1-2-21】と同じ
【資料 4-1-2】	松本歯科大学歯学部学務委員会規程	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 4-1-3】	松本歯科大学歯学部教授会規程	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 4-1-4】	松本歯科大学大学院歯学独立研究科委員会規程	【資料 1-2-18】と同じ
【資料 4-1-5】	松本歯科大学歯学部教授会規程	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 4-1-6】	松本歯科大学歯学部学務委員会規程	【資料 2-2-1】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	授業科目履修基準表（松本歯科大学学則別表第 2）	【資料 F-3】①の一部
【資料 4-2-2】	松本歯科大学教育職員任用規程	
【資料 4-2-3】	松本歯科大学非常勤講師委嘱規程	
【資料 4-2-4】	松本歯科大学診療教授等委嘱規程	
【資料 4-2-5】	松本歯科大学臨床教授等委嘱規程	
【資料 4-2-6】	松本歯科大学客員教授規程	
【資料 4-2-7】	学校法人松本歯科大学定年規程	
【資料 4-2-8】	松本歯科大学大学院歯学独立研究科担当教員の選考及び資格審査に関する規程	
【資料 4-2-9】	松本歯科大学大学院歯学独立研究科担当教員の選考及び資格	

# 松本歯科大学

	審査に関する申合せ	
【資料 4-2-10】	松本歯科大学歯学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 3-2-9】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	松本歯科大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 4-3-2】	松本歯科大学歯学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 3-2-9】と同じ
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	松本歯科大学学術研究倫理指針	
【資料 4-4-2】	松本歯科大学研究等倫理規程	
【資料 4-4-3】	松本歯科大学遺伝子組換え生物等安全管理規程	
【資料 4-4-4】	松本歯科大学動物実験取扱規程	
【資料 4-4-5】	松本歯科大学研究活動等利益相反管理規程	
【資料 4-4-6】	松本歯科大学公的研究費の管理・監査に関する規程	
【資料 4-4-7】	松本歯科大学における公的研究費の執行に関する行動規範	
【資料 4-4-8】	松本歯科大学競争的資金の間接経費の取扱いに関する規程	
【資料 4-4-9】	松本歯科大学公的研究費内部監査実施細則	
【資料 4-4-10】	松本歯科大学科学研究費助成事業（科研費）取扱規程	
【資料 4-4-11】	松本歯科大学科学研究費助成事業（科研費）旅費取扱細則	
【資料 4-4-12】	松本歯科大学研究活動の不正行為への対応等に関する規程	
【資料 4-4-13】	松本歯科大学学内研究費の取扱いに関する規程	
【資料 4-4-14】	松本歯科大学研究機器購入に係る取扱規程	
【資料 4-4-15】	松本歯科大学リサーチ・アシスタント規程	【資料 2-2-8】と同じ

## 基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人松本歯科大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	松本歯科大学学則	【資料 F-3】①と同じ
【資料 5-1-3】	MATSUMOTO DENTAL UNIVERSITY (2022) (大学案内)	【資料 F-2】と同じ
【資料 5-1-4】	大学ホームページ（大学概要／建学の理念・教育目標）	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 5-1-5】	職員インターネット「建学の理念」、「目的及び教育目標」	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 5-1-6】	松本歯科大学大学院学則	【資料 F-3】②と同じ
【資料 5-1-7】	学校法人松本歯科大学就業規則	
【資料 5-1-8】	学校法人松本歯科大学ハラスマント等の防止に関する規程	
【資料 5-1-9】	学校法人松本歯科大学個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-10】	学校法人松本歯科大学情報ネットワーク管理委員会規程	
【資料 5-1-11】	学校法人松本歯科大学公益通報者の保護に関する規程	
【資料 5-1-12】	学校法人松本歯科大学監事監査規程	
【資料 5-1-13】	学校法人松本歯科大学内部監査規程	
【資料 5-1-14】	学校法人松本歯科大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-15】	松本歯科大学大学院学則	【資料 F-3】②と同じ
【資料 5-1-16】	学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則	

# 松本歯科大学

【資料 5-1-17】	学校法人松本歯科大学常務理事会規則	
【資料 5-1-18】	松本歯科大学学事評議会規程	【資料 1-2-21】と同じ
【資料 5-1-19】	松本歯科大学歯学部教授会規程	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 5-1-20】	松本歯科大学歯学部学務委員会規程	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 5-1-21】	松本歯科大学自己点検・評価規程	
【資料 5-1-22】	学校法人松本歯科大学エネルギー管理規程	
【資料 5-1-23】	学校法人松本歯科大学 エネルギー管理標準 (令和 2 年 4 月 1 日改訂)	
【資料 5-1-24】	関東経済産業局電子広報誌「いとじゅっけん」 平成 27 年 3 月 26 日	
【資料 5-1-25】	学内通知「終日全面禁煙の実施について」 (2013 年 4 月 30 日付)	
【資料 5-1-26】	学校法人松本歯科大学安全衛生管理規程	【資料 2-5-1】と同じ
【資料 5-1-27】	学校法人松本歯科大学防火・防災管理規程	【資料 2-5-2】と同じ
【資料 5-1-28】	学校法人松本歯科大学防火・防災管理委員会内規	
【資料 5-1-29】	「災害時協定」協定書(2021 年 2 月 16 日付)	
【資料 5-1-30】	松本歯科大学感染性廃棄物管理規程	【資料 2-5-7】と同じ
【資料 5-1-31】	学校法人松本歯科大学就業規則	【資料 5-1-7】と同じ
【資料 5-1-32】	学校法人松本歯科大学ハラスメント等の防止に関する規程	【資料 5-1-8】と同じ
【資料 5-1-33】	学校法人松本歯科大学個人情報の保護に関する規程	【資料 5-1-9】と同じ
【資料 5-1-34】	学校法人松本歯科大学公益通報者の保護に関する規程	【資料 5-1-11】と同じ
【資料 5-1-35】	松本歯科大学広報誌「Campus Today」(2020 年 4・6・7 月号、 2021 年 2・6 月号、2022 年 1 月号付)	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人松本歯科大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則	【資料 5-1-16】と同じ
【資料 5-2-3】	理事会、評議員会の開催状況	【資料 F-10】③と同じ
【資料 5-2-4】	意思表示書(例 令和 4 年 3 月 24 日 理事会)	
【資料 5-2-5】	学校法人松本歯科大学常務理事会規則	【資料 5-1-17】と同じ
【資料 5-2-6】	学校法人松本歯科大学 中期計画(2022~2026 年度)	
【資料 5-2-7】	学校法人松本歯科大学 2022 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-2-8】	学校法人松本歯科大学 2021 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人松本歯科大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則	【資料 5-1-16】と同じ
【資料 5-3-3】	学校法人松本歯科大学常務理事会規則	【資料 5-1-17】と同じ
【資料 5-3-4】	松本歯科大学歯学部教授会規程	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 5-3-5】	松本歯科大学歯学部学務委員会規程	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 5-3-6】	松本歯科大学総合歯科医学研究所規程	【資料 1-2-17】と同じ
【資料 5-3-7】	松本歯科大学大学院歯学独立研究科委員会規程	【資料 1-2-18】と同じ
【資料 5-3-8】	松本歯科大学大学院歯学独立研究科運営委員会内規	【資料 3-3-11】と同じ
【資料 5-3-9】	松本歯科大学学事評議会規程	【資料 1-2-21】と同じ
【資料 5-3-10】	松本歯科大学各種委員会名簿	

【資料 5-3-11】	学校法人松本歯科大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-12】	学校法人松本歯科大学監事監査規程	【資料 5-1-12】と同じ
【資料 5-3-13】	理事会、評議員会の開催状況	【資料 F-10】③と同じ
【資料 5-3-14】	監査報告書	【資料 F-11】②と同じ
<b>5-4. 財務基盤と収支</b>		
【資料 5-4-1】	学校法人松本歯科大学 中期計画（2022～2026 年度）	【資料 5-2-6】と同じ
<b>5-5. 会計</b>		
【資料 5-5-1】	なし	

**基準 6. 内部質保証**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>6-1. 内部質保証の組織体制</b>		
【資料 6-1-1】	松本歯科大学自己点検・評価規程	【資料 5-1-21】と同じ
<b>6-2. 内部質保証のための自己点検・評価</b>		
【資料 6-2-1】	松本歯科大学学則	【資料 F-3】①と同じ
【資料 6-2-2】	松本歯科大学大学院学則	【資料 F-3】②と同じ
【資料 6-2-3】	大学ホームページ（情報公開のページ）	
【資料 6-2-4】	2022 年度エビデンス集（データ編）	
<b>6-3. 内部質保証の機能性</b>		
【資料 6-3-1】	松本歯科大学平成 27 年度大学機関別認証評価調査報告書 〔日本高等 教育評価機構〕	
【資料 6-3-2】	松本歯科大学平成 31(2019)年 3 月自己点検評価書	

**基準 A. 研究活動**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>A-1. 世界水準の研究活動の推進</b>		
【資料 A-1-1】	2019・2020・2021 年度 Material transfer agreement 契約一覧	
<b>A-2. 科学研究費助成事業</b>		
【資料 A-2-1】	公的資金採択研究 科学研究費助成事業	
【資料 A-2-2】	松本歯科大学学内研究費の取扱いに関する規程	【資料 4-4-13】と同じ
【資料 A-2-3】	松本歯科大学科学研究費助成事業（科研費）取扱い規程	【資料 4-4-10】と同じ
【資料 A-2-4】	科学研究費助成事業科研費 公募要領説明会 開催通知	
【資料 A-2-5】	公的研究費の執行に関するコンプライアンス研修会 開催通知	